

障がいの ある人の 福祉 ガイドブック

相談窓口

障がい手帳

等級表

障害福祉

介護保険

医療

手当

年金

税金

交通関係

補装具

日常生活用具

住宅

生活訓練

職業訓練など

その他の福祉

制度一覧表

各種関係団体

事業所等

2026年度(令和8年度)版



加賀市

障がいの表記について

(1) 「障がい」の表記を用いることについて

加賀市では障がいのある人の思いを大切にし、地域の方々の「障がい」と「障がいのある人」に対する理解を深めていくため、マイナスのイメージのある「障害」の表記を公文書、広報等において可能なものから「障がい」と表記します。

(2) 表記の基準について

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とします。

ただし、次に掲げる場合は「障害」と漢字で表記します。

[法令名]

障害者基本法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法 など

[法定の制度の名称]

身体障害者手帳、障害福祉サービス など

[機関の名称などの固有名詞]

石川県視覚障害者協会、加賀市聴力障害者福祉協会 など

[医学用語等の専門用語として漢字が適当な場合]

心臓機能障害 など

[人の状態ではない場合]

障害物、電波障害 など

じりつの表記について

「自立：他の援助や支配を受けずに、自分の力で身を立てること。ひとりだち」と「自律：自分で自分の行為を規制すること。外部の制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」の2つの意味を込めて、「じりつ」と表記します。

も く じ

1. 相談窓口	1 ~ 12
2. 障がいの手帳	
1) 身体障害者手帳	13
2) 療育手帳	14
3) 精神障害者保健福祉手帳	15
3. 身体障害者障害程度等級表	16 ~ 19
4. 障害福祉サービス等	
1) 障害福祉サービス等の概要	20
2) 相談支援専門員	20
3) 障害福祉サービス等の内容	21 ~ 23
4) 障害福祉サービス等の利用者負担	24
5) 障害福祉サービス等を利用するには	25
5. 介護保険サービス	26
6. 医 療	
1) 育成医療（自立支援医療）の給付	27
2) 更生医療（自立支援医療）の給付	28
3) 精神通院医療（自立支援医療）の給付	29
4) 心身障害者医療費の助成	30
5) 高額医療・高額介護の合算療養費制度	31
6) 高額療養費・自己負担限度額	31
7) 後期高齢者医療制度	31
8) ひとり親家庭等に対する医療費の助成	32
9) 特定医療費（指定難病）の助成	32
10) 医療的ケア児レスパイト支援事業	33
7. 手 当	
1) 特別障害者手当	34 ~ 35
2) 障害児福祉手当	34 ~ 35
3) 特別児童扶養手当	34 ~ 35
4) 児童扶養手当	36
8. 年 金	
1) 障害基礎年金	37
2) 障害厚生年金	38
3) 心身障害者扶養共済制度	39

9. 税金の控除・減免

1) 所得税・市県民税の障害者控除	40
2) 障害者控除対象者認定	41
3) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	41
4) 少額貯蓄の非課税制度	42
5) 自動車税（環境性能割）（種別割）、 軽自動車税（環境性能割）（種別割）の減免	42～45

10. 交通関係

1) 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	46
2) 身体障害者介助用自動車改造費の助成	47
3) 身体障害者自動車改造費の助成	47
4) 心身障害者運転免許取得費の助成	47
5) 身体障害者運転免許取得時自動車改造費の助成	47
6) JR運賃の割引	48
7) IRいしかわ鉄道運賃の割引	48
8) 国内航空運賃の割引	49
9) バス運賃の割引	49
10) 乗合タクシー「のりあい号」料金の割引	50
11) タクシー料金の割引	50
12) 有料道路通行料金の割引	51

11. 補装具費の支給

52～53

12. 日常生活用具の給付

54～63

13. 住 宅

1) 住宅リフォーム助成	64～65
2) 住宅改修相談・福祉用具相談	65

14. 生活訓練

1) 音声機能障がい者発声訓練	66
2) 失語症患者言語訓練	66
3) 聴覚障がい者（児）訓練	66
4) オストメイト社会適応訓練	66
5) その他の生活訓練	67

15. 職業訓練など

1) 公共職業安定所	68
2) 石川障害者職業能力開発校	68
3) 石川障害者職業センター	69
4) こまつ障害者就業・生活支援センター	70

16. その他の福祉

1) 広報等の点訳・音訳	71
2) 点字図書・録音図書・デジタル図書館	71
3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	71
4) 点字郵便物等の無料配達	72
5) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介護犬）の給付	72
6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	72
7) NHK放送受信料の減免	73
8) 駐車禁止除外車指定	73
9) 公職選挙における投票	74
10) 加賀市使用料等減免対象施設	75
11) 地域見守り支えあいネットワーク	76
12) 生活福祉資金の貸付制度	77
13) 障害者温泉療養事業	78
14) 移送サービス（おでかけ号）の利用事業	79
15) 福祉サービス利用支援事業	79
16) いしかわ支え合い駐車場制度	80
17) ヘルプマーク	81
18) 自動車事故対策機構（NASVA）の福祉サービス	81
19) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成	82
20) 人工内耳体外器等購入費の助成	83
21) 視覚障がい者スマートスピーカー購入費の助成	84

17. 福祉制度対象者範囲一覧表	85 ~ 88
------------------	---------

18. 各種関係団体	89 ~ 90
------------	---------

19. 障害福祉サービス事業所等の紹介	91 ~ 128
---------------------	----------

1. 相 談 窓 口

障がい者相談員

加賀市長より委嘱された民間の協力者で、身体障がいのある人（子ども）、知的障がいのある人（子ども）、精神障がいのある人（子ども）の養育や生活などについての相談に応じています。

～お気軽にご相談ください～

【身体障がい者相談員】

(令和8年4月現在)

障がい名	氏 名	電話番号
視覚	檜 尾 政 男	7 7 - 0 0 3 3
	竹 内 和 信	090-2035-1063
	中 出 篤 志	090-2834-4881
	富 田 喜 美 子	090-4689-8510
聴覚	永 山 澄 恵	FAX 7 3 - 4 4 0 5
肢体	土 井 き よ 子	090-6277-2118
	高 木 明	7 4 - 3 6 1 9
	西 野 忠 夫	☎ FAX 72 - 4010 090-4684-0143
	奥 出 春 子	7 7 - 2 4 7 8
	作 見 雅 幸	7 8 - 3 1 5 3

【知的障がい者相談員】

(令和8年4月現在)

氏 名	電話番号
川 岸 久 仁 子	ふれあいセンターもぐ 7 2 - 6 3 1 2
大 井 弘 志	
白 井 明 子	
戸 瀬 秀 一	

【精神障がい者相談員】

(令和8年4月現在)

氏 名	電話番号
石 尾 大 輔	080-6163-2173

【障がいに関する相談】

相談内容	相談機関
身体障がい・知的障がい・精神障がいについて (障がいのある人の福祉制度、各種障害福祉サービス、権利擁護)	加賀市障がい者基幹相談支援センター (市役所地域包括支援センター)
	相談支援事業所 かが
	はしたて生活支援センター
	オープンセサミ錦城
	相談支援事業所 やまなか
	相談支援事業所 やましろ
相談支援事業 あいりす	
障がいのある児のさまざまな相談	加賀市子ども家庭センター子育て応援ステーション
視覚障がいのある人のさまざまな相談	石川県視覚障害者協会
聴覚障がいのある人のさまざまな相談	石川県聴覚障害者センター
難聴児とその家族の相談	いしかわ難聴児相談支援センター
こころの健康相談 (不眠やうつなどこころの病気に関する不安や悩み、ひきこもりや不登校などの思春期の問題、アルコールなどの依存症など)	市役所地域包括支援センター
	石川県南加賀保健福祉センター
	石川県こころの健康センター
障がい者理解に関する相談	地域活動支援センターかが (機能強化事業)
よりそいホットライン (年中無休・24時間通話無料)	

【発達障がいに関する相談】

相談内容	相談機関
発達障がいについて	こども育成相談センター
発達障がいについて (地域の相談機関での処遇が複雑困難と思われる人)	石川県発達障害支援センター
	発達障害者支援センターパース

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-8186	72-1665
加賀市百々町81番地1	72-4545 75-7030 (虐待専用窓口)	72-7030
加賀市橋立町イ乙54番地1	73-5250	75-7385
加賀市大聖寺上福田町口76番地2	73-2580	73-2581
加賀市山中温泉滝町11番1	78-0668	78-0653
加賀市山代温泉桔梗丘4丁目1番1	77-5666	76-3650
加賀市潮津町ム69番地1	74-8300	74-6680
加賀市大聖寺八間道65番地 かが交流プラザさくら1階	72-7866	72-5626
金沢市芳斉1丁目15番26号	076-222-8781	076-222-1821
金沢市本多町3丁目1番10号	076-264-8615	076-261-3021
金沢市宝町13-1 (金沢大学付属病院内)	076-265-2413 電話予約・お問い合わせは 平日(月~金) 9:00~17:00	076-234-4265
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-8186	72-1665
小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796	0761-22-0805
金沢市鞍月東2丁目6番地	こころの相談ダイヤル 【電話相談専用】 076-237-2700 (平日9:00~17:00) 0570-783-780 (土日祝・夜間)	076-238-5762
	精神保健福祉相談 【電話相談】【面接相談(予約制)】 076-238-5750 (相談課直通) 月~金8:30~17:15 (年末年始・祝日除く)	
加賀市百々町81番地1	72-4545	72-7030
	0120-279-338	

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺八間道57番地	73-0229	73-5083
金沢市鞍月東2丁目6番地	【電話相談】 076-238-5557 月~金 8:30~17:15 (年末年始・祝日除く)	076-254-5533
	【来所相談】予約制 076-238-5557	
金沢市福久東1丁目56番地 オフィスオーセド2F	【電話相談】 076-257-5551 月~土 9:00~17:30	076-257-1916 【HP】 http://www.center-path.com
	【来所相談】予約制 076-257-5551	

【特定疾病・難病等に関する相談】

相談内容	相談機関
特定疾病・難病について	石川県南加賀保健福祉センター加賀地域センター
高次脳機能障がいについて	石川県高次脳機能障害相談・支援センター
難病について (小児慢性特定疾病を含む)	石川県難病相談・支援センター

【障がい者虐待に関する相談】

相談内容	相談機関
障がい者虐待に関する相談・届出・通報について	加賀市障がい者虐待防止センター（24時間受付） (前ページの相談支援事業所でも24時間受け付けます。)
	石川県障害者権利擁護サポートデスク

【障がい者差別・権利に関する相談】

相談内容	相談機関
障がいを理由とする差別に関する相談について	市役所ふれあい福祉課
教育に関すること	石川県教員総合研修センター
消費生活に関すること	加賀市消費生活センター 石川県消費生活支援センター
人権に関すること	金沢地方法務局小松支局
雇用に関すること	加賀公共職業安定所

【成年後見制度に関する相談】

相談内容	相談機関
成年後見制度に関する相談について	かが成年後見センターほっこり

【児童に関する相談】

相談内容	相談機関
児童の育成医療費について	市役所ふれあい福祉課
児童の心身の健全な発育について	こども育成相談センター
「ことば」や「きこえ」について 「学習」や「行動」の発達について	教育委員会 学校指導課

住 所	電 話	F A X
加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105番地1	76-4300	76-4301
金沢市赤土町ニ13番地1 (石川県リハビリテーションセンター内)	【電話相談】 076-266-2188 月~金 8:30~17:15 土 8:30~12:30 (年末年始・祝日除く)	076-266-2864
	【面接相談】予約制 月~金 8:30~17:15 (年末年始・祝日除く)	
金沢市赤土町ニ13番地1 (石川県リハビリテーションセンター内)	【電話相談】 076-266-2738 月~金 8:30~17:15 土 8:30~12:30 (年末年始・祝日除く)	076-266-2864
	【面接相談】予約制 月~金 8:30~17:15 (年末年始・祝日除く)	

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地 (市役所地域包括支援センター内)	72-8186	72-1665
	【E-mail】 kokoro@city.kaga.lg.jp	
金沢市鞍月1丁目1番地 (石川県障害保健福祉課内)	076-225-1464	076-225-1429

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7852	72-1665
金沢市高尾町ウ31番地1	076-298-1729	076-298-3518
加賀市大聖寺南町ニ41番地 (市役所相談支援課内)	72-7857	72-1665
金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎	076-255-2120	076-255-2397
小松市日の出町1丁目120番地 (小松日の出合同庁舎内)	0761-22-6300	
加賀市大聖寺菅生イ78-3	72-8609	72-8619

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ11-5 (社会福祉協議会内)	72-2227	72-1244

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7852	72-1665
加賀市大聖寺八間道57番地	73-0229	73-5083
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7886	73-4824

【高齢に関する相談】

相談内容	相談機関
高齢者総合相談 (介護保険制度、介護予防、各種高齢者福祉サービス、権利擁護、認知症などについて)	市役所高齢者こころまちセンター (市役所地域包括支援センター)
	大聖寺地区高齢者こころまちセンター (大聖寺なでしこの家)
	大聖寺地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームきょうまち)
	山代地区高齢者こころまちセンター (山代すみれの家)
	山代地区高齢者こころまちセンター (ニーズ対応型小規模多機能ホームききょうが丘)
	庄地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームいらっせ庄)
	片山津地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームいらっせ湖城)
	勅使・東谷口地区高齢者こころまちセンター (小規模特別養護老人ホームちよくし)
	作見地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームいらっせ松が丘)
	作見地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ハウスさくみ)
	金明地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームきんめい)
	動橋地区高齢者こころまちセンター (動橋ひまわりの家)
	分校地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームいらっせ分校)
	橋立地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームはしたて)
	南郷地区高齢者こころまちセンター (小規模多機能ホームなんごうえがお)
	三木・三谷・塩屋地区高齢者こころまちセンター (グループホームまどい)
山中地区高齢者こころまちセンター (富士見通りお茶の間さろん)	
認知症に関する相談	南加賀認知症疾患医療センター
	石川県南加賀保健福祉センター

【税金に関する相談】

相談内容	相談機関
税金相談 (市県民税、固定資産税、軽自動車税など)	市役所税料金課
税金相談 (所得税、相続税、贈与税)	小松税務署
税金相談 (自動車税)	小松県税事務所
税金相談 (自動車税など)	石川県税務課

【年金に関する相談】

相談内容	相談機関
年金に関することについて	市役所保険年金課
	小松年金事務所

【職業に関する相談】

相談内容	相談機関
就労支援に関する相談	加賀市社会福祉協議会
就職に関することについて	加賀公共職業安定所
障がいのある人の就業と日常生活について	こまつ障害者就業・生活支援センター

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-8186	72-1665
加賀市大聖寺番場町29番地4	72-1882	72-1882
加賀市大聖寺京町27番地	76-5510	76-5520
加賀市山代温泉ハ74番地5	77-1505	77-1506
加賀市山代温泉桔梗丘4丁目1番地1	76-3660	76-3650
加賀市庄町ル167番地	74-5650	74-5651
加賀市湖城町3丁目125番地	74-8122	74-8123
加賀市勅使町ル75番地1	77-3911	77-3912
加賀市松が丘1丁目17番地8	72-2050	72-2060
加賀市作見町カ132番地1	75-3315	75-3316
加賀市野田町タ8番地1	74-7401	74-7501
加賀市動橋町イ19番地1	74-1611	74-1613
加賀市分校町リ338番1	74-1301	74-1301
加賀市橋立町イ乙54-1	75-7384	75-7385
加賀市上河崎町オ120番地	75-7815	75-7816
加賀市直下町イ32番地1	72-5220	72-5220
加賀市山中温泉白山町ノ14番地1	78-2555	78-2557
加賀市小菅波町121番地1 (加賀こころの病院内)	72-7031	72-0875
小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796	0761-22-0805

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7814	72-7990
小松市日の出町1丁目120番地(小松日の出合同庁舎内)	0761-22-1171	
小松市園町ハ108番地の1 (石川県小松合同庁舎内)	0761-23-1713	0761-23-0963
金沢市鞍月1丁目1番地 (行政庁舎6階)	076-225-1273	076-225-1275

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7861	72-7797
小松市小馬出町3番地1	0761-24-1791	0761-22-3933

住 所	電 話	F A X
加賀市大聖寺南町ニ11-5	72-1500	72-1244
加賀市大聖寺菅生イ78番地3	72-8609	72-8619
小松市長崎町2丁目103番地	0761-48-5780	0761-21-8559

【石川県の相談施設】

石川中央保健福祉センター福祉相談部

金沢市本多町3丁目1番10号
石川県社会福祉会館内

- ・ **中央児童相談所** ————— 子ども（18歳未満）に関するさまざまな相談に、児童福祉司などの専門スタッフが応じます。また、児童虐待に関する通告は中央児童相談所で24時間受け付けています。
☎076-223-9553
FAX076-223-9556
- ・ **南加賀保健福祉センター地域支援課**
(小松市園町)
☎0761-22-0792
FAX0761-22-0805
- ・ **身体障害者更生相談所** ————— 身体障がいのある人について、市町を通じて、補装具や自立支援医療の給付にあたっての医学的判断、助言、援助を行っています。
☎076-223-9557
- ・ **知的障害者更生相談所** ————— 18歳以上の知的障がいのある人について、社会面、心理面、医学面からの判定を行い、助言、援助等を行っています。
☎076-223-9554
- ・ **女性相談支援センター** ————— 家庭不和、夫婦問題、男女問題などの女性に関するさまざまなお困りごとに、面接と電話でのご相談に応じています。
☎076-208-3304
または#8778
電話相談、面談予約
- ・ **配偶者暴力相談支援センター** ————— DV（ドメスティックバイオレンス）被害に関する困りごとに、面接と電話でのご相談に応じています。性別にかかわらずご相談をお受けします。
☎076-221-8740
☎076-223-8655
または#8008
電話相談
面談予約
- ・ **いしかわ性暴力被害者支援センター** ————— 性暴力被害にあわれた方、そのご家族・知人の方からの電話相談や面接・メールによる相談を行っています。
☎076-223-8955
または#8891
e-mail purplesupport.8955@pref.ishikawa.lg.jp
(緊急の場合は、電話相談をご利用ください)

【加賀市のその他相談施設】

育児相談

○妊娠前から子育て期の相談

子育て応援ステーションでは、子育て応援パートナー（保健師、保育士、社会福祉士、家庭相談員）がお話しをお聴きし、子育て家庭のニーズを把握しながら「妊娠」「出産」「育児」をサポートしています。妊娠前から子育て期（0歳～おおむね18歳）の相談や支援、情報提供を行います。電話相談や来所相談等、ちょっと聞いてみようかな…の問い合わせから、困ったなあ…の相談などお気軽にご利用ください。

相談時間	月～金曜日（8時30分～17時15分） （土・日・祝日・年末年始を除く） ※時間外の相談についてはお気軽にご相談ください。
------	---

問い合わせ

加賀市こども家庭センター
子育て応援ステーション
児童相談グループ

場所：大聖寺八間道65
かが交流プラザさくら1階
☎72-2565 FAX72-5626

緊急時（時間外）上記TEL番号におかけください。

○乳幼児健康相談

身体計測や子育て全般（育児・発育発達・ことば・しつけ・離乳食等）の相談に応じます（保健師・栄養士）。必要に応じて、下記の時間以外にも来所や訪問・電話での相談に応じています。気軽にお問い合わせください。

相談時間	月～金曜日（8時30分～17時15分） （土・日・祝日・年末年始を除く）
------	---

問い合わせ

加賀市こども家庭センター
子育て応援ステーション
母子保健グループ

場所：大聖寺八間道65
かが交流プラザさくら1階
☎72-7866 FAX72-5626

就学相談

子どもの就学に関して気になることや心配なことがある人を対象に専門家による適切な指導及び助言と専門機関の紹介等を行っています。

下記の2回については、集中した相談を行っています。

教育相談	6月下旬
------	------

就学相談	9月上旬
------	------

※就学相談は新年度の子どもの
適正な教育の場を考えるための相談です。

問い合わせ

加賀市教育委員会 学校指導課

場所：市民会館内

☎72-7886

育成相談

お子さまの子育ての悩みをはじめ成長に対する不安、発達に関する相談をお受けします。

「こども育成相談センター」は、幼児から高校生まで途切れることのない一貫した相談と支援を行います。また、医療・福祉・保健・教育が連携して子どもの育ちと学びを総合的に支援していきます。どうぞご利用ください。

電話による相談

月～金曜日
(8時30分～17時15分)

来所による相談

予約制(受付時間)
月～金曜日(8時30分～16時)

問い合わせ

加賀市こども育成相談センター

場所：大聖寺八間道57

☎73-0229 FAX73-5083

青少年に関する育成相談

青少年期における青少年のこころの成長や育成に関して適切なアドバイスとケアを行っています。

電話による相談

月～金曜日(9時～16時30分)
☎73-0118

来所による相談

月～金曜日(9時～16時30分)

問い合わせ

加賀市教育総合支援センター

教育支援相談室

場所：三木町二98番地1

☎73-0118

青少年こころの電話

青少年期にかかわる悩みや不安について電話で相談に応じています。

相談

月～金曜日(9時～16時30分)
☎73-0117

法律相談

弁護士による無料の法律相談を行っています。《予約制》

相談は、市民1人につき年度内1回までです。

曜日

毎週水曜日(13時～16時) ※祝日、年末年始は除きます。

※予約受付は前週水曜日8時30分から。予約受付日が祝日にあたるときは変更になります。

場所

市民会館

相談員

金沢弁護士会所属弁護士

予約申し込み・問い合わせ

市役所相談支援課

☎72-1370 FAX72-1665

司法書士相談

多重債務、成年後見、登記等に関する相談《予約制》

※相談日は月により異なります。詳しくは広報かがでご確認ください。

曜 日	月2回金曜日（13時～16時）※祝日、年末年始は除きます。
場 所	市役所
相談員	石川県司法書士会所属司法書士

予約申し込み・問い合わせ
市役所相談支援課
☎72-1370 FAX72-1665

総合相談

心配ごと・人権・行政に関する相談を、各地区で行っています。《予約不要》

※相談日は場所、月により異なります。詳しくは広報かがでご確認ください。

曜 日	月2回金曜日（13時30分～15時30分）※祝日、年末年始は除きます。
場 所	市民会館、山代地区会館、片山津地区会館、河南地区会館
相談員	人権擁護委員、行政相談委員、 民生委員児童委員

問い合わせ
市役所相談支援課
☎72-1370 FAX72-1665

消費生活相談

契約トラブル・商品の苦情、クーリングオフなど消費生活に関する消費生活相談員による相談

曜 日	月・水・金曜日（9時～17時）※祝日、年末年始は除きます。 ※火・木曜日につきましては、相談受付予約のみ行います。
場 所	市役所
相談員	消費生活相談員

※電話でも相談を受け付けています。

問い合わせ
加賀市消費生活センター
(市役所相談支援課内)
☎72-7857 FAX72-1665

障害者110番

障がいのある人及びその家族から寄せられたさまざまな相談に応じ、障がいのある人が地域社会において自立し、安心した生活が送れるように人権を擁護し、福祉の向上を図ります。

相談内容

- ・障がい者が暴力や差別的行為等による被害があった場合やその恐れのある場合の相談
- ・障がい者の財産上のトラブル及び財産管理問題に関する相談
- ・雇用、勤務条件など就労に関する相談
- ・家族、隣人、職場、施設などでの人間関係に関する相談

対象者

- ・身体に障がいがある人と家族
- ・知的に障がいがある人と家族
- ・精神に障がいがある人と家族

電話相談

月～金曜日（10時～17時）時間外・休日は留守番電話で対応

面接相談

予約制 ※予約専用電話
☎ (076) 264-1766

弁護士相談

月1回程度
相談員による受付整理後

申し込み・問い合わせ
金沢市本多町3丁目1番10号
石川県社会福祉会館1F
(公社)石川県手をつなぐ育成会
☎(076)264-1766
FAX(076)264-2434

成年後見センター

判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用（相談、契約）や財産の管理（日常生活の金銭管理を含む）が自分自身では難しい、知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用について、相談、手続きの支援を行います。

サービス内容

- ・成年後見制度等に関する情報提供及び相談

利用料

- ・相談は無料です。

○成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産の管理や身上監護（介護サービス利用や施設への入退所の手続き、その他の生活について配慮をすること等）を、代理権や同意権・取消権が与えられた成年後見人等が行う制度です。

申し込み・問い合わせ
かが成年後見センターほっこり
(加賀市社会福祉協議会内)
☎72-2227 FAX72-1244

2. 障がいの手帳

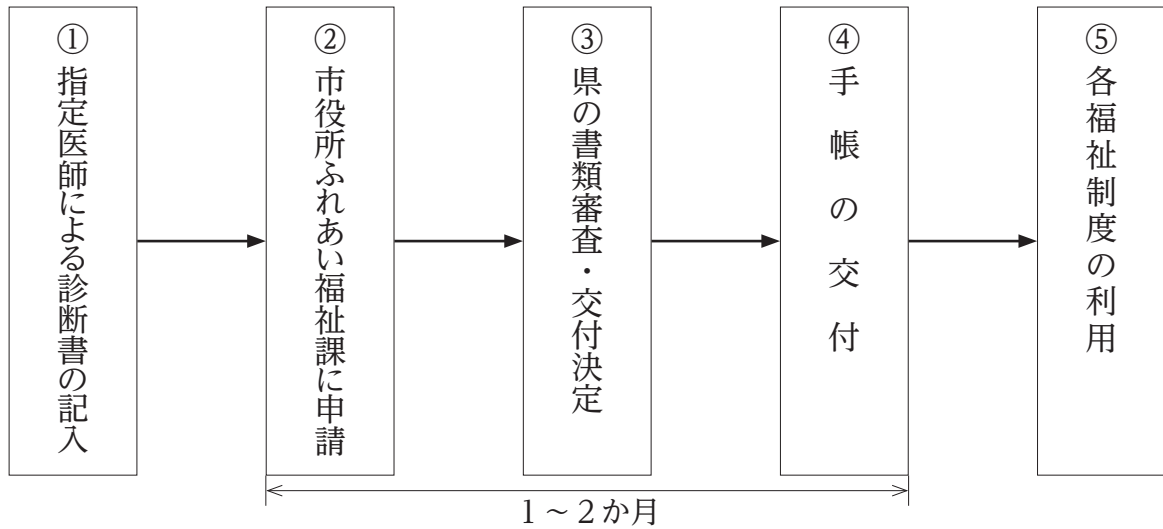
1) 身体障害者手帳	13
2) 療育手帳	14
3) 精神障害者保健福祉手帳	15

2. 障 がい の 手 帳

1) 身体障害者手帳

身体障がいのある人（子ども）であることを証明する手帳です。
障がいの程度により、1級から6級に区分されます。

○手帳の交付を受けるには（新規の場合）・・・申請手続きの流れ



※手続きに必要なものは次のとおりです。

○身体障害者手帳手続き関係一覧

申請の書類 ↓ 手続きに必要なもの	新規 交付	再 交付 (紛失・破損)	障 害 名 追 加 等 級 変 更	住 所 変 更	氏 名 の 変 更	有 期 認 定 (再 認 定)	返 還 (死 亡 等)
申請書(手続きにより書類は異なる)	○	○	○	○	○	○	○
指定の診断書(障がい名により異なる)	○		○			○	
写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚	○	○	○			○	
身体障害者手帳		○ <small>紛失は除く</small>	○	○	○	○	○

※転出(市外・県外)された人は、転出先の市町村で手帳を添えて「居住地変更届」を提出してください。

※申請には「個人番号」及び「本人確認書類」が必要です。

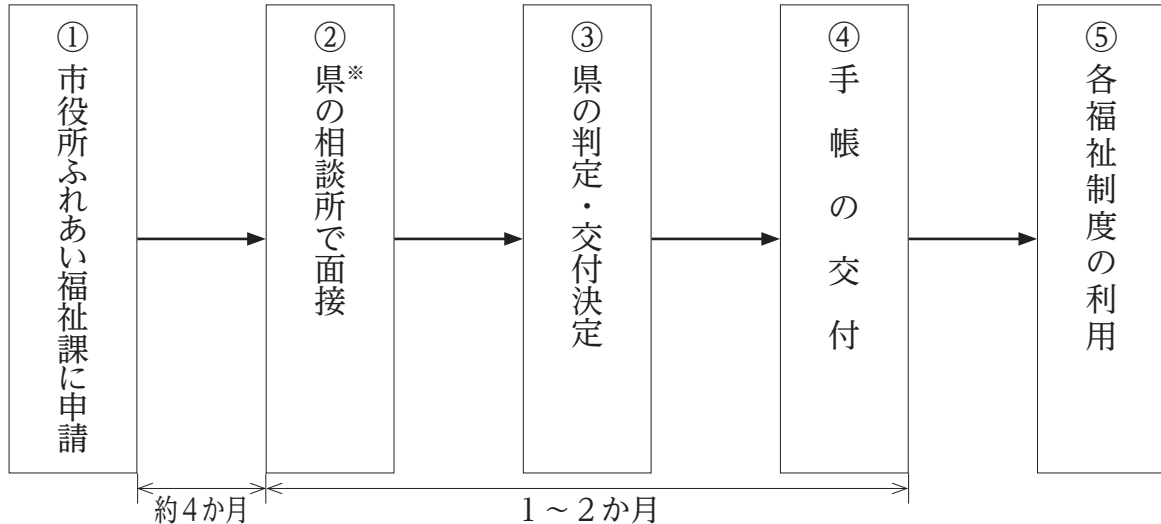
申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

2) 療育手帳

知的障がいのある人（子ども）であることを証明する手帳です。

障がいの程度により、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）に区分されます。

○手帳の交付を受けるには（新規の場合）・・・申請手続きの流れ



※②の面接は、原則、金沢市本多町の県社会福祉会館内にある石川県知的障害者更生相談所（18歳以上）または石川県中央児童相談所（18歳未満）で行われ、知能検査や医師の診断を受けます。

※手続きに必要なものは次のとおりです。

○療育手帳手続き関係一覧

申請の書類 手続きに必要なもの	新規交付	再（再） 交付（判定）	再 交付 （紛失・破損等）	住所変更 （県外の場合）	住所変更 （県内の場合）	氏名の変更	返還（死亡等）
申請書（手続きにより書類は異なる）	○	○	○	○	○	○	○
生活現状調査票（年齢により異なる）	○	○		○			
写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚	○	○	○	○			
療育手帳		○	○ 紛失は除く	○	○	○	○
身体障害者手帳（お持ちの方）	○	○		○			
申出書（判定資料請求用）				○			
同意書（成績照会用）	○ 18歳以上の時						

※県外転出される人は、転出先の市町村でお持ちの療育手帳を添えて改めて新規交付申請を行ってください。

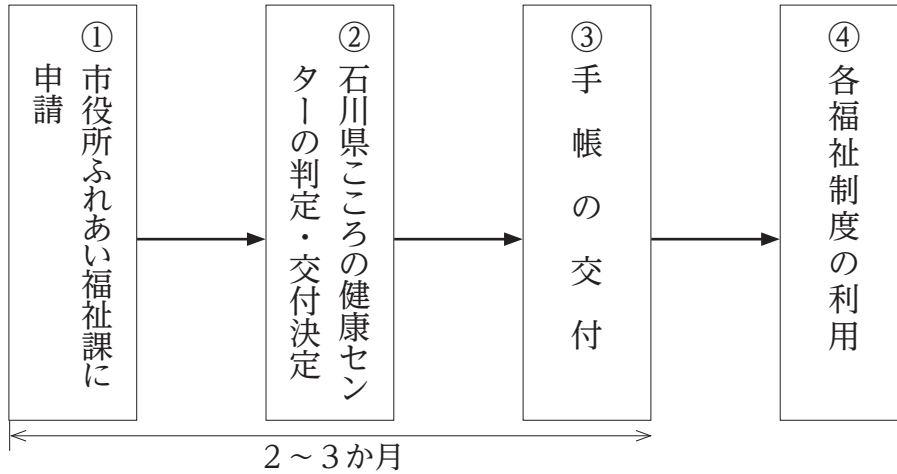
※申請には「個人番号」及び「本人確認書類」が必要です。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人（子ども）であることを証明する手帳です。
障がいの程度により、1級から3級に区分されます。

○手帳の交付を受けるには（新規の場合）・・・申請手続きの流れ



※手続きに必要なものは次のとおりです。

○精神障害者保健福祉手帳手続き関係一覧

申請の書類 手続きに必要なもの		新規申請			更新申請			住居内 住所変更の	氏名の変更	返還 (死亡等)	再 交 付 (紛失・破損等)	転 入 の
		医療 と 同 時	自 立 支 援	単 独	医療 と 同 時	自 立 支 援	単 独					
受 け て い る 人 を 受 け て い な い 人 を	申請書(手続きにより書類は異なる)※		○			○	○	○	○	○	○	○
	年金証書の写し、又は直近の年金払込通知書(年金支払通知書)の写し		○			○						
	証書内容照会同意書※		○			○						
受 け て い る 人 を 受 け て い な い 人 を	申請書(手続きにより書類は異なる)※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	指定の診断書※	○	○	○	○	○						
	自立支援医療受給者証	○ 継続の時			○ 継続の時							
精神障害者保健福祉手帳					○	○	○	○	○		○ 紛失は除く	○
写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚		○	○	(○)	(○)						○	○
投薬内容届(手帳用診断書による申請の時)		○		○								
同意書※												○

※更新申請は、写真が不要な場合もあります。

※申請書、証書内容照会同意書、診断書及び同意書は市役所ふれあい福祉課にあります。

- ・医療機関での代行申請も行えます。
- ・更新手続は3か月前から行えます。

※申請には「個人番号」及び「本人確認書類」が必要です。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
又は医療機関
☎72-7852 ☎72-1665

3. 身体障害者障害程度等級表

級 別		1 級	2 級	3 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4指標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2指標による。以下同じ。)が28度以下のもの。 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害
音 声 機 能、 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
心臓、小腸、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)

4 級	5 級	6 級	備 考																
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。																
1 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの	○二つ以上の障害の重複 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。																
	平衡機能の著しい障害		<table border="1"> <tr> <td>合計指数</td> <td>18以上</td> <td>11 5</td> <td>7 5</td> <td>4 5</td> <td>2 5</td> <td>1 3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>認定等級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> </table>	合計指数	18以上	11 5	7 5	4 5	2 5	1 3	6	認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
合計指数	18以上	11 5	7 5	4 5	2 5	1 3	6												
認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級												
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害																			
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																			
			合計指数は、次の等級別指数表により、各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。 <table border="1"> <tr> <td>障害等級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> </table>	障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	指数	18	11	7	4	2	1	0.5
障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級												
指数	18	11	7	4	2	1	0.5												

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	/
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

5 級	6 級	7 級 (手帳は発行されません)	備 考																
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。(7級に該当する障害が1つの場合は手帳交付しない。) 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 ○二つ以上の障害の重複 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>合計指数</td> <td>18以上</td> <td>11 ～ 17</td> <td>7 ～ 10</td> <td>4 ～ 6</td> <td>2 ～ 3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>認定等級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> </tr> </table>	合計指数	18以上	11 ～ 17	7 ～ 10	4 ～ 6	2 ～ 3	1	認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
合計指数	18以上	11 ～ 17	7 ～ 10	4 ～ 6	2 ～ 3	1													
認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級													
体幹の機能の著しい障害																			
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	合計指数は、次の等級別指数表により、各々の障害の該当する等級の指数を合計したものと する。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>障害等級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> </table>	障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	指数	18	11	7	4	2	1	0.5
障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級												
指数	18	11	7	4	2	1	0.5												
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの																	

4. 障害福祉サービス等

- 1) 障害福祉サービス等の概要 …………… 20
- 2) 相談支援専門員 …………… 20
- 3) 障害福祉サービス等の内容 …………… 21 ~ 23
- 4) 障害福祉サービス等の利用者負担 …… 24
- 5) 障害福祉サービス等を利用するには … 25

4. 障害福祉サービス等

1) 障害福祉サービス等の概要

市では、「障害福祉サービス」「障がい児の福祉サービス」「地域生活支援事業」の三つの福祉サービスで、障がいのある人への総合的な支援を実施しています。

障がいのある人だけでなく、難病のある人も共通の福祉サービスを受けられます。

障害福祉サービスとは？

障がいのある人に対する必要な支援の程度や介護する人・居住の状況などをふまえ、個別に支給決定されます。

障がいがあることで一定の支援が必要な人に生活又は療養上の必要な介護を行う「介護給付」や日常生活や社会生活、就労に必要な訓練を行う「訓練等給付」に分けられます。それぞれ支給決定のプロセスが異なります。

障がい児の福祉サービスとは？

障がいのある子どもの活動の場として、療育や生活能力向上を図るためのサービスです。保護者がお世話できないときの一時的な預かりのサービスもあります。

地域生活支援事業とは？

介護給付や訓練等給付などによる障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の状況に応じて、柔軟に実施できるサービスです。

また、サービスを「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、障がいのある人が、必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用できる仕組みとなっています。

※次の介護保険の対象になる人は、介護保険のサービスが優先されます。

- ・65歳以上の人
- ・40歳以上65歳未満であり、厚生労働省の定める16種類の特定疾病（26ページ参照）に該当する人

2) 相談支援専門員

相談支援専門員とは？

障がいのある人が本人の望む場所で「あたりまえの生活」を送ることができるためにはどうしたらよいのかを一緒に考える相談の専門家です。

こんな仕事をしています

- ・生活についての困りごとやどのような生活をしたいかなどの相談にのります。
- ・障がいのある人（子ども）やその家族と相談しながら、障害福祉サービス等や社会資源などの利用のお手伝いをします。（障害福祉サービス等利用にあたっては、サービス等利用計画等を作成します。）

3) 障害福祉サービス等の内容

①障害福祉サービス

訪問系サービス：在宅でヘルパーの訪問を受ける方法により利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護をします。
	重度訪問介護	重度の障がいのある人で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス：施設で昼間の活動支援を受けるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	じりつした日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用型、B型は非雇用型。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労選択支援	障がいのある人の希望、就労能力、適性等を踏まえて、本人が就労先、働き方について、より良い選択ができるように支援を行います。

居住系サービス：入所施設などで住まいの場を提供するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、日常生活上の援助を行います。 また、必要に応じて、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設入所や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人が一人暮らしをする際に、定期的な訪問を行い、生活面での課題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

②障がい児の福祉サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
障害児 通所給付	児童発達支援	就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作等の指導や集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども（小1～高校生）に、放課後や長期休暇時に生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある子どもであって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③地域生活支援事業

給付の種類	サービスの名称	内 容	利用者負担	
地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある人やその家族からの様々な相談に応じます。	なし	
	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	費用の1割	
	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動等日中活動の場の提供、社会との交流の促進を行います。	費用の1割	
	日常生活支援	訪問入浴サービス事業	自宅で入浴が困難な重度の障がいがある人に、移動入浴車による入浴サービスを行います。	費用の1割
		福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器について、必要な人に無料で貸し出します。また、医療機関や公共施設への配備も行っています。	なし
		日中一時支援事業	タイムケア	障がいのある子どもが安全で楽しい時間を過ごせる環境を提供します。
日中ショート			家族等の都合により、日中に障がいのある人を介護できない場合に一時的に預かるサービスです。	費用の1割



4) 障害福祉サービス等の利用者負担

利用者負担は、所得に応じた負担になっており、ひと月の負担上限額が決まっています。
また、食費・光熱水費等がある場合は、実費負担となります。

利用者負担の仕組み

障がい者の利用者負担上限月額 (令和8年4月1日現在)

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※所得を判断する世帯の範囲は、障がいのある人とその配偶者です。

障がい児の利用者負担上限月額 (令和8年4月1日現在)

生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般 1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円	

※所得を判断する世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯です。



家賃、食費、 光熱水費 (実費負担)

※居住系サービスについては、低所得者の人と生活保護世帯は収入に応じて、負担軽減があります。

利用者負担の軽減

- 同じ世帯に障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や補装具費の支給を受けた場合、介護保険サービスを利用された場合などで、合算した額がひと月の負担上限額を超えた分は、申請により高額障害福祉サービス費等給付費、高額障害児給付費及び高額地域生活支援サービス費が支給されます。
- 65歳に至る前の5年間にわたり、居宅介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けられていた、市民税非課税又は生活保護世帯の方に対し、平成30年4月以降の一部介護保険サービスの利用負担額(注)を軽減します。
- 利用者負担の軽減を行わないことにより、生活保護の対象になる場合は、生活保護の対象とならない額まで軽減されます。

注 介護保険サービスのうち、障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)の平成30年4月利用分以降の利用者負担額

40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。

5) 障害福祉サービス等を利用するには

①相談・申請

- ・必要なサービスを選び、市役所ふれあい福祉課へ申請書類を提出します。
- ・相談支援事業所に相談のうえ申請することもできます。

②訪問調査

- ・申請受付後、調査員が全国統一の調査項目で心身の状態などの聞き取りを行います。

③審査・判定

- ・介護給付を希望される場合は医師の診断を受けます。そして、調査の結果に基づきコンピュータで区分（障害支援区分）が判定されます。更に、調査の時の特記事項や医師の診断書の意見をもとに、市の審査会で判定を行います。
- ・判定後、障害支援区分を通知します。

訓練等給付、障害見通所
給付を希望される場合

地域生活支援事業を希望される場合

④サービス等利用計画案の作成

- ・申請者が指定相談支援事業者と利用契約を結び、サービス等利用計画案等を作成し、市役所ふれあい福祉課に提出します。

⑤認定・通知

- ・障害支援区分、申請者の希望や介護する人の状況、サービス等利用計画案等などをもとに、サービスの量などが決定されます。決定内容は、「支給決定通知書」で通知され、サービスの利用に必要な情報が記載された「受給者証」が交付されます。

⑥事業者と契約

- ・事業者又は施設に「受給者証」を提示し、利用する内容を確認したうえで、利用に関する契約を結びます。

⑦サービスの利用

- ・「受給者証」を提示してサービスを利用します。利用者は事業者又は施設に利用者負担金を支払います。

5. 介護保険サービス

サービスの利用対象者

介護保険は40歳以上の人全員が加入します。

加入者（被保険者）は年齢によって2つに分かれます。

● 65歳以上の人

寝たきりや認知症、身体が弱ったことにより、食事や入浴などの日常生活での基本的な動作について常時介護が必要と認められた人

● 40歳以上65歳未満の人

定められた下記の16種類の特定疾病が原因で、食事や入浴などの日常生活での基本的な動作について常時介護が必要と認められた人

16種類の特定期病

- ① がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ② 筋萎縮性側索硬化症
- ③ 後縦靭帯骨化症
- ④ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑤ 多系統萎縮症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 脊髄小脳変性症
- ⑧ 脊柱管狭窄症
- ⑨ 早老症
- ⑩ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑪ 脳血管疾患
- ⑫ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑬ 閉塞性動脈硬化症
- ⑭ 関節リウマチ
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7864 FAX72-1665

6. 医 療

1) 育成医療（自立支援医療）の給付 ……………	27
2) 更生医療（自立支援医療）の給付 ……………	28
3) 精神通院医療（自立支援医療）の給付 ……	29
4) 心身障害者医療費の助成 ……………	30
5) 高額医療・高額介護の合算療養費制度 ……	31
6) 高額療養費・自己負担限度額 ……………	31
7) 後期高齢者医療制度 ……………	31
8) ひとり親家庭等に対する医療費の助成 ……	32
9) 特定医療費（指定難病）の助成 ……………	32
10) 医療的ケア児レスパイト支援事業 ……………	33

6. 医 療

1) 育成医療（自立支援医療）の給付

身体に障がいのある子ども又は現存する疾患を放置すると将来障がいが残るおそれのある子どもで、治療により機能の回復が見込まれる子どもに対し、指定の医療機関で受けた医療費を支給します。

給付対象	18歳未満で、次の①～⑥のいずれかの障がいがある又は将来残るおそれのある子ども ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能障害を除く内部障害については、先天性のものに限る） ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害 ※心臓、じん臓、小腸、肝臓機能障害を除く内臓障害は、手術による治療に限ります。
給付内容	入院及び通院に係る医療費（ただし、入院時食事療養標準負担額は除く）
自己負担額	原則として医療費の1割（医療保険の対象となる治療に限る）となりますが、子どもと同一の医療保険に加入している世帯員の所得（市民税）に応じて、ひと月の負担上限額が定められています。（29ページ参照）
申請時期	その治療の開始前
申請手続	必要書類は次のとおりです。 ①自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（保護者が記入） ②自立支援医療費（育成医療）医師の意見書 ③加入医療保険の情報が確認できる書類 として、以下のいずれか A) マイナンバーカード（要：暗証番号）及びマイナポータル医療保険者の資格情報を印字したもの B) 医療保険者の資格確認書又は資格情報のお知らせ ※再認定（更新）の手続は3か月前から行えます。 ※申請には「個人番号」及び「本人確認書類」が必要です。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

2) 更生医療（自立支援医療）の給付

身体の障がいを取り除いたり、軽くすることにより、じりつした日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要な治療に対し、指定の医療機関で受けた医療費を支給します。

注) 身体障害者手帳をお持ちでない人は、更生医療申請の手続と併せて、身体障害者手帳交付申請の手続が必要となります。

(身体障害者手帳交付に関する手続は、13ページ参照)

給付対象	18歳以上で、次の①～⑥の身体障害者手帳を所持する人 ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤内部障害（心臓、じん臓、小腸・肝臓機能障害に限る） ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害
給付内容	入院及び通院に係る医療費（ただし、入院時食事療養標準負担額は除く） <例>心臓のバイパス術、ペースメーカー植え込み術、じん臓機能障害の人工透析など
自己負担額	原則として医療費の1割（医療保険の対象となる治療に限る）となりますが、同一の医療保険に加入している世帯員の所得（市民税）に応じて、ひと月の負担上限額が定められています。（次ページ参照）
申請時期	その治療の開始前
申請手続	必要書類は次のとおりです。 ①自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 ②自立支援医療費（更生医療）医師の意見書 ③加入医療保険の情報が確認できる書類 として、以下のいずれか A) マイナンバーカード（要：暗証番号）及びマイナポータル医療保険者の資格情報を印字したもの B) 医療保険者の資格確認書又は資格情報のお知らせ ④特定疾病療養受療証（人工透析の人） ※再認定（更新）の手続は3か月前から行えます。 ※申請には「個人番号」及び「本人確認書類」が必要です。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

3) 精神通院医療（自立支援医療）の給付

精神に障がいのある人の通院に係る医療費を支給します。

給付対象	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がいその他の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある人
給付内容	通院に係る医療費
自己負担額	原則として医療費の1割（医療保険の対象となる治療に限る）となりますが、同一の医療保険に加入している世帯員の所得（市民税）に応じて、ひと月の負担上限額が定められています。（下記参照）
申請手続	<p>必要書類は次のとおりです。</p> <p>①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書</p> <p>②自立支援医療費（精神通院）医師の意見書（再認定申請は2年に1度の提出）</p> <p>③加入医療保険の情報が確認できる書類 として、以下のいずれか</p> <p style="margin-left: 20px;">A) マイナンバーカード（要：暗証番号）及びマイナポータル医療保険者の資格情報を印字したもの</p> <p style="margin-left: 20px;">B) 医療保険者の資格確認書又は資格情報のお知らせ</p> <p>④受給者証（再認定申請時）</p> <p>※再認定（更新）の手続は3か月前から行えます。</p> <p>※申請には「個人番号」及び「本人確認書類」が必要です。</p>

申し込み・問い合わせ
**市役所ふれあい福祉課
 又は 医療機関**
 ☎72-7852 FAX72-1665

自立支援医療の自己負担

世帯の市民税課税額により、ひと月の負担上限額は下記のとおりとなります。
 世帯とは受診される人と同じ医療保険に加入している人全員をいいます。（R8.4.1現在）

一定所得以下			中間所得		一定所得以上
生活保護世帯	市民税非課税本人(保護者)収入 826,500円以下	市民税非課税本人(保護者)収入 826,500円を超える	世帯の市民税(所得割) 33,000円未満	世帯の市民税(所得割) 33,000円以上 235,000円未満	世帯の市民税(所得割) 235,000円以上
生活保護負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外（医療保険の負担割合・負担限度額）
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	※重度かつ継続
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

※「重度かつ継続」とは 育成・更生医療： じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
 肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
 精神通院医療： 統合失調症、躁うつ病・うつ病、難治性てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）

4) 心身障害者医療費の助成

「国民健康保険」や「社会保険」、「後期高齢者医療制度」などを用いて医療を受けたときの自己負担額を助成します。

助成されないもの

- 保険のきかない費用（差額ベッド代や文書料等）や入院時食事療養標準負担額
- 介護保険を利用するサービス（訪問介護、訪問リハビリ、介護療養型医療施設等）

対 象 者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人（子ども）
所 得 制 限	本人及び配偶者又は扶養義務者の所得制限があります。
利 用 方 法	<p>〔障〕医療費受給者証（黄色）を交付します。その提示により、病院・薬局の窓口での医療費を支払う必要がなくなります。</p> <p>※ただし、県外の医療機関を受診する場合は、医療費受給者証は使えません。また、更生医療等他の医療助成がある方も、医療費受給者証が使えない場合があります。その場合、一旦病院・薬局の窓口で医療費を支払い、後で払い戻しの申請をしてください。</p>
払 い 戻 し	<p>医療費助成窓口又は行政サービスセンター、山中・山代・山代桔梗ヶ丘・片山津・動橋・橋立の各郵便局にて手続きしてください。</p> <p>申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔障〕医療費受給者証（黄色） ・領収書（レシート不可） ※受診者氏名、診療報酬点数が明記されたもの ・金融機関の通帳（初めて申請する場合・振込先を変更する場合） <p>※診療を受けた月から1年を経過した医療費は助成の対象となりません。</p>

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課

☎72-7852 FAX72-1665

※払い戻しの申請は行政サービスセンター、各郵便局でもできます。

5) 高額医療・高額介護の合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の同じ医療保険の加入者で、1年間（8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※医療費の自己負担に相当する額が医療費助成の公費負担制度の対象となっている人は、別途調整が必要となります。

申し込み・問い合わせ
国民健康保険又は
後期高齢者医療制度
市役所保険年金課
☎72-7860(国保) FAX72-7797
☎72-7867(後期)
そのほかの医療保険
加入している医療保険者

6) 高額療養費・自己負担限度額

高額な医療費を支払った場合に、後日、自己負担限度額を超えた分について払い戻される高額療養費制度があります。

また、医療機関等の窓口で、マイナ保険証又は限度額適用認定証等を提示すれば、自己負担額を超える支払いが免除されます。

※年齢や所得区分などによって、自己負担額は異なります。

※限度額適用認定証等の交付には申請が必要です。

※入院日数が90日を超え、食事療養費の減額対象となる場合は、長期入院該当の申請をする必要があります。

手続き方法等については、加入している医療保険の保険者窓口にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ
国民健康保険又は
後期高齢者医療制度
市役所保険年金課
☎72-7860(国保) FAX72-7797
☎72-7867(後期)
そのほかの医療保険
加入している医療保険者

7) 後期高齢者医療制度

被保険者は、75歳以上の人です。また、65歳～74歳の人でも、政令に定められた一定の障がいのある人（身体障害者手帳1級～3級・4級の一部の人など）は、任意で被保険者になることができます。加入する際は申請の手続きが必要です。

後期高齢者医療制度に加入すると、医療機関の窓口負担が3割、2割、または1割になります。なお、保険料は被保険者一人ひとりにかかります。

申し込み・問い合わせ
市役所保険年金課
☎72-7867 FAX72-7797

8) ひとり親家庭等に対する医療費の助成

子どもに父又は母がいない場合や父又は母に重度の障がいがある場合、子どもを養育している父又は母に、その子どもが18歳に達した日以降の最初の3月31日（一定の障がいの状態にあるときは、20歳になる誕生日の前日）まで、医療費受給者証が交付され、医療費が助成されます。《所得制限あり》

なお、一定の障がいのある父又は母は、それぞれ次の医療費の助成の対象となり、この医療費助成の対象となりません。

- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
…心身障害者医療費の助成の対象分（30ページ参照）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患をお持ちの人
…精神通院医療の給付の対象分（29ページ参照）

申し込み・問い合わせ
市役所子育て支援課
☎72-7856 FAX72-7797

9) 特定医療費（指定難病）の助成

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、指定難病については、治療がきわめて困難であり、その医療費が高額であるので、患者の負担軽減を図るために、その医療費の助成が行われます。

対象者	対象疾病の患者であって、次のいずれかに該当する人 ①病状の程度が認定基準を満たす人 ②認定基準に該当しない軽症者で高額な医療を継続することが必要な人 (医療費の総額が33,330円を超える月が年間3か月以上)
助成の内容	①医療保険の適用となる医療費の額 ②介護保険法の規定による訪問看護、訪問リハビリなどの額 ③保険調剤の額
助成の額	同一の医療保険に加入している世帯員の市民税額等に応じ、対象疾病に係る医療費（医療保険の対象となる治療に限る）の月額自己負担上限額が設定されます。
参考	対象疾病一覧については、難病情報センターのホームページをご参照ください。 URL： https://www.nanbyou.or.jp/

申し込み・問い合わせ
石川県南加賀保健福祉センター
加賀地域センター
☎76-4300 FAX76-4301

10) 医療的ケア児等レスパイト支援事業

人工呼吸器を装着しているなど、日常的に医療的なケアが必要な18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（医療的ケア児等）に対して、家族等の介護負担を軽減し、休息時間やきょうだい児と過ごす時間等を確保することを目的として、看護師が自宅での医療的ケアを提供します。

対象児童 加賀市に住所を有し、訪問看護によるケアを受けており、障害福祉サービス等の支援による利用調整が困難な児童

給付内容 利用している訪問看護ステーションの看護師が家族に代わり自宅での医療的ケアを含む見守りを提供（医療保険の適用を超えた分について適用します）
1日1回 4時間以内、年間（年度単位）24時間を上限

自己負担額 なし

申請時期 その利用の開始前

申請手続き 提出書類は次のとおりです。
医療的ケア児レスパイト支援事業実施申請書
※事前に市役所子育て応援ステーションにご相談ください。

申し込み・問い合わせ
**加賀市こども家庭センター
子育て応援ステーション**
場所：大聖寺八間道65
かが交流プラザさくら1階
☎72-7866 FAX72-5626

7. 手 当

- 1) 特別障害者手当…………… 34 ~ 35
- 2) 障害児福祉手当…………… 34 ~ 35
- 3) 特別児童扶養手当…………… 34 ~ 35
- 4) 児童扶養手当…………… 36

7. 手 当

区 分	支給月額	支給月 (支給日)	支 給 対 象
1) 特別障害者手当	30,450円	2 ・ 5 ・ 8 ・ 11 (各10日)	1. 20歳以上の人 2. 日常生活において常時特別の介護を要する在宅の障がいのある人 3. 別表①(36ページ)の1～7の項目が2つ以上該当する障がいの程度等である人
2) 障害児福祉手当	16,560円	2 ・ 5 ・ 8 ・ 11 (各10日)	1. 20歳未満の人(子ども) 2. 精神又は身体に重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいのある人(子ども) 3. 別表②(36ページ)のいずれかに該当する障がいの程度である人(子ども)
3) 特別児童扶養手当	1級(重度障害) 58,450円 2級(中度障害) 38,930円	4 ・ 8 ・ 12 (各11日)	以下の人(子ども)を養育している父母又は養育者 1. 20歳未満の人(子ども) 2. 身体障害者手帳1～3級と4級の一部又は同程度の障がいのある人(子ども) 3. 療育手帳AとBの一部又は同程度の障がいのある人(子ども) ※20歳になると手当が資格喪失となります。障害年金の申請手続きについては、37ページをご参照ください。

<p>手当申請に必要なもの (一部省略できる場合があります)</p>	<p>支 給 要 件</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定請求書 2. 所定の診断書 3. 身体障害者手帳又は療育手帳(お持ちの場合) 4. 所得状況届 5. 金融機関の通帳 6. 年金振込通知書又は年金証書 7. 同意書 8. 個人番号 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受給資格者又は扶養義務者の所得が一定額未満であること 2. 施設等に入所していないこと 3. 病院、診療所、又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院していないこと
<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定請求書 2. 所定の診断書 3. 身体障害者手帳又は療育手帳(お持ちの場合) 4. 所得状況届 5. 金融機関の通帳 6. 年金振込通知書又は年金証書 7. 同意書 8. 個人番号 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 扶養義務者の所得が一定額未満であること 2. 施設等に入所していないこと 3. 障がいを理由とする年金を受給していないこと
<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定請求書 2. 請求者及び対象の子どもの記載されている戸籍の謄本 3. 診断書等 4. 身体障害者手帳又は療育手帳(お持ちの場合) 5. 請求者名義の金融機関の通帳 6. 振込口座申出書 7. 同意書 8. 個人番号 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 父母又は養育者その他の家族の所得が一定額未満であること 2. 子ども本人が施設等に入所していないこと 3. 子ども本人が障がいを理由とする年金を受給していないこと

※各手当受給者は、毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況届を提出する必要があります。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

別表①

1	次に掲げる視力障がい (1)両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの (2)一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1 / 2 指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表②

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

4) 児童扶養手当

父又は母がいない場合や父又は母に重度の障がいがあるなどの場合、子どもを養育している父又は母に、その子どもが18歳に達する日以降の最初の3月31日（一定の障がいの状態にあるときは20歳未満）まで児童扶養手当が支給されます。《所得制限あり》

ただし、公的年金等を受給している場合は、受給している年金等の月額が児童扶養手当の月額より低い場合、その差額を支給します。

申し込み・問い合わせ
市役所子育て支援課
 ☎72-7856 ☎72-7797

8. 年 金

- 1) 障害基礎年金 37
- 2) 障害厚生年金 38
- 3) 心身障害者扶養共済制度 39

8. 年 金

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障がいの原因となった病気やけがなどで初めて医師の診療を受けた日（以下「初診日」という）の時点で加入している年金制度によって相談窓口が異なります。

1) 障害基礎年金

受給要件

- 1 初診日に、①又は②のいずれかに該当する人
 - ① 国民年金に加入している人
 - ② 日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である人
- 2 初診日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定した場合は、その日（以下「障害認定日」という。）の障がいの程度が国民年金法で定める1級又は2級の状態であること。
- 3 初診日の属する月の前々月までの加入していた期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、又は初診日の属する月の前々月までの1年間に年金の保険料未納期間がないこと。
- 4 障害認定日には2の状態ではなかったが、その後に2の状態になった場合は、65歳前に請求すること。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは、必ずしも一致しません。

20歳未満からの障がい

生まれつきの障がいのある人や20歳前に病気やけがなどが原因で障がいになった人で、20歳以降に受給要件1、2の状態のとき請求できます。請求は20歳の誕生日以降に行ってください。（本人の所得制限が設けられています。）

60歳以上65歳未満で障がい者になった場合

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は、障害基礎年金は支給されない場合があります。

申し込み・問い合わせ
市役所保険年金課
☎72-7861 FAX72-7797

2) 障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日がある病気やけがなどによって、障害基礎年金の1級又は2級に該当する障がいの状態となったときは、障害基礎年金に上乘せする形で障害厚生年金が支給されます。

障害基礎年金の1級又は2級に該当しない程度の障がいでも、厚生年金の障害等級に該当するときは、厚生年金独自の年金として、3級の障害厚生年金が支給されます。また、一時金として障害手当金が支給される場合もあります。

受給要件

- ① 厚生年金加入中に初診日があること。
- ② 障害認定日における障がいの程度が、国民年金法で定める1級・2級又は厚生年金保険法で定める3級若しくは障害手当金を受けられる程度であること。
- ③ 障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていること。
- ④ 障害認定日には②の状態ではなかったが、その後に②の状態になった場合は、65歳前に請求すること。

※共済年金に加入中に初診日がある場合は、各共済組合へお問い合わせください。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは、必ずしも一致しません。

申し込み・問い合わせ
最寄りの年金事務所
☎0761-24-1791
FAX0761-22-3933
(小松年金事務所)

3) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人（子ども）を扶養する保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人（子ども）に終身一定額の年金を支給する制度です。

※掛金の納入期間は、加入者の年齢によって異なります。

障がいのある人（子ども）の範囲 ※年齢は問いません。

次のいずれかに該当する障がいのある人（子ども）で、将来、独立自活することが困難であると認められる人

- ①知的障がいのある人（子ども）
- ②身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が1級から3級までに該当する障がいのある人（子ども）
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある人（子ども）（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が①又は②と同程度と認められる人

加入できる保護者

- ・県内に住所があること。
- ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- ・加入時に特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ・障がいのある人1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

掛 金 保護者の加入した年度の4月1日時点での年齢により、1口あたり次のとおりです。
(令和8年4月1日現在)

加入時の年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

1口目に限り、県より掛金の一部助成があります。

(掛金は税金の控除の対象となります。)

※掛金月額は、制度の改正により変更となることがあります。

年金支給額 1口加入月額20,000円（年額24万円）
2口加入月額40,000円（年額48万円）

申し込み・問い合わせ
石川県障害保健福祉課
 ☎076-225-1428
 ☎076-225-1429
市役所ふれあい福祉課
 ☎72-7852 ☎72-1665

9. 税金の控除・減免

1) 所得税・市県民税の障害者控除	40
2) 障害者控除対象者認定	41
3) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 ..	41
4) 少額貯蓄の非課税制度	42
5) 自動車税（環境性能割）（種別割）、 軽自動車税（環境性能割）（種別割）の減免	42～45

9. 税金の控除・減免

障がいのある人については、税制上控除又は減免などが受けられるようになっています。

1) 所得税・市県民税の障害者控除

区 分	手続きの方法	提出先
給 与 所 得 者	年末調整により申告	勤務先
年 金 所 得 者	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書により申告	年金保険者
上記以外の人	確定申告や市県民税の申告書により申告 (確定申告の場合は、パソコンやスマートフォンで電子申告 する方法もあります。)	税務署又は市役所税料金課

※申告者本人が障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税は非課税になります。(申告には障害者手帳等、障がい等級のわかるものと個人番号のわかるものが必要です。)

障害者控除

申告者本人(以下「本人」といいます。)及び同一生計配偶者※1、扶養親族※2に障がいがある場合に本人の所得金額から控除されます。なお、各手帳は控除を受けようとする年の12月31日時点で交付認定を受けていること。

種 類	対 象 (等級など)	所得金額から控除される額	
		所 得 税	市 県 民 税
同居特別障害者 (本人と同居の場合)	身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 常に就床を要し複雑介護を要する方(寝たきりの方)	75万円	53万円
特別障害者 (本人及び上記以外の場合)	身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 常に就床を要し複雑介護を要する方(寝たきりの方)	40万円	30万円
障 害 者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B判定 精神障害者保健福祉手帳2級又は3級	27万円	26万円

(注) ※1.「同一生計配偶者」とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

※2.「扶養親族」とは、本人の配偶者以外の生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

上記の「生計を一にする」とは、勤務、就学、療養のための別居も含め、日常生活に必要な金品を共にしていることをいいます。扶養等判定の合計所得金額については、現行法令に基づき記載をしています。

令和8年度税制改正の大綱より所得税は令和8年分から、住民税は令和9年度から62万円以下となる見込です。

申告・問い合わせ
所得税については
小 松 税 務 署
☎0761-22-1171
市県民税については
市役所税料金課市民税グループ
☎72-7815 FAX72-7990

2) 障害者控除対象者認定

要介護認定を受けている65歳以上の人で、障害者手帳をお持ちでない人でも、障がいのある人等に準じると認定されると、所得税や市県民税の申告時に、障害者控除を受けることができます。

〈対象者〉

控除を受けようとする年の12月31日時点で要介護認定を受けている65歳以上の人で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる程度の障がいがある人

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7864 FAX72-1665

3) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

障がいのある人等が居住する住宅を令和13年3月31日までの間に、次の要件を全て満たすバリアフリー改修した場合は、申告により改修が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。(都市計画税は減額されません。)

〈要件〉

- ①新築後10年以上経過した住宅（居住部分が1 / 2未満の家屋及び賃貸住宅を除く。）であること。（改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。ただし、令和8年3月31日までは50㎡以上280㎡以下。）
- ②次のいずれかに該当する改修工事が行われたこと。
通路又は出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室又はトイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消又は滑り止め化、引き戸への取替え
- ③バリアフリー改修に要した費用のうち、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。
- ④次のいずれかに該当する人が居住していること。
 - ・65歳以上の人
 - ・介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けている人
 - ・障がいのある人

〈減額の内容〉

居住部分の床面積が100㎡以下の場合はその全部が、100㎡を超える場合は100㎡相当分が、本来の固定資産税額の2 / 3に減額されます。

対象となる住宅が既に同じ減額の適用を受けたことがある場合又は住宅に対する別の減税措置の適用を受けている場合には適用されません。

ただし、同時に省エネルギー改修が行われた場合は、併せて軽減措置を受けることができます。

〈申告の期限〉

改修工事が完了した日から3か月以内に必要書類を提出。

申告・問い合わせ
市役所税料金課
固定資産税グループ
☎72-7816 FAX72-7790

4) 少額貯蓄の非課税制度

銀行預金等（マル優）、利付国債（特別マル優）の限度額（各350万円）までの利子は非課税となります。手続方法は金融機関へ障害者手帳又は証書等及び医療保険証等、住所、氏名、生年月日等を確認できる公的書類を提示してください。

申し込み・問い合わせ
各金融機関

5) 自動車税、軽自動車税の減免

身体障がいのある人等が取得又は所有する（納税義務者である）車で、身体障がいのある人等が運転又はその家族（生計を一にする親族）や介護者（市町で常時介護者の認定を受けた人）が身体障がいのある人等の通学、通院、通所、通勤、生業、その他日常生活に必要不可欠な利用のために運転する自家用車については、一人につき1台に限り税金の減免を受けることができます。（減免を受けるには、申請が必要です。）

～注意事項～

- 1 身体障がいのある人等とは、身体障がいのある人、戦傷病者、知的障がいのある人、精神障がいのある人をいいます。
- 2 障がいに応じた手帳をお持ちでない人や、お持ちの手帳が減免の障がい範囲（次ページ参照）に該当しない人は減免を受けることができません。
- 3 知的障がいのある人、精神障がいある人、年齢18歳未満の身体障がいのある人の場合は、家族が所有する（納税義務者である）車で減免可能です。
- 4 自動車税又は軽自動車税の減免を受けた人は、重度障害者福祉タクシー利用料金の助成を受けることができません。

<名義変更により車を取得した場合>

名義変更により車を取得した場合、その年度の自動車税及び軽自動車税は課税されません。（4月1日現在の所有者等が納税義務者になります。）翌年度から課税されることとなりますので、翌年度の4月1日から納期限までに減免申請を行ってください。

<自動車の登録形態による納税義務者>

- ①所有者 県税太郎（身体障がい者）→納税義務者
使用者 県税太郎（身体障がい者）
- ②所有者 県税太郎（身体障がい者）→納税義務者
使用者 県税花子
- ③所有者 石川自動車会社（割賦販売契約等により所有権を留保されている場合）
使用者 県税太郎（身体障がい者）→納税義務者

減免の障がい範囲

障がいの区分		障がいの級別	
視覚障害		身 体 障 害 者 手 帳	1級から5級までの各級
聴覚障害			2級及び3級
平衡機能障害			3級及び5級
音声機能障害			3級 (頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。)
上肢不自由			1級及び2級
下肢不自由			1級から6級までの各級
体幹不自由			1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)		1級及び2級
	移動機能障害		1級から6級までの各級
心臓機能障害			1級及び3級
じん臓機能障害			1級及び3級
呼吸器機能障害			1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害			1級及び3級
小腸の機能障害			1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	
知的障がい		療育手帳A (重度・最重度)	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳1級	

※複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの等級により判断します。

申請手続

<自動車税>

①新規に自動車を取得した場合（名義変更を除く。）

	申請日	申請書提出先	減免額
1	登録するとき（登録の日）	石川県税務課分室	全額
2	登録の日の翌日から、当該年度の2月末日まで	石川県税務課 小松県税事務所	申請日の翌月から月割で計算した額（登録の日の属する月末までに申請した場合は全額）

②4月1日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	申請書提出先	減免額
1	3月31日現在 減免要件に該当	自動車税納期限内	石川県税務課 小松県税事務所	全額
2		納期限後から当該年度の2月末日まで		申請日の翌月から月割で計算した額
3		減免要件該当日から当該年度の2月末日まで		

<軽自動車税>

4月1日現在で既に軽自動車を所有している場合

	区分	申請日	申請書提出先	減免額
1	4月1日現在 減免要件（手帳 交付等）に該当	軽自動車税納期限内	市役所税料金課	当該年度分から全額
2		納期限後から当該年度の3月末日まで		申請の翌年度分から全額
3		減免要件該当日から当該年度の3月末日まで		

<提出書類>

種 類	申 請 に 必 要 な 書 類 等
本 人 運 転	①納税通知書又は車検証（※軽自動車税の場合、納税通知書は不要です。） ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本） ③運転者の運転免許証（表裏のコピー可）、マイナ免許証のみの場合はマイナンバーカード（要：暗証番号） ④申請書（申請書提出先にあります。） ⑤納税義務者のマイナンバーカード又は通知カード（写し可） （※自動車税（軽自動車税の場合のみ）の場合、不要です。）
家 族 運 転	上記の①～⑤ ⑥世帯全員の住民票（続柄の表示されているもの。別世帯の場合は各世帯の住民票に加え、戸籍抄本等の続柄のわかるもの。また、運転者が別居の場合は住民票等と併せて健康保険被保険者証、源泉徴収票、税申告書等の写し等、障がいのある人等と生計を一にする親族であることを確認できるもの。） （※軽自動車税の場合は不要） ⑦自動車使用目的証明書（次のいずれかに該当することの証明書） ア 通学（園）証明書……学校（園）長の証明 イ 通院証明書……医師の証明 （症状や通院頻度が記載され継続的な通院が認められるもの） ウ 通所（勤）証明書……所長（雇用主）の証明 エ 生業証明書……民生委員、町会長等の証明 ○通学、通所には児童福祉施設等に入所し週末等に月2回以上一時帰宅する際の送迎を含む。 ※⑥、⑦については発行から2か月以内であること。
介 護 者 運 転	上記の①～⑦ ⑧介護者の住民票（発行から2か月以内であるもの） （※軽自動車税の場合は不要） ○介護者運転の場合、身体障害者手帳等に常時介護者※として証明を受けた者の氏名等の記載があること。 ※常時介護者・・・次のいずれにも該当すること ①介護期間が少なくとも1年以上あること ②週3回程度障がいのある人の通学、通院、通所、通勤、生業に自動車を運転すること

<自動車税の減免に関する問い合わせ先>

	所 在 地	電 話 番 号
石 川 県 税 務 課	金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎6階）	076-225-1273 FAX 076-225-1275
石 川 県 税 務 課 （自動車税グループ分室）	金沢市直江東1丁目2番地 石川県自動車会館1F	076-239-3631 FAX 076-239-3635
小 松 県 税 事 務 所	小松市園町ハ108番地の1（石川県小松合同庁舎内）	0761-23-1713 FAX 0761-23-0963

<軽自動車税の減免に関する問い合わせ先>

市役所税料金課 （税料制グループ）	加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7814 FAX 72-7990
----------------------	---------------	------------------------

10. 交 通 関 係

1) 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成 ……………	46
2) 身体障害者介助用自動車改造費の助成 ……………	47
3) 身体障害者自動車改造費の助成 ……………	47
4) 心身障害者運転免許取得費の助成 ……………	47
5) 身体障害者運転免許取得時自動車改造費の助成 ……	47
6) J R 運賃の割引 ……………	48
7) I R いしかわ鉄道運賃の割引 ……………	48
8) 国内航空運賃の割引 ……………	49
9) バス運賃の割引 ……………	49
10) 乗合タクシー「のりあい号」料金の割引 ……………	50
11) タクシー料金の割引 ……………	50
12) 有料道路通行料金の割引 ……………	51

10. 交通関係

1) 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成

移動することが困難な重度の障がいのある人（子ども）に対し、福祉タクシーの利用料金を最大700円助成します。一人当たり年間1冊（24枚綴り）の助成券を交付します。

なお、医療機関への通院が定期的に月4回以上必要な場合には、医師による通院証明書の提出により、2冊目を交付することができます。（生活保護法による被保護者を除く。）

また、じん臓機能障害のある人で、医療機関へ人工透析療法を受けるために週2回以上通院している人には、医師による通院証明書の提出により、6冊を限度として追加交付することができます。

ただし、6冊まで追加交付できるのは次の全ての要件を満たす人に限ります。

- ・65歳以上のみで構成される世帯の人
- ・市民税非課税世帯の人
- ・生活保護法による被保護者でない人

対象者

- 身体障害者手帳を持ち、
 - ① 視覚・下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸器・肝臓のいずれかの障がいの程度が1級又は2級の人
 - ② ①に掲げる障がいのうち、いずれかの障がいの程度が3級であり、他の障がいと合わせて身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が1級又は2級の人
- 療育手帳に記載されている障がいの程度がA判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳に記載されている障がいの程度が1級の人

※ただし、自動車（軽自動車）税の減免を受けている人、所得制限を超える人は、助成を受けることができません。

申請に必要なもの

- ① 申請書（市役所ふれあい福祉課にあります）
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ※行政サービスセンター、山中・山代・山代桔梗ヶ丘・片山津・動橋・橋立の各郵便局でも手続きできます。

使用方法

- 加賀市と委託契約を締結しているタクシー事業所のタクシーを利用した際、料金支払時に手帳を提示し、助成券を1枚渡して割引きを受けてください。
- 利用目的は、「通院、食料・日用品の購入や散髪などの日常生活に必要な用務、市役所等公的機関での用務、冠婚葬祭」による外出に限られます。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

【心身障害者 自動車改造費・運転免許取得費の助成】

※事前に市役所ふれあい福祉課にご相談ください。

2) 身体障害者介助用自動車改造費の助成(介助者運転)

在宅の障がいのある人の外出を容易にすること及び介助する人の負担軽減を図るため、自動車を回転シート付き、リフト付き又は超低床に改造する場合、改造費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級又は2級の常時車椅子使用者又はその者の同一世帯の扶養義務者 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車を現に有し、又は新たに購入する世帯 ②自動車改造の必要がある世帯 ③過去に助成を受けたことがない又は受けてから5年以上経過している世帯 			
助成額	改造又は車両の購入に直接要した経費の1/2(千円未満切り捨て)。限度額は次のとおり。			
	区 分		限 度 額	
	回転シート付き車両	電動装置なし	前部座席	62,000円
			後部座席	100,000円
	電動装置あり(上下作動装置付き)		150,000円	
リフト付き車両			250,000円	
超低床車両				
※所得制限があります。また、 改造又は購入前 に申請が必要です。				

3) 身体障害者自動車改造費の助成(本人運転)

就労等社会参加のため、自動車の操向・駆動装置等を改造する場合、改造費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、下肢又は体幹機能障害が1級又は2級の人 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置(ハンドル)、駆動装置等(アクセル及びブレーキ等)の一部を改造の必要がある人 ②過去に助成を受けたことがない又は受けてから5年以上経過している人 		
助成額	改造に直接要した経費。限度額10万円 ※所得制限があります。また、 改造又は購入前 に申請が必要です。		

4) 心身障害者運転免許取得費の助成

社会参加への促進を図るため、就労等社会活動への参加に伴い、障がいのある人が自動車運転免許を取得した場合、取得費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害が1～3級の人、その他の身体障がいの場合1級又は2級の人、療育手帳のある人、精神障害者保健福祉手帳のある人 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①就労等社会活動への参加に伴い免許を取得した人 ②過去に助成を受けたことがない人 		
助成額	免許取得に直接要した費用の2/3(千円未満切り捨て)。限度額は10万円 ※運転免許取得後 6か月以内 に申請が必要です。		

5) 身体障害者運転免許取得時自動車改造費の助成(本人運転)

社会参加への促進を図るため、就労等社会活動への参加に伴い、身体障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合、免許取得前に自動車の改造費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、下肢又は体幹機能障害が1級又は2級の人 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①操向装置、駆動装置等の改造をしなければ、免許を取得することができない人 ②免許の取得により、就労等が見込める人 ③過去に助成を受けたことがない又は受けてから5年以上経過している人 		
助成額	改造に直接要した経費。限度額10万円 ※所得制限があります。また、 改造又は購入前 に申請が必要です。		

6) JR運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をJRの窓口で提示すると、運賃が割引されます。

手帳の区分	乗車券の種類	割引対象者	割引率
<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障がい者 第1種知的障がい者 第1種精神障がい者 (顔写真添付の手帳に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 	本人と 介護者1名	5割
	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 (片道100kmを超える場合に限る) 	本人(単独)	
<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障がい者 第2種知的障がい者 第2種精神障がい者 (顔写真添付の手帳に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 	12歳未満の本人と 介護者1名	
	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 (片道100kmを超える場合に限る) 	本人(単独)	

(注)12歳未満の子どもの小児定期乗車券を購入する場合は、障がいの程度に関係なく介護者のみ割引となり、小児定期乗車券は割引されません。

申し込み・問い合わせ
加賀温泉駅

7) IRいしかわ鉄道運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、運賃が割引されます。

手帳の区分	乗車券の種類	割引対象者	割引率
<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障がい者 第1種知的障がい者 精神障がい者1級 (第1種精神障がい者、 顔写真添付の手帳に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 	本人(単独)又は 本人と介護者1名	5割
	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 回数乗車券 	本人(単独)	
<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障がい者 第2種知的障がい者 精神障がい者2級・3級 (第2種精神障がい者、 顔写真添付の手帳に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 定期乗車券 	本人(単独)又は 12歳未満の本人と介護者1名	

申し込み・問い合わせ
加賀温泉駅

8) 国内航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次に該当する人（12歳以上の子ども）が国内航空を利用する場合、窓口で提示すると一部の航空会社で運賃が割引されます。

対象者	割引適用者	割引
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 	本人及び介護者1名	航空会社によって異なる

申し込み・問い合わせ
各航空会社営業所

9) バス運賃の割引

料金支払時に障害者手帳を係員に提示して割引を受けることができます。

	対象者	割引	
		本人	介護人
加賀温泉バス 北陸鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 	5割	5割 ※介添人の割引は係員が必要と認める場合

※定期券、回数券の割引もあります。

	対象者	種別	割引対象者	割引
加賀周遊バス 「キャンバス」	身体障害者手帳	1種	本人と介護人	5割
		2種	本人のみ	
	療育手帳	A（1種）	本人と介護人	
		B（2種）	本人のみ	
	精神障害者 保健福祉手帳	1級	本人と介護人	
		2級	本人のみ	
3級				

※空港アクセス券（小松空港線ご利用の場合）には割引がありません。

申し込み・問い合わせ
各バス会社営業所

10) 乗合タクシー「のりあい号」料金の割引

乗車券購入時と利用時に障害者手帳を提示すれば、割引を受けることができます。

対 象 者	割 引	
	本 人	介 添 人
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	5 割 (1回250円)	5割 (1名まで) (1回250円) ※介添人の割引は係員が 必要と認める場合

《加賀市乗合タクシー「のりあい号」について》

電話またはスマホアプリで事前に予約し、他の利用者との「あいのり」で、各町の乗降ポイントから病院やスーパーなどの乗降ポイントまで乗って行くことができる交通サービスです。

《乗車券の販売場所》

のりあい号の車内、加賀市医療センター（売店）、山中温泉ぬくもり診療所（受付）、アビオシティ加賀（1階インフォメーション）、イオン加賀の里（1階サービスカウンター）、市役所本庁（1階窓口課）

※電話での予約のほか、スマホアプリからの予約も可能です（初回利用時は、利用者登録をします。）。

アプリのダウンロードはこちら



iosの
コード



Androidの
コード

予 約 運行内容に関すること
予 約 セ ン タ ー **市役所地域振興課**
 (加賀第一交通株) ☎72-7831
 ☎77-0120
 受付時間7時～19時

11) タクシー料金の割引

料金支払時に障害者手帳を提示すれば、1割（10%）が割引されます。

なお、重度障害者福祉タクシー助成券を利用するときは、最大700円を差引いた後の金額が割引されます。

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

申し込み・問い合わせ
各 タ ク シ ー 会 社

12) 有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の際に有料道路を利用される障がいのある人（子ども）に対して、じりつと社会経済活動への参加を支援するための制度で、通常料金が半額になります。

事前に市で申請の手続きを済ませてから、料金支払時に障害者手帳を提示して割引を受けてください。（ETC利用の人も手帳の提示が必要となることがあります。）ETC利用の人はオンラインで申請することもできます。

なお、割引有効期限があり、2年ごとの更新が必要です。割引有効期限の2か月前から行うことができますので、継続する場合は更新申請をしてください。

対 象

区 分※1	運 転 者	車を登録する場合の所有者※3
・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者	・本 人 ・親 族 ・介護者※2	・本 人 ・親 族
・第2種身体障がい者	・本 人	・本 人 ・親 族

※1 「第1種」「第2種」とは、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に記載されているものです。

※2 「介護者」とは、障がいのある人を継続して日常的に介護している人のことをいいます。

※3 自動車検査証に記載の車の所有者又は使用者が法人名の場合は、割引の対象になりません。（ただし、割賦購入、ローン又は長期リースにより車を利用している場合は除く。）

※ ETCを利用しない人は、車を登録せずに割引の適用を受けることもできます。

※ タクシーやレンタカー、知人の自家用車等でも、要件を満たしていれば、料金所で割引登録済みであることを示すシールが貼られた手帳を提示することで割引が受けられます。

申請に必要なもの

※車を登録しない場合は③～⑥の書類は不要です。

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②運転免許証（本人が運転される場合）、マイナ免許証のみの場合はマイナンバーカード（要：暗証番号）
- ③登録する車の車検証・自動車検査証記録事項（「所有者の氏名又は名称」欄が個人名義のものに限る。※3）
- ④障がいのある人名義のETCカード（ETC利用での割引の場合）
- ⑤ETC車載器セットアップ申込書等登録する車に取り付けられたETC車載器の管理番号が確認できる書類（ETC利用での割引の場合）
- ⑥※3の場合、割賦購入、長期リース期間中であることがわかる書類（例：割賦購入契約書）

申し込み・問い合わせ

市役所ふれあい福祉課

☎72-7852 ☎72-1665

有料道路ETC割引登録係

☎045-477-1233

（受付時間：平日9時～17時）

オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

11. 補装具費の支給

補装具は、身体障がいのある人（子ども）の失われた身体機能を補完又は代替するものです。日常生活や社会参加（就学、就労など）を支援すること等を目的として、その補装具の購入・修理・借受けに必要な費用を支給します。

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいのために補装具が必要であると認められる人
- ・難病のある人でその症状により補装具が必要であると認められる人

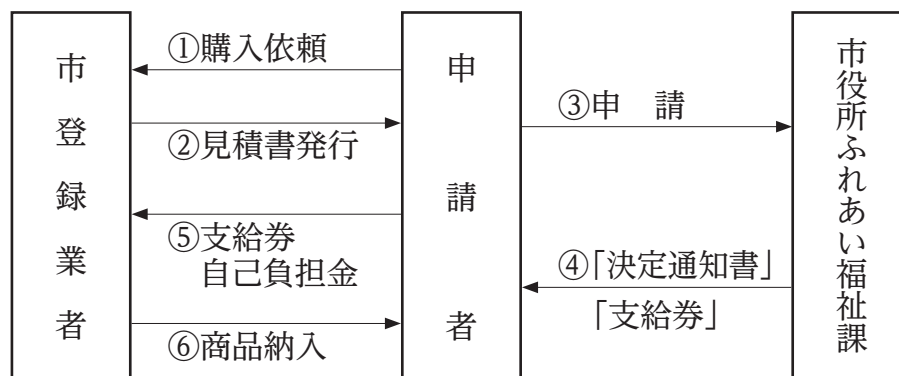
利用者負担

原則として、費用の1割負担。ただし、世帯※の所得に応じて、負担上限額があります。18歳以上は、世帯に市民税所得割額46万円以上の人がある場合、支給の対象になりません。

※世帯とは

- ・18歳以上・・障がいのある人とその配偶者
- ・18歳未満・・障がいのある子どもの保護者の属する住民基本台帳の世帯

利用の流れ



申請に必要なもの

- ・申請書（市役所ふれあい福祉課にあります）
- ・意見書（一部必要のないものもあります）
- ・身体障害者手帳の写し（難病のある人はその症状の分かるもの）
- ・補装具の見積書
- ・個人番号

※事前に市役所ふれあい福祉課にご相談ください。

※支給決定前に購入されますと、支給の対象になりませんのでご注意ください。

※障がいの程度や生活状況によっては、支給の対象とならない場合もあります。

対象品目

- | | | |
|-------------|----------|------------------------------|
| ① 義肢 | ⑦ 補聴器 | ⑬ 起立保持具 |
| ② 装具 | ⑧ 車椅子 | ⑭ 頭部保持具 |
| ③ 姿勢保持装置 | ⑨ 電動車椅子 | ⑮ 排便補助具 |
| ④ 視覚障害者安全つえ | ⑩ 歩行器 | ⑯ 重度障害者用意思伝達装置 |
| ⑤ 義眼 | ⑪ 歩行補助つえ | ⑰ 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。） |
| ⑥ 眼鏡 | ⑫ 座位保持椅子 | |

※⑫、⑬、⑭、⑮は身体に障がいのある子どものみ支給対象となります。

※身体障害者手帳をお持ちで介護保険制度対象の人は、上記の⑧、⑨、⑩、⑪については介護保険制度による給付が優先されます。

ただし、身体状況により個別に対応が必要な場合は、補装具費の支給が認められる場合があります。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665



12. 日常生活用具の給付

重度の障がいのある人（子ども）に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。

対象者

次ページ以降の一覧表を参照してください。

利用者負担

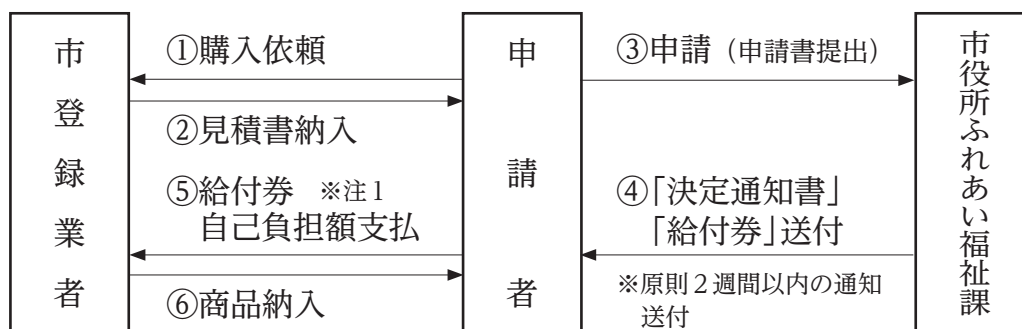
原則として費用の1割負担。ただし世帯*の所得に応じて、負担上限額があります。また、種目別に基準額が定められており、基準額を超えた分については、自己負担となります。

世帯に市民税所得割額46万円以上の人がいる場合、給付の対象になりません。

※世帯とは

- ・18歳以上・・障がいのある人とその配偶者
- ・18歳未満・・障がいのある子どもの保護者の属する住民基本台帳の世帯

利用の流れ



※注1

業者から品物を受け取られる際、市からの「日常生活用具給付券」を引き換えに自己負担額がある場合は、あわせて業者にお支払いください。なお、必ず支給券下方の受領日・氏名をご記入の上、業者にお渡しください。

申請に必要なもの

- ・申請書（市役所ふれあい福祉課にあります）
- ・障害者手帳の写し（難病のある人はその症状の分かるもの）
- ・用具の見積書
- ・申請する用具が分かるもの（用具が掲載されたカタログなど）
- ・意見書（対象者のみ）

※事前に市役所ふれあい福祉課にご相談ください。

※支給決定前に購入されますと、給付の対象になりませんのでご注意ください。

※対象者で介護保険制度対象の人は次ページ以降の一覧表のうち、





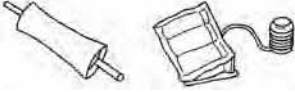
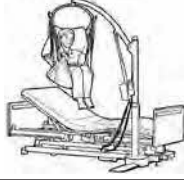

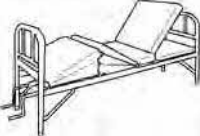
介のついている種目については、介護保険制度による給付が優先されます。

⇒日常生活用具の種目については、次ページ以降の一覧表をご参照ください。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 介 介護保険制度優先

区分	見者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
介護・訓練支援用具	○	介 特殊寝台 	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人 (2)寝たきりの状態にある難病のある人	154,000円 (8年)
	▲ ○	介 特殊マット 	褥瘡(じょくそう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの(エアマットを含む。)	(1)常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の人 (2)下肢又は体幹機能障害2級以上の子ども (3)知的障がい(程度)がAである人(子ども) (4)寝たきりの状態にある難病のある人(子ども)	19,600円 (5年)
	● ○	介 特殊尿器 	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	(1)常時介助を要する下肢又は体幹機能障害1級の人(子ども) (2)自力で排尿できない難病のある人(子ども)	67,000円 (5年)
	▲ ○	入浴担架 	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に当たって家族等の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども)	82,400円 (5年)
	● ○	介 体位変換器 	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	(1)下着交換等に当たって家族等の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども) (2)寝たきりの状態にある難病のある人(子ども)	15,000円 (5年)
	▲ ○	介 移動用リフト 	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども) (2)下肢又は体幹機能障害のある難病のある人(子ども)	159,000円 (4年)
	▲	訓練椅子 	原則として、テーブルが付属しているもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の子ども	33,100円 (5年)
	● ○	訓練用ベッド 	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども) (2)下肢又は体幹機能障害のある難病のある人(子ども)	159,200円 (8年)

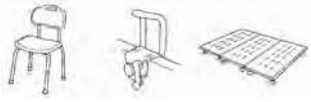

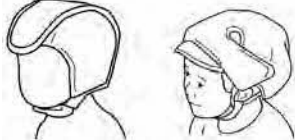


注・イラストはイメージです。
日常生活用具としての性能を有していないものについては、対象とならない場合があります。

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象

■ 難病患者対象

☒ 介護保険制度優先

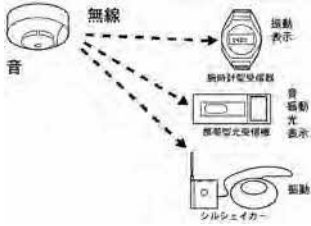
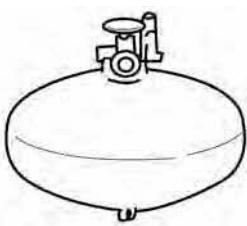
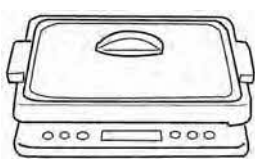
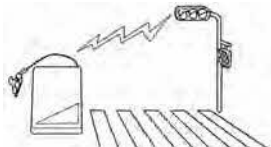

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
自立生活支援用具	▲ ○	☒ 入浴補助用具 	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。）	(1)入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害のある人（子ども） (2)入浴に介助を要する難病のある人（子ども）	90,000円 (8年)
	● ○	☒ 便器 	対象者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。ただし、手すりを付けることができる。）	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人（子ども） (2)常時介護を要する難病のある人（子ども）	手すり付： 9,850円 手すりなし： 4,450円 (8年)
	○ ○	頭部保護帽 	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	(1)てんかんの発作等により頻繁に転倒する平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある人（子ども） (2)てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい程度がAである人（子ども）	15,200円 (3年)
	○ ○	T字状・棒状のつえ 	身体を支え、歩行を補助するもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上の人（子ども）	木製： 2,200円 軽金属製： 3,000円 (3年)
	▲ ○	☒ 移動・移乗支援用具 	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1)対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。） (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。）	(1)家庭内の移動等において介助を必要とする平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の人（子ども） (2)下肢が不自由な難病のある人（子ども）	60,000円 (8年)
● ○	特殊便器 	足踏みペダル、ボタン等で温水温風を出し得るもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。）	(1)上肢機能障害2級以上の人（子ども） (2)訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障がい程度がAである人（子ども） (3)上肢機能障害のある難病のある人（子ども）	151,200円 (8年)	

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象

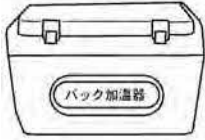

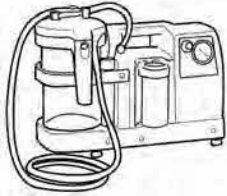
■ 難病患者対象

☒ 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
自立生活支援用具	○ ○	火災警報器 	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	(1)火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害等級2級以上の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2)火災発生の感知又は避難が著しく困難な知的障がいAの程度の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	15,500円 (8年)
	○ ○	自動消火器 	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	(1)火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害等級2級以上の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2)火災発生の感知又は避難が著しく困難な知的障がいAの程度の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (3)火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病のある人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	28,700円 (8年)
	● ○	電磁調理器 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)視覚障害2級以上の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2)知的障がいAの程度の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	41,000円 (6年)
	● ○	歩行時間延長 信号機用小型送信機 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	7,000円 (10年)
	○	聴覚障害者用屋内 信号装置 	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害2級の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	87,400円 (10年)



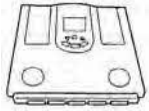



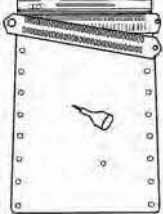
日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 介 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
在宅療養等 支援用具	▲ ○	透析液加温器 	透析液を加温し、一定温度を保つもの	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うじん臓機能障害3級以上の人(子ども)	51,500円 (5年)
	● ○	ネブライザー(吸入器) 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)呼吸器機能障害3級以上の人(子ども)又はこれと同程度の身体障がいがあって、この装置の使用が必要と認められる人(子ども) (2)呼吸器機能障害のある難病のある人(子ども)	36,000円 (5年)
	● ○	電気式たん吸引器 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)呼吸器機能障害若しくはそしゃく機能障害3級以上の人(子ども)又はこれらと同程度の身体障がいがあって、この装置の使用が必要と認められる人(子ども) (2)呼吸器機能障害のある難病のある人(子ども)	56,400円 (5年)
	○ ○	正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベ等で作動し、対象者又は介助者が容易に使用できるもの ※ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター又はソーラーパネルと供給不可	(1)在宅で療養している身体障害者又は難病のある人(子ども)で、人工呼吸器やたん吸引機等の使用が必要な人(子ども) (2)在宅酸素療法を行っており、当該用具が必要と認められる人(子ども)	120,000円 (7年)
	○ ○	ポータブル電源(蓄電式)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、対象者又は介助者が容易に使用できるもの	在宅で療養している方で、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の電気式医療機器を使用している身体障害者または難病のある人(子ども)	80,000円 (5年)
	○ ○	DC/ACインバーター又はソーラーパネル	(1)DC/ACインバーター 自動車からの電気を交換及び供給する装置で、対象者又は介助者が容易に使用できるもの (2)ソーラーパネル 太陽光により発電を行う装置で、対象者又は介助者が容易に使用できるもの	在宅で療養している方で、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の電気式医療機器を使用している身体障害者または難病のある人(子ども)	40,000円 (5年)

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 介 介護保険制度優先

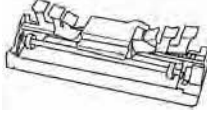


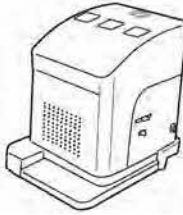


区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
在宅療養等支援用具	○	酸素ボンベ運搬車 	対象者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う障がいのある人	17,000円 (10年)
	○	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病等のある人(子ども)	157,500円 (5年)
	●	視覚障害者用体温計 (音声式) 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	9,000円 (5年)
	○	視覚障害者用体重計 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	18,000円 (5年)
	○	視覚障害者用血圧計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	12,000円 (5年)
情報・意思疎通支援用具	●	携帯用会話補助装置 	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	(1)音声若しくは言語機能又は上肢、下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、発声及び発語に著しい障がいのある人(子ども) (2)発声又は発語に著しい障がいのある知的障がいの程度がAである人(子ども)	98,800円 (5年)
	○	情報・通信支援用具 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)文字を書くことが困難な上肢機能障害2級以上の人(子ども) (2)情報取得手段として音声による読み上げ等が必要な視覚障害3級以上の人(子ども)	100,000円 (ソフトウェア 3年 周辺機器 5年)
	●	点字ディスプレイ 	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	この装置の使用が必要と認められる視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がいのある人(子ども)(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者をいう。)	383,500円 (6年)
	○	点字器 	対象者が容易に使用し得るもの	この装置の使用が必要と認められる視覚障害2級以上の人(子ども)	標準型： 10,400円 (7年) 携帯型： 7,200円 (5年)

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象

■ 難病患者対象

☒ 介護保険制度優先



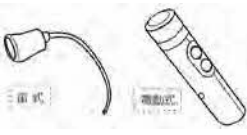

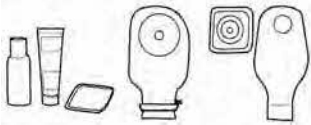

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
情報・意思疎通支援用具	● ○	点字タイプライター 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども) (就労している人若しくは就労が見込まれる人又は就学している人に限る。)	63,100円 (5年)
	● ○	視覚障害者用ポータブルレコーダー  	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	録音再生機：85,000円 再生専用機：48,000円 (6年)
	● ○	視覚障害者用活字文書読上げ装置 	印刷された活字文書又は文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する装置で、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども) (文字読取式のもの、視覚障害1級の人(子ども))	暗号読取式：99,800円 (6年) 文字読取式：198,000円 (8年)
	● ○	視覚障害者用拡大読書器 	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、容易に拡大された文字等の画像をモニターに映し出せるもの(音声信号に変換して出力する機能を有するものを除く。)	この装置の使用により文字等を読むことが可能になる視覚障害のある人(子ども)	198,000円 (8年)
	○ ○	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	地上デジタル化されたテレビ放送の音声を受信できるFMラジオとし、操作内容の音声ガイド機能を有する等対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	29,000円 (5年)
	● ○	視覚障害者用色柄音声認識装置	色柄を知りたいものの上にあて、音声により色柄を伝えることができる装置で、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	126,000円 (6年)
	● ○	視覚障害者用時計 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども) (音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な人に限る。)	触読式：10,300円 音読式：13,300円 (10年)

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象


■ 難病患者対象

☒ 介護保険制度優先

区分	見者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
情報・意思疎通支援用具	● ○	聴覚障害者用通信装置 	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、対象者が容易に使用できるもの	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として、この装置の使用が必要と認められる聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいのある人（子ども）	71,000円 (5年)
	○ ○	聴覚障害者用情報受信装置 	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信する装置で、対象者が容易に使用し得るもの	この装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害のある人（子ども）	88,900円 (6年)
	○ ○	人工喉頭 	笛式又は電動式で、音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出した障がいのある人（子ども）	笛式： 5,000円 気管カニューレ付： 8,100円 電動式： 70,100円 (笛式 4年 電動式 5年)
	○ ○	点字図書 	月刊、週刊等で発行される雑誌類を除き、点字により作成された図書（年間6タイトル又は24巻までを限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害のある人（子ども）	点字図書の価格から一般図書の価格を差し引いた額
排泄管理支援用具	○ ○	ストーマ用装具(蓄便袋) 	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋(皮膚保護剤、剥離剤及び排便処理に使用するガーゼを含む。)	直腸機能障害により、ストーマを造設した障がいのある人（子ども）	1か月あたり 8,900円
	○ ○	ストーマ用装具(蓄尿袋) 	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収納袋で、処理用のキャップが付いているもの(皮膚保護剤、剥離剤及び排尿処理に使用するガーゼを含む。)	ぼうこう機能障害により、ストーマを造設した障がいのある人（子ども）	1か月あたり 11,700円

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 介 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
排泄管理支援用具	▲ ○	紙おむつ ※おしりふき、使い捨て手袋等の衛生用品を含む 	通気性の確保等使用に当たって、障がいのある人（子ども）に不快感を与えないもの（紙パンツ及び紙パットを含む。）	(1)ストーマ用装具の使用が困難であり、紙おむつの使用が必要と認められるぼうこう又は直腸機能障害のある人（子ども） (2)排便又は排尿の意思表示が困難であり、紙おむつの使用が必要と認められる肢体不自由2級以上の人（子ども） (3)療育手帳A所持者で、医師により、排便又は排尿の意思表示困難であり、日常的に紙おむつの使用が必要と認められる人（子ども）	1か月あたり 12,400円
	○ ○	収尿器 	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付きのもの	収尿器の使用が必要と認められるぼうこう機能障がいのある人（子ども）	男性用： 7,700円 女性用： 8,500円 (1年)
居宅生活動作補助用具	● ○	介 居宅生活動作補助用具 	対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	(1)下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が3級以上の人（子ども）（特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の人（子ども）） (2)下肢又は体幹機能障害のある難病のある人（子ども）	200,000円 (原則1回)

※基準額を超える改修を行うときに、他の助成を併用できる場合があります。

詳しくは64～65ページ（住宅リフォーム助成）をご覧ください。

イラスト出典：（公財）テクノエイド協会「補装具・日常生活用具給付等ガイドブック」

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する人は、この表中の上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害のある人として取り扱います。
- 2 火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用体温計（音声式）及び視覚障害者用体重計の対象者のうち、「これに準ずる世帯」とは次に掲げる世帯とします。
 - (1) 対象者及び対象者と同程度の障がいのある人からなる世帯
 - (2) 対象者及び6歳未満の子どもからなる世帯
(その世帯に対象者と同程度の障がいのある人がいる場合を含みます。)
 - (3) 対象者及び障がい等により対象者と同様の状態にある人からなる世帯
(その世帯に対象者と同程度の障がいのある人がいる場合を含みます。)
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- 4 居宅生活動作補助用具の給付を受けようとする人の居宅が借家である場合は、家主の承諾を得なければなりません。
- 5 居宅生活動作補助用具の給付の対象となるものは、次に掲げる居宅生活動作補助用具で、住宅の設備、構造等を障がいに適するよう又は障がい者を介護する者の介護負担を軽減するよう改善するために必要と認めるものの購入費及び改修工事費とします。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) (1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 6 居宅生活動作補助用具の給付を申請しようとするときは、申請書に工事図面及び改修工事見積書を添付しなければなりません。
- 7 居宅生活動作補助用具の給付を受けた人が、転居等により住宅改修が再度必要になったときは、給付を受けることができる場合があります。
- 8 この表に規定する難病患者等に対する用具の給付の要否判断については、医師の意見書によるほか、保健師等による訪問調査を経て確認するものとします。

13. 住 宅

- 1) 住宅リフォーム助成 …………… 64～65
- 2) 住宅改修相談・福祉用具相談 …… 65

13. 住 宅

1) 住宅リフォーム助成

居宅で介護を要する高齢者や障がいのある人（子ども）が安心して暮らせるように、住宅の改修に要する費用の一部を助成します。

改修工事を始める前に市役所ふれあい福祉課にご相談ください。

対 象 者

- (1) 介護保険法で認定された要介護者又は要支援者のいる世帯
- (2) 生活保護法の介護扶助の対象者のいる世帯
- (3) 身体障害者手帳2級以上の人（子ども）のいる世帯
（下肢、体幹、移動機能障害については3級以上）
- (4) 療育手帳Aの人（子ども）のいる世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の人（子ども）のいる世帯

※いずれも市民税非課税世帯のみ

改修内容

○上記対象者(1)(2)にあてはまる方

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他（①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修）

○上記対象者(3)～(5)にあてはまる方

次に掲げる工事で、住宅の設備、構造等を障がいに適するよう又は障がい者を介護する者の介護負担を軽減するよう改善するために必要と認められるもの

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ 床材をクッション素材に貼り替え
- ⑦ 壁をクッション材や防音効果のあるものに変更
- ⑧ その他障がい者の在宅生活のために必要な工事
- ⑨ ①～⑧の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

助成金額

対象工事費の助成率（助成限度額）

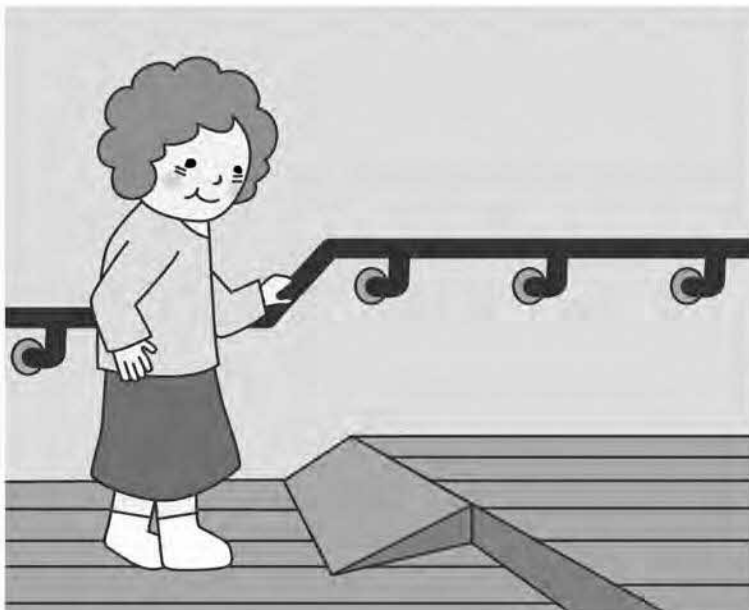
- ①生活保護法による被保護世帯・・・100%（100万円）
- ②市民税非課税世帯　・・・・・・・・・・ 90%（100万円）

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

2) 住宅改修相談・福祉用具相談

電話、窓口での相談のほか、相談者宅を訪問し、本人に合った介護方法を含めて住宅改修や福祉用具についてのアドバイスを行います。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665



14. 生活訓練

- 1) 音声機能障がい者発声訓練 66
- 2) 失語症患者言語訓練 66
- 3) 聴覚障がい者（児）訓練 66
- 4) オストメイト社会適応訓練 66
- 5) その他の生活訓練 67

14. 生活訓練

1) 音声機能障がい者発声訓練

喉頭腫瘍などの疾病により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人を対象に発声練習を行います。

申し込み・問い合わせ
金沢大学附属病院
(耳鼻咽喉科)
石川喉友会(事務局)
☎(076)265-2413
FAX(076)234-4265

2) 失語症患者言語訓練

脳血管障がいや頭部外傷の後遺症により失語症となった人を対象に言語訓練や親睦を図ります。

言語訓練を兼ねた交流会や地区研修会、合同研修会を行なっています。

申し込み・問い合わせ
金沢大学附属病院
(耳鼻咽喉科)
石川県失語症友の会(事務局)
☎(076)265-2413
FAX(076)234-4265

3) 聴覚障がい者(児)訓練

聴覚障がいのある人(子ども)を対象に訓練を行います。

また、人工内耳を装用している人(子ども)の訓練も行います。

申し込み・問い合わせ
NPO金沢方式研究会
会長 宮下吉広
☎FAX(076)251-1371

4) オストメイト社会適応訓練

肛門、膀胱の疾病(直腸腫瘍、膀胱腫瘍等)により、ストーマ(人工肛門、人工膀胱)を造設された人を対象にストーマ用装具の装着訓練を行います。

併せて、次の事業を行います。

- ・オストメイト及び家族に対する療養指導
- ・会員への医療相談会、研修会、研究会等の開催
- ・会報の発行等、会員への情報提供

申し込み・問い合わせ
公益社団法人
日本オストミー協会
石川県支部(虹の会)
☎(076)255-1220
FAX(076)255-2322

5) その他の生活訓練

実際の生活の場で生活訓練を受けることができます。

主な内容

- ①目が見えない・見えにくい人（視覚障がいのある人）のための生活教室
 - ・福祉相談：生活相談、進路相談、福祉制度や福祉用具の紹介等
 - ・生活訓練：点字、歩行、パソコン、日常生活動作等の個別訓練

- ②耳が聞こえない・聞こえにくい人（聴覚障がいのある人）のための生活教室
 - ・聞こえの相談：聞こえや補聴器相談、福祉制度や福祉機器の紹介等
 - ・生活訓練：パソコン、FAX等の機器の活用方法、日常及び社会生活上必要な訓練情報提供講座（防災講座など）
 - ・手話指導

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665



15. 職業訓練など

- | | |
|----------------------------|----|
| 1) 公共職業安定所 | 68 |
| 2) 石川障害者職業能力開発校 | 68 |
| 3) 石川障害者職業センター | 69 |
| 4) こまつ障害者就業・生活支援センター | 70 |

15. 職業訓練など

1) 公共職業安定所

一般就労を希望する障がいのある人の障がいの状況、技能、経験、適性、希望条件を考慮し雇用援助制度の活用を検討しながら、一般就労に向けての相談を行います。石川障害者職業センター等関係機関とも連携をとって進めています。

申し込み・問い合わせ
加賀公共職業安定所
ハローワーク
☎72-8609 FAX72-8619

2) 石川障害者職業能力開発校

障がいのある人の能力に応じた職業訓練を行い、職業に関する基礎的な知識や技能を身につけるための施設で、授業料は無料です。(ただし、教科書・検定受験料等は自己負担となります)

入校選考試験に合格し、公共職業安定所の受講指示を受けた人は、訓練手当又は雇用保険が支給されます。

訓練期間は1年間で、4月に入校します。(キャリア・マネジメント科は6か月訓練で、入校は前期4月、後期は10月です。)

- ・機械CAD科 (定員7人)
- ・電子機器科 (定員9人)
- ・陶磁器製造科 (定員10人)
- ・OAビジネス科 (定員17人)
- ・実務作業科 (定員8人)
- ・キャリア・マネジメント科 (定員 前期9人 後期未定)

※通校が困難な人向けの寮があります。

申し込み・問い合わせ
加賀公共職業安定所 石川障害者職業能力開発校
大聖寺菅生イ78番地3 野々市市末松2丁目245
ハローワーク
☎72-8609 ☎(076)248-2235
FAX72-8619 FAX(076)248-2236

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syonou/index.html>

3) 石川障害者職業センター

ハローワークと密接な連携のもと、障がいがある方に対して、就職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションを行っています。(障がいの種別は問いません)

職業相談・職業評価

職業生活における自立を効果的に果たすことができるように、個別相談や各種検査を通して、現状や課題を整理します。その結果をもとに、今後の就労や職場定着に向けた支援の方法や内容、具体的目標を盛り込んだ支援プラン(「職業リハビリテーション計画」)を協議して作成します。

職業準備支援

障がいの特性に応じた対処法や解決方法を習得したり、自己理解を深めながら、就職活動をスムーズに進めていけるよう支援する通所プログラムです。具体的には、実際に作業を行う作業支援、職場でのコミュニケーションスキルやストレス対処を学んだり、どのような配慮を得ると良いか整理する各種講座、履歴書作成や面接練習等を行う就職活動支援、自分に合った働き方等を整理する相談支援を行います。

ジョブコーチ支援

障がいのある方が職場にスムーズに適応できるよう職場に訪問して、障がい特性に応じた支援を行います。また、事業主に対しても雇用管理上必要な助言を行い、障がいのある方と事業主・現場の従業員の方との橋渡しを行います。

リワーク支援

うつ病等の精神疾患により休職中の方に対して、復職にむけてのウォーミングアップの場を提供するとともに、円滑な職場復帰を目指し、復帰予定の職場への助言等、職場適応を図るための支援を行います。なお、すでに退職している方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象にはなりません。

その他

受付時間は、平日の8時45分～17時です。

利用には事前の予約が必要です。

費用は無料です。

申し込み・問い合わせ

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部
石川障害者職業センター
金沢市彦三町1-2-1アソルティ金沢彦三2階
☎(076)225-5011
FAX(076)225-5017

4) こまつ障害者就業・生活支援センター

就職活動中や一般企業などに在職中の障がいのある人に対して、仕事や日常生活についての相談を行います。また、事業主からのご相談にも応じています。

就業相談・生活相談支援

仕事や日常生活についての相談に応じます。窓口や電話だけでなく、必要があれば家庭訪問や職場訪問による相談も応じます。また企業での就職を目指した職業訓練や職場実習をあっせんしています。公共職業安定所(ハローワーク)等関係機関と連携しながら、就職や就職後の職場で安定して働くことができるよう継続的に支援を行います。

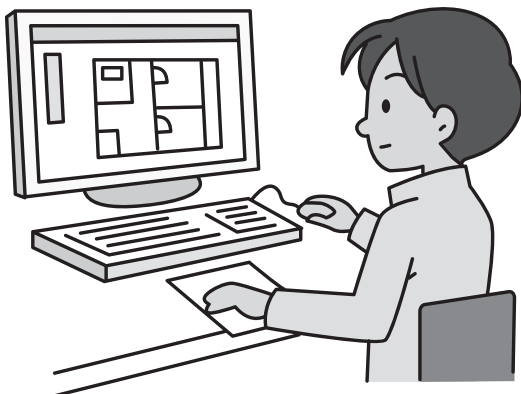
事業主の方へ

障がいのある人を雇用している、雇用を考えている事業主への支援を行っています。障がいのある人が職場で安定して働くことができるよう、関係機関との連絡、調整による総合的な支援を行います。

申し込み・問い合わせ

まずは、お電話ください。利用登録していただき、ご希望や状況をお聞きしたうえで、必要なことを一緒に考えていきます。費用は無料です。

申し込み・問い合わせ
社会福祉法人こまつ育成会
こまつ障害者就業・生活支援センター
小松市長崎町2丁目103番地
☎(0761)48-5780
FAX(0761)21-8559



16. その他の福祉

1) 広報等の点訳・音訳	71
2) 点字図書・録音図書・デジタル図書館	71
3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	71
4) 点字郵便物等の無料配達	72
5) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付	72
6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	72
7) NHK放送受信料の減免	73
8) 駐車禁止除外車指定	73
9) 公職選挙における投票	74
10) 加賀市使用料等減免対象施設	75
11) 地域見守り支えあいネットワーク	76
12) 生活福祉資金の貸付制度	77
13) 障害者温泉療養事業	78
14) 移送サービス（おでかけ号）の利用事業	79
15) 福祉サービス利用支援事業	79
16) いしかわ支え合い駐車場制度	80
17) ヘルプマーク	81
18) 自動車事故対策機構(NASVA)の福祉サービス	81
19) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成	82
20) 人工内耳体外器等購入費の助成	83
21) 視覚障がい者スマートスピーカー購入費の助成	84

16. その他の福祉

1) 広報等の点訳・音訳

文字による情報を利用することが困難な障がいのある人に対して、広報かが等の点字版・録音CD版を市内のボランティアの人たちが製作し、ご自宅にお送りします。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

2) 点字図書・録音図書・デジタル図書館

文芸作品の朗読や音楽等を録音したカセットテープやCD、点字図書の貸出のほかアクセシブルライブラリー*が利用できます。

※アクセシブルライブラリーとは

視覚障がいのある人専用のデジタル図書館のこと。
パソコンやスマートフォンから音声自動読み上げ機能付きの電子書籍を借りることができます。

申し込み・問い合わせ
加賀市立中央図書館
☎73-0888 FAX72-5025
加賀市立山中図書館
☎78-4441 FAX78-8882

本や雑誌を点訳した点字図書、音訳した録音図書（CDなど）を貸出します。県内外の図書館からの取り寄せもしており、小説、エッセイ、趣味に関するものなど、さまざまなジャンルの本を借りることができます。郵送料無料の点字用郵便で貸出・返却ができ、来館しなくても電話連絡によりご希望の図書をご自宅までお届けします。

また、各種パンフレットや取扱説明書、時刻表など私的な資料についてもご希望の人に実費で製作します。

申し込み・問い合わせ
社会福祉法人
石川県視覚障害者協会
☎(076)222-8781
FAX(076)222-1821

3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人（子ども）及び音声又は言語機能障がいのある人（子ども）の日常生活や社会生活における円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

4) 点字郵便物等の無料配達

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、封筒を半開封とし、左上部に「点字用郵便」の文字を表示したものは、重さ3kgまで郵便料が無料扱いとなります。

ただし、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出されるもの又はこれらの施設宛に差し出されるものに限りません。

申し込み・問い合わせ

日本郵便株式会社加賀郵便局

☎0570-943-146

5) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付

自立と社会参加のために補助犬を必要としている身体に障がいのある人で、次の1～7の要件すべてに該当する人が給付の対象となります。

対象者

- 1 県内に過去1年以上居住し、今後も相当期間にわたって居住する見込のあるもの
- 2 盲導犬：視覚障害1級 聴導犬：聴覚障害2級以上
介助犬：肢体不自由1級
- 3 満18歳以上の人
- 4 現に障害者支援施設及びこれに類する施設に入所していない者
- 5 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用し、管理することができると認められた者
- 6 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められる者
- 7 自己の所有する家屋以外に居住するものにあつては、その家屋の所有者又は管理者から飼育について同意を得ている者

※希望する訓練事業所で、必要な期間訓練を受けることが必要です。

申し込み・問い合わせ

石川県障害保健福祉課

☎(076)225-1459

FAX(076)225-1429

6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に障がいを併せ持つ盲ろう者に対してコミュニケーション支援や情報保障をし、自由に外出できるように移動介助をする通訳・介助員を派遣します。

申し込み・問い合わせ

石川県聴覚障害者協会

☎(076)264-8615

FAX(076)261-3021

7) NHK放送受信料の減免

申請により、NHKの「地上契約」及び「衛星契約」についての放送受信料が全額又は半額免除になります。

対 象 者	免 除 額
受信契約者が次の①～④に該当し、かつ世帯主である場合 ① 視覚、聴覚の障がいのある人（1～6級） ② 重度の身体障がいのある人（1、2級） ③ 重度の知的障がいのある人（A） ④ 重度の精神障がいのある人（1級）	半額免除
① 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人が世帯員であり、世帯全員が市民税非課税の場合 ② 公的扶助受給者（生活保護法に定める扶助を受けている場合）	全額免除

手続き方法

手帳と印鑑（スタンプ式印は不可）をお持ちのうえ、市役所ふれあい福祉課で手続きをしてください。お渡しする証明書をNHK金沢放送局へ送付し、申請してください。

提出先

※行政サービスセンターでも手続きできます。
 NHK金沢放送局経営管理企画センター
 〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10
 TEL (076) 264-7010

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
 ☎72-7852 FAX72-1665

8) 駐車禁止除外車指定

身体に障がいがあり、その障がいのため歩行困難な方は、警察から駐車禁止除外車指定の許可を受けることで、自ら運転し、又は同乗している車を、駐車禁止の道路標識がある道路に駐車することができます。

指定を受けることができるのは身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患児手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が指定の基準を満たしている人です。

対 象 者

身体障害者手帳等

申し込み・問い合わせ
大聖寺警察署(交通課)
 ☎72-0110

9) 公職選挙における投票

①投票所における点字投票・代理投票

- 目に障がいのある人は、申出により点字で投票することができます。
- 目や手に障がいのある人は、申出により係員が代わりに書いて、投票することができます。

②郵便等による投票

- 次の表の①から③までのいずれかに該当する人は、自宅で投票の記載をし、郵便等で送付する「郵便等による不在者投票」ができます。

	交付を受けた手帳等の区分	障がいのある機能	障がい・要介護区分の程度
①	身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級又は3級
		免疫・肝臓	1級から3級まで
②	戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症まで
		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
③	介護保険の被保険者証、マイナ保険証、又は資格確認書類		要介護5

- 郵便等による投票をするには、郵便等投票証明書が必要となります。証明書の交付を受けようとする人は、市選挙管理委員会で申請手続きをしてください。
- 郵便等による投票の請求ができるのは、選挙期日（投票日）の4日前までです。
- 郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載ができない人として定められた次の要件のいずれかに該当する人は、「代理記載」の方法で「郵便等による不在者投票」ができます。
 - ・身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級として記載されている人
 - ・戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までとして記載されている人
- ※「代理記載」による不在者投票をする場合は、「代理記載人」となる人（選挙権を有する人）をあらかじめ市選挙管理委員会に届出する必要があります。

申し込み・問い合わせ
市選挙管理委員会
 ☎72-7801 ☒72-4640

10) 加賀市使用料等減免対象施設

(R8.4 現在)

対 象 施 設		減 免 対 象 者
文化施設等	加賀市北前船の里資料館 加賀市鴨池観察館 加賀市中谷宇吉郎雪の科学館 加賀市美術館 石川県九谷焼美術館 加賀市魯山人寓居跡いろは草庵 加賀市九谷焼窯跡展示館 加賀市深田久弥山の文化館 山中温泉芭蕉の館 加賀依緑園	1. ①～⑤の手帳交付を受けた人 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④戦傷病者手帳 ⑤被爆者健康手帳 2. 要介護認定を受けられた人 3. 上記1、2の者で介助を要すると認められる者の付添人1名 (手帳の等級によって付添人の減免のない場合あり) ※利用の際は手帳等を提示してください。
体育施設等	加賀体育館 山中健民体育館 加賀市片山津野球場 加賀市スポーツセンター 加賀市中央公園野球場 加賀市相撲場 加賀市市民水泳プール 加賀市陸上競技場 加賀市中央公園テニスコート 大聖寺グラウンド 山代グラウンド 動橋グラウンド 山中球場 加賀市武道館 山中弓道場 加賀市大聖寺テニスコート 橋立自然公園運動広場 黒崎町多目的広場 かが健康グリーンパーク かがにこにこパーク いきいきランドかが (グランドゴルフ場、屋内グラウンド及び屋外グラウンドに限る)	減 免 内 容
		使用料等・・・無料
入浴施設	いきいきランドかが (入浴施設に限る)	

※加賀市美術館の入館料については、イベント毎に異なるので事前に確認してください。
 加賀市美術館 (☎ 72-8787)

11) 地域見守り支えあいネットワーク

市では、ひとり暮らし高齢者や障害のある人のなどを対象とした見守り制度を進めています。見守り支援が必要な人は、ぜひ「地域見守り支えあいネットワーク」に登録しましょう。

地域見守り支えあいネットワークの概要

日頃の見守りや災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者※¹）を予め把握し、避難行動要支援者名簿※²（以下、名簿）より地域の支援者※³が情報共有することで、見守りの互助・共助の輪を広める制度です。

民生委員・児童委員は日々の見守り活動の中で制度の登録勧奨を行うなど、支援が必要な登録を進めています。

登録するには？

お住まいの地区の民生委員・児童委員が登録の窓口となっていますのでご相談ください。なお、対象と思われる人（75歳以上の高齢者など）には、民生委員・児童委員から登録の声かけをすることがあります。

登録したあとどうなるの？

登録後は、名簿に掲載されます。

また、登録された方には、緊急連絡先や医療身体情報などを記載しておく「安心カード」を配布しています。このカードは、地震や救急時などに自分の詳しい状況を周りの人に伝えることができるものです。安心カードの情報は、市（福祉政策課・消防）及び民生委員・児童委員のみで共有します。



※1 避難行動要支援者とは？

高齢者や障がい者等の中でも、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指します。

※2 避難行動要支援者名簿とは？

災害対策基本法により、市で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿に記載した名簿。

【避難行動要支援者名簿の記載項目】

- 基本情報：住所、氏名、年齢など
- 本人情報：申出の電話番号
- 支援が必要な理由：介護、障がい認定の有無やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など記載

※3 地域の支援者とは？ 民生委員・児童委員、区長、地区社会福祉協議会、消防、警察など

問い合わせ
市役所福祉政策課
☎72-7854 FAX72-7797

12) 生活福祉資金の貸付制度

低所得世帯や障がいのある人の世帯などに対し、その経済的じりつと生活意欲の助長を促進し、安定した生活を営めるよう、次のような資金貸付を行っています。

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期間	
福祉資金	生業費	4,600,000円以内	6月以内	20年以内	
	技能習得費	技能を習得する期間が ・6月程度	1,300,000円	6月以内	8年以内
		・1年程度	2,200,000円		
		・2年程度	4,000,000円		
		・3年以内	5,800,000円		
	介護等資金	・介護サービスを受ける期間が1年を超えない場合	1,700,000円	6月以内	5年以内
		・特別な場合	2,300,000円		
	福祉用具費	1,700,000円以内	6月以内	8年以内	
障害者用自動車購入費	2,500,000円以内	8年以内			
住宅資金	2,500,000円以内	6月以内	7年以内		
療養費	・療養期間が1年以内	1,700,000円	6月以内	5年以内	
	・特別な場合	2,300,000円			

○貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%を徴収します。

○連帯保証人 原則1名必要です。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
 ☎72-1500 FAX72-1244

13) 障害者温泉療養事業

対象者

1. 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している石川県在住の障がいのある人（施設に入所している人が、施設の行事等で宿泊する場合は対象になりません。）
2. 身体又は精神に重度の障がい（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）のある人の付添人

割引額

3,000円/人

割引の受け方

- 宿泊 ・対象者1～5人の場合：①利用助成券（市役所ふれあい福祉課で申請）
②対象宿泊施設で手帳を提示（1回の利用で3,000円分の助成を受ける場合のみ）
・対象者6人以上の場合：利用助成券（市役所ふれあい福祉課で申請）
- 日帰り（宿泊なし 食事利用可）
利用助成券（市役所ふれあい福祉課で申請）
※対象宿泊施設で手帳の提示での割引は受けられません。
※1回の助成額は1,000円分のみとなります。

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

対象宿泊施設（R8.4.1現在）

- 加賀市：ホテル翠湖（片山津温泉）
葉渡莉、ゆのくに天祥、森の栖、白山菖蒲亭（山代温泉）
すゞや今日楼（山中温泉）
- 能美市：まつさき（金沢・辰口温泉）
- 小松市：のとや（栗津温泉）、小松グリーンホテル（貸切風呂の利用のみ対象）
- 金沢市：川端の湯宿滝亭（犀川温泉）
- 羽咋市：休暇村能登千里浜（千里浜温泉）
- 志賀町：いこいの村能登半島、シーサイドヴィラ渤海（志賀の郷温泉）
- 七尾市：加賀屋、あえの風、ホテル海望、お宿すず花、日本の宿のと楽、
国民宿舎能登小牧台、はまづる（和倉温泉）
- 珠洲市：珠洲ビーチホテル（珠洲温泉）

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

14) 移送サービス（おでかけ号）の利用事業

福祉有償移送サービス

自力で歩行が困難な人が外出する際、リフト付又はスロープ付車両と運転のサービスを提供し、社会参加の支援を行います。サービスを利用するには、賛助会員（年会費1,000円）になる必要があります。

対 象 日常的に車椅子を利用している会員で、運転可能な家族等がない人（家族等の都合がつかない場合を含む）

※なお、運転は加賀市社会福祉協議会職員が行います。

車両貸出事業

自力で歩行が困難な人が家族等の運転で外出する際、スロープ付車両を提供し、社会参加の支援を行います。サービスを利用するには、賛助会員（年会費1,000円）になる必要があります。

対 象 日常的に車椅子を利用している会員で、家族等が運転可能な人

※利用料につきましてはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244

15) 福祉サービス利用支援事業

日常生活を営む上で支援が必要な高齢者などに対し、福祉サービスの利用などに係る相談やお手伝い（援助）を行います。

サービス内容

- ・福祉サービスの利用のお手伝い
- ・日常的なお金の管理のお手伝い（医療費、公共料金の支払いなど）
- ・大切な書類などのお預かり（預金通帳など）
- ・日常生活に必要な手続きのお手伝い（住民票の届け出など）

対 象

- ・もの忘れのある高齢者
- ・知的障がいのある人
- ・精神に障がいのある人

利 用 料

1回につき1時間まで1,350円／人

1時間を超える場合は、30分ごとに450円の加算

※生活保護を受けている方は無料です。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244

16) いしかわ支え合い駐車場制度

日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象となる方に県内共通の利用証を交付する制度です。

利用証の交付対象者

利用できる方は、障がいのある人、高齢の人、難病患者の人、妊産婦、けが人等で歩行が困難な人です。詳細は、以下の表をご覧ください。

●利用証の種類

車いす使用者等用	車いすを使用されない障がいのある人、高齢の人等用	妊産婦、けが人等用
		

優先駐車場に駐車の際、利用証を車内のルームミラーに掛けて、車外から見られるようにします。

利用証の交付窓口

対 象 者	申請に必要なもの（確認書類） ※代理申請の場合は、代理人の身分証明書が必要	申請窓口
身体障害者手帳所持者（障害等級等によっては対象とならない場合があります）	身体障害者手帳	市役所 ふれあい福祉課
療育手帳A判定の人	療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳1級の人	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者（特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者）	受給者証	
高齢者（要介護認定における要介護1以上の人）	要介護認定書	市役所健康課
妊産婦（母子健康手帳交付日から産後2年まで） （多胎妊娠の場合は3年まで）	母子健康手帳	
けが人等（けが等による一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場利用に配慮が必要と認められる人）	医師の証明書	市役所 ふれあい福祉課、 健康課

●郵送で申請を行う場合

申請書に必要事項を記入し、上記確認書類の写しを添付し下記宛先へ郵送してください。

- ・申請書は、県障害保健福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ・利用証を郵送するため切手（140円）を同封してください。

送付先：石川県健康福祉部障害保健福祉課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

利用できる駐車場

「いしかわ支え合い駐車場」と掲示された駐車場で利用できます。

石川県障害保健福祉課のホームページに登録施設名が掲載されています。

問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

17) ヘルプマーク

ヘルプマークは、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、ヘルプマークを身につけることにより、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、街中や交通機関など生活の様々な場所で、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

交付対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

交付窓口

市役所ふれあい福祉課

必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子健康手帳、運転免許証、保険証など）



問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

18) 自動車事故対策機構（NASVA）の福祉サービス

独立行政法人自動車事故対策機構（通称:NASVA）は、自動車事故対策被害者に対し、以下のような取組を行っています。

- ・介護料の支給
- ・短期入院・短期入所費用助成 ※対象：介護料受給者
- ・介護相談・訪問支援 ※対象：介護料受給者
- ・療護施設（病院）の設置・運営
- ・交通遺児等貸付制度
- ・介護者（親）なき後に備えるための情報提供

詳しくはNASVAサイトでご確認ください。
<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

問い合わせ
自動車事故対策機構
石川支所
☎076-239-3207

19) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の子どもを対象とした補聴器の購入等費用の助成を行います。

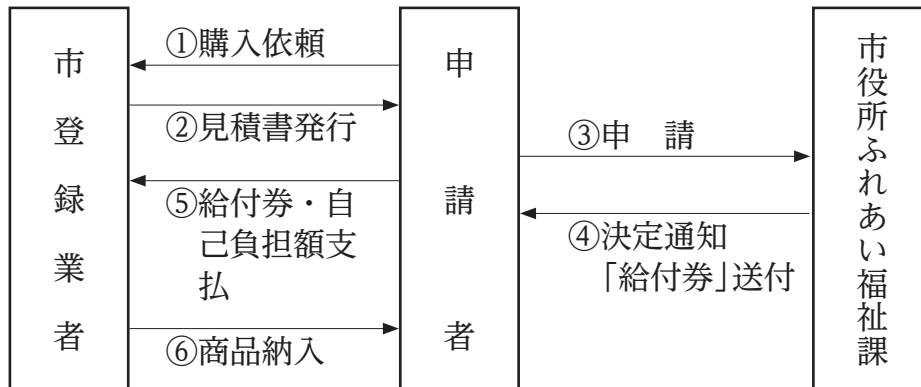
対象者

- ・加賀市在住の18歳未満の人
- ・両耳の聴力レベルが原則30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならない人で、補聴器の装用により効果が得られると医師に判断された人

助成額

基準額の範囲内で購入費用の9割を助成。基準額を超過した分は、自己負担となります。

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・補聴器購入助成金交付申請書
- ・見積書（加賀市登録業者のもの）
- ・医師の意見書※1

※1 自立支援医療指定医療機関の医師もしくは身体障害者福祉法第15条の指定医師が作成したもの。

※ 助成決定前に購入されますと、支給の対象になりませんのでご注意ください。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

20) 人工内耳体外器等購入費の助成

聴覚障がい者（児）が装用する、人工内耳用電池（※1）及び人工内耳用音声信号処理装置の購入費について、費用の一部の助成を行います。

対象者

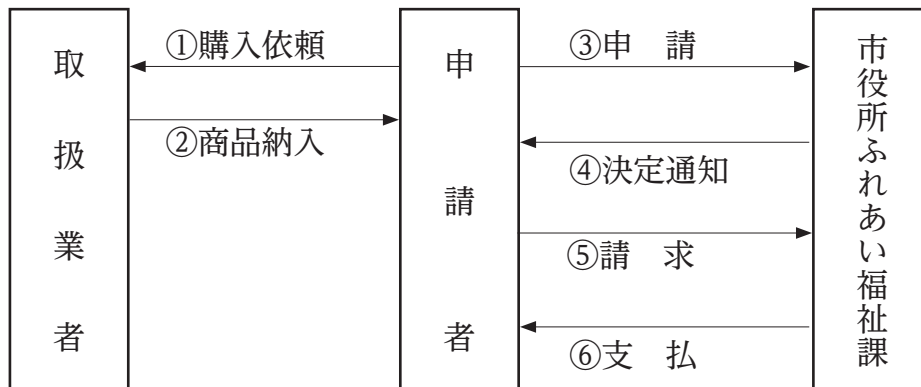
- ・聴覚障がいにより、身体障害者手帳を所持している人
- ・現在人工内耳を装用している人
- ・現在使用している人工内耳を5年以上装用している人
（音声信号処理装置の購入助成のみ）

助成額

基準額（※）の範囲内で購入額の9割を助成。基準額を超過した分は、自己負担となります。

（※）基準額 電池：30,000円/年
装置：200,000円

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・申請書
- ・領収書
- ・人工内耳装用者カードの写し
- ・購入証明書（音声信号処理装置助成時のみ）

（※1）人工内耳用電池は、
使い捨て電池・充電電池等を含みます。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

21) 視覚障がい者スマートスピーカー購入費の助成

視覚に障がいのある人が自宅においてじりつした生活を営むことを支援するため、音声により情報取得の困難さの軽減と日常生活の利便性の向上を図るためのスマートスピーカーの購入費用の助成を行います。

スマートスピーカーとは

対話型の音声操作に対応したAI（人工知能）を搭載した据え置き型のスピーカー
※使用にはWi-Fi環境が必要です。

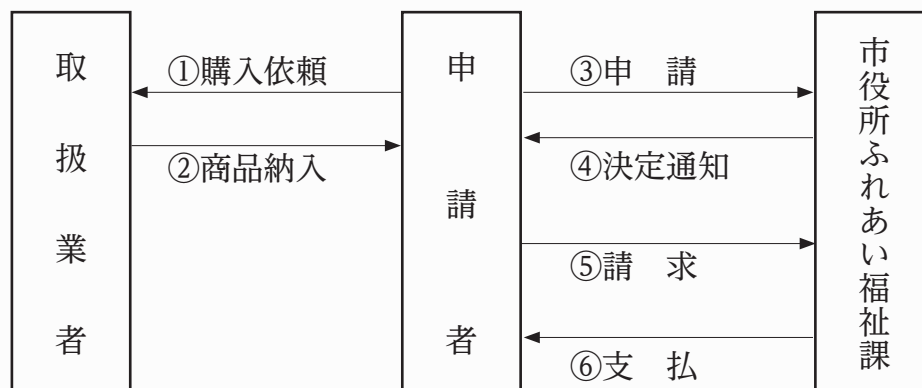
対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人で、視覚の障がいの程度が1級又は2級の人

助成額

スマートスピーカーの購入費用に対して、上限5,000円
※1人当たり1台に限ります。

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・申請書兼請求書
- ・領収書
※スマートスピーカーの費用である旨の記載がない場合は購入明細等が必要です。
- ・身体障害者手帳
- ・助成金の振込口座のわかるもの

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 ☎72-1665

17. 福祉制度対象者範囲一覧表

(この表は目安です。詳細については各掲載ページを確認してください。)

事業	障がい種別 等級 問い合わせ先 掲載ページ		視覚障害						聴覚・平衡機能					
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	
医療	育成医療（自立支援医療）の給付	27	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	更生医療（自立支援医療）の給付	28	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	精神通院医療（自立支援医療）の給付	29	市役所 ふれあい福祉課											
	心身障害者医療費助成	30	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△				△	△			
	ひとり親家庭等医療費助成	32	市役所 子育て支援課	△	△	△				△	△			
手当	特別障害者手当	34～35	市役所 ふれあい福祉課	△						△				
	障害児福祉手当	34～35	市役所 ふれあい福祉課	△	△					△				
	特別児童扶養手当	34～35	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△				△	△			
	児童扶養手当	36	市役所 子育て支援課	△	△	△				△	△			
年金	心身障害者扶養共済制度	39	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△				△	△			
控除税・金減の免	所得税・市県民税の障害者控除	40	市役所 税料金課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	少額貯蓄の非課税制度	42	各金融機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免	42～45	県税事務所等	○	○	○	○	○		○	○		△	
交通関係	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	46	市役所 ふれあい福祉課	△	△									
	身体障害者介助用自動車改造費の助成	47	市役所 ふれあい福祉課	△	△					△				
	身体障害者自動車改造費の助成	47	市役所 ふれあい福祉課											
	心身障害者運転免許取得費の助成	47	市役所 ふれあい福祉課	△	△					△				
	身体障害者運転免許取得時自動車改造費の助成	47	市役所 ふれあい福祉課											
	J R 運賃の割引	48	加賀温泉駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	I R いしかわ鉄道運賃の割引	48	加賀温泉駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※この一覧表は、手帳の種類、障がい種別と等級より実際の申請時には、手帳の種類、障がい種別と等級

音声言語		肢体不自由						内 部				免疫機能障害				療育手帳		精神障害者福祉 保健福祉帳			備 考
3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	3	4	A	B	1	2	3	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						18歳まで
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						
																		○	○	○	
△		△	△	△				△	△	△		△	△	△		△	△	△			
		△	△	△				△	△	△		△	△			△	△	△	△	△	父又は母が重度障がいの場合
		△						△				△				△					
		△	△					△								△					20歳未満
△		△	△	△				△	△	△		△	△	△		△	△	△	△	△	20歳未満
		△	△	△				△	△	△		△	△			△	△	△	△	△	父又は母が重度障がいの場合
△		△	△	△				△	△	△						△	△	△	△	△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○	○	○		○		○			
		△	△					△	△							△		△			自動車税の減免を受けていない人
		△	△					△	△			△	△								
		△	△																		
		△	△	△				△	△			△	△			△	△	△	△	△	
		△	△																		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	写真つきのみ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	写真つきのみ

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

以外に、各制度ごとに要件が定められていますので、担当機関にて確認してください。

事 業	障 が い 種 別			視 覚 障 害						聴 覚 ・ 平 衡 機 能				
	等 級	問 い 合 わ せ 先	掲 載 ペ ー ジ	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
交 通 関 係	国 内 航 空 運 賃 の 割 引	49	各航空会社 営業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	バ ス 運 賃 の 割 引	49	各バス会社 営業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乗 合 タ ク シ ー	50	加賀 第一交通(株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	タ ク シ ー 料 金 の 割 引	50	タクシー会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	51	市役所 ふれあい福祉課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生 活 補 装 具 ・ 日 常 用 具 等	補 装 具 費 の 支 給	52～ 53	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	日 常 生 活 用 具 の 給 付	54～ 63	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△	△	△	△	△				
住 宅	住 宅 リ フ ォ ー ム 助 成	64～ 65	市役所 ふれあい福祉課	△	△					△				
そ の 他 の 福 祉	手 話 通 訳 者 ・ 要 約 筆 記 者 の 派 遣	71	市役所 ふれあい福祉課							○	○	○	○	○
	点 字 郵 便 物 等 の 無 料 配 達	72	日本郵便株式会社 加賀郵便局	△										
	補 助 犬 (盲 導 犬 ・ 聴 導 犬 ・ 介 助 犬) の 給 付	72	石川県障害 保健福祉課	△						△				
	N H K 放 送 受 信 料 の 減 免	73	市役所 ふれあい福祉課	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	駐 車 禁 止 除 外 車 指 定	73	大聖寺警察署	○	○	○	△			○	○			
	生 活 福 祉 資 金 の 貸 付 制 度	77	市社会福祉 協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移 送 サ ー ビ ス の 利 用 事 業	79	市社会福祉 協議会	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	い し か わ 支 え 合 い 駐 車 場 制 度	80	市役所 ふれあい福祉課	○	○	○	○			○	○			
	軽 度 ・ 中 等 度 難 聴 児 補 聴 器 購 入 等 の 助 成	82	市役所 ふれあい福祉課							△	△	△	△	△
	人 工 内 耳 体 外 器 等 購 入 費 の 助 成	83	市役所 ふれあい福祉課							△	△	△	△	△
視 覚 障 が い 者 ス マ ー ト ス ピ ー カ ー 購 入 費 の 助 成	84	市役所 ふれあい福祉課	○	○										

※この一覧表は、手帳の種類、障がい種別と等級より
実際の申請時には、手帳の種類、障がい種別と等級

音声言語		肢体不自由						内 部				免疫機能障害				療育帳		精神障害者福祉帳 保健福祉帳			備 考	
3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	3	4	A	B	1	2	3		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						二種は本人運転 だけ
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△											診断書を要する ものあり
△	△	△	△	△	△			△	△	△	△					△						
		△	△	△				△	△			△	△			△		△				
○	○																					
		△																				
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		○	△	△	△			○	○	○		○	○	○		○		○				幼児は除く
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							車椅子利用者に 限る
		○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
																						人工内耳装用者 に限る

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

以外に、各制度ごとに要件が定められていますので、担当機関にて確認してください。

18. 各種関係団体

【身体障がい者福祉関係団体】

団体名	問い合わせ先	電話番号	住所
加賀市			
加賀市身体障害者福祉協会	加賀市社会福祉協議会	72-1500	大聖寺南町ニ11番地5
加賀市聴力障害者福祉協会	会長 田丸 裕貴	FAX74-2505	柴山町2の53
加賀市視覚障害者協会	会長 檜尾 政男	77-0033	山代温泉17-126-8
加賀市肢体障害者福祉協会	会長 西野 忠夫	090-4684-0143 FAX72-4010	美谷が丘181番地
石川県			
石川県身体障害者団体連合会	県社会福祉会館内	(076)232-8372 FAX(076)232-8372	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県聴覚障害者協会	県社会福祉会館内	(076)264-8615 FAX(076)261-3021	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県視覚障害者協会	協会事務局	(076)222-8781	金沢市芳齊1丁目15番26号
石川県肢体障害者福祉協会	協会事務局	090-4324-8358	かほく市木津口90-9
石川県難聴者協会	代表 山本 茂世	メール： yama.shigetoki @nifty.ne.jp	金沢市池田町立丁14番地
人工内耳友の会石川支部	支部長 野口 人司	090-4681-5834 FAX(076)263-0933	金沢市城南2-32-6
石川県脊髄損傷者協会	事務局 川崎 浩之	080-7695-7561	白山市倉光西2丁目7-1

【知的障がい者福祉関係団体】

団体名	問い合わせ先	電話番号	住所
加賀市			
加賀市手をつなぐ育成会	ふれあいセンターもぐ内 会長 戸瀬 秀一	72-6312	直下町イ23番地
石川県			
石川県手をつなぐ育成会	県社会福祉会館内	(076)264-1717	金沢市本多町3丁目1番10号

【障がい児（者）・保護者福祉関係団体】

団体名	問い合わせ先	電話番号	住所
加賀市			
こぐまの会 (重い障がいのある子と親の会)	三ツ出 小百合	74-3765	
加賀市知的障がい児・者と親の会 ～さざんかの会～	山下 春美	72-1713	大聖寺一本橋町24-1
竹の子の会(プラダ-ウィリー症候群の子どもを持つ親の会)北陸支部	石崎 由香子	メール：yukako.nkjm17nov@gmail.com	

団体名	問い合わせ先	電話番号	住所
加賀市			
くれよんめいと ～発達障害当事者とペアレン トメンターの会～	前田 由希栄	090-4680-2040	松が丘1丁目13番地の8
石川県			
石川県肢体不自由児協会	県社会福祉会館内	(076)224-6126	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県自閉症協会	宮下 浩二	(076)257-1327	金沢市木越1丁目374番地

【精神障がい者福祉関係団体】

団体名	問い合わせ先	電話番号	住所
加賀市			
精神障がい者家族の会 「しらぎく会」	加賀こころの病院内	72-0880	小菅波町121番地1
石川県			
石川県精神保健福祉家族会連 合会	こころの健康センター内	(076)238-5761 FAX(076)238-5762	金沢市鞍月東2丁目6番地
公益社団法人 日本てんかん協 会石川県支部（波の会）	代表 牧田 幸江	(076)234-1434 (事務局連絡先)	金沢市北安江2-26-5 (水山方)
石川県精神保健福祉協会	こころの健康センター内	(076)238-5761 FAX(076)238-5762	金沢市鞍月東2丁目6番地
日本精神科病院協会石川県支部	青和病院内	(076)238-3636	金沢市大浦町ホ22番地1

【その他福祉関係団体】

団体名	問い合わせ先	電話番号	住所
加賀市			
認知症のひと家族のための会 「幸の会」	加賀のぞみ園内	72-5211	南郷町3乙4番地
石川県			
石川県社会福祉協議会	県社会福祉会館内	(076)224-1212	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県社会福祉協議会 ボランティアセンター	県社会福祉会館内	(076)234-1616	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県福祉サービス利用 支援センター	県社会福祉会館内	(076)234-2556	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県要約筆記サークル連絡会	県社会福祉会館内	(076)264-8615	金沢市本多町3丁目1番10号
石川県手話サークル連絡協議会	県社会福祉会館内	(076)264-8615	金沢市本多町3丁目1番10号

19. 障害福祉サービス事業所等の紹介

基幹相談支援センター	91
相談支援事業所	92～93
訪問サービス事業所	94～97
療養介護事業所	98
生活介護事業所	99～103
ショートステイ（短期入所）事業所	104～107
自立訓練（生活訓練）事業所	108
就労移行支援事業所	109
就労定着支援事業所	109
就労継続支援A型事業所	110
就労継続支援B型事業所	111～113
施設入所事業所	114～115
グループホーム（共同生活援助）事業所	116～120
児童発達支援事業所	121～122
保育所等訪問支援	122
放課後等デイサービス事業所	123～124
地域活動支援センター事業所	125
日中一時支援事業所（日中ショート）	126～128
タイムケア事業所	128

インターネットでも情報を入手できます

障がい福祉サービス提供事業所や障がい福祉サービスについて、情報を知りたいときは、独立行政法人 福祉医療機構のホームページをご利用ください。



このQRコードを読み取っても、ホームページを見ることができます。

①検索エンジンに「WAM NET 障害福祉サービス等情報検索」と入力し、検索します。

WAM NET 障害福祉サービス等情報検索



②検索結果から「障害福祉サービス等情報検索 - WAM NET（ワムネット）」を選択します。



③調べたい事業所のある県、市町村を選択します。



④選んだ市町村の事業所が表示されます。

19. 障害福祉サービス事業所等の紹介

加賀市障がい者基幹相談支援センター

基幹相談支援センターとは、障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所や各関係機関と連携をし、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

市役所 地域包括支援センター

TEL 72-8186

FAX 72-1665

役割

◇総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障がいのある人の生活全般に関する相談の窓口を担います
- ・各種相談機関等との連携を行います

◇相談支援体制の強化

- ・障がいのある人を支援する関係機関に向けた研修の企画や運営を行います

◇地域移行・地域定着の促進

- ・精神科病院や入所施設に長期入院・入所されている人が住み慣れた地域での生活が送れるよう、障がい理解の普及啓発や地域の体制整備を行います

◇権利擁護・虐待の防止

- ・障害者虐待防止センターの相談窓口として、虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障がいのあるご本人からの届け出を受け付けます
- ・障害者虐待防止に関する研修等を行います



相談支援事業所

相談支援事業所

- ◆相談支援事業所 かが ※
- ◆はしたて生活支援センター ※
- ◆オープンセサミ錦城
- ◆相談支援事業所 やまなか ※
- ◆相談支援事業所 やましろ ※
- ◆相談支援事業 あいりす

※自立生活支援事業所

施設入所や共同生活援助（グループホーム）を利用して障がいのある人が一人暮らしをする際に、定期的な訪問を行い、生活面での課題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

●相談支援事業所

社会福祉法人 長久福社会
相談支援事業所
かが



〒922-0832 加賀市百々町81番地1
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail centerkaga@rhythm.ocn.ne.jp

開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝祭日除く）
（必要に応じて連絡が可能な体制となっております）

相談体制	管理者（相談支援専門員）	常勤1名（兼務）
	相談支援専門員	常勤4名 （内 兼務1名）
	相談支援員	常勤1名

事業所の特色

- ・当事業所では精神保健福祉士等の資格を持つ、相談員を配置しています。
- ・障がいのある方やそのご家族の思い、希望を聴かせていただきながら、1人ひとりが望まれる生活に向けて、一緒に考え、取り組んでいきます。

相談支援専門員

相談支援事業所に配置され、本人の思い（希望、夢）を大切にし、障がいのある人やその家族などの生活全般について相談を受ける専門スタッフです。ご相談をお聴きし、適切なサポートをします。障がいの種別は問いません。相談は無料です。

障害福祉サービスを利用する際は サービス等利用計画が必要です。

サービス等利用計画はサービスの利用決定の際に必要です。作成については、市で指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。ご自身で作成することもできます。（セルフプラン）

相談支援専門員に依頼する場合、希望される相談支援事業所を選択していただき、お問い合わせください。

サービス内容の追加・変更などの際にも、相談支援専門員へご相談ください。

●相談支援事業所

社会福祉法人 共友会
はしたて生活支援
センター



〒922-0554 加賀市橋立町イ乙54番地1
TEL 0761 (73) 5250 / FAX 0761 (75) 7385
URL <https://www.kyouyuukai.net/>
e-mail centerhashitate@poplar.ocn.ne.jp

開所日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日は休所）
（必要に応じて土日に対応いたします。）

相談体制	管理者	常勤1名（兼務）
	相談支援専門員	常勤3名（内2名兼務）

事業所の特色

障がいのある方や、そのご家族の思いをお聴きし、お一人おひとりが、その人らしい暮らしを送り続けられるように、サポートしています。

社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有した職員を配置し、障がい種別問わずご相談に応じております。

●相談支援事業所

社会福祉法人 松原愛育会
オープンセサミ
錦城



〒922-0004 加賀市大聖寺上福田町口76番地2
TEL 0761 (73) 2580 / FAX 0761 (73) 2581

開所日時 月曜日～金曜日 9:15～17:45
上記の営業時間以外の時間と土、日、祝日は携帯電話に転送されます

相談体制 管理者 常勤1名(兼務)
相談支援専門員 常勤(専任)1名
常勤(兼任)3名

事業所の特徴

障がいのある方やご家族からの相談に応じ、地域での安定した生活方法を一緒に考えて組み立てます。必要に応じて情報の整理、サービスの提案、利用開始までの調整を行います。

●相談支援事業所

社会福祉法人 長久福祉会
相談支援事業所
やまなか



〒922-0133 加賀市山中温泉滝町1番1
TEL 0761 (78) 0668 / FAX 0761 (78) 0653
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail soudan-yamanaka@chokyuhukushi.jp

開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝祭日除く)
(必要に応じて連絡が可能な体制となっております)

相談体制 管理者 常勤1名(兼務)
相談支援専門員 常勤2名(内 兼務1名)

事業所の特徴

- ・障がいのある方やそのご家族の思い、希望をお聴きしながら、1人ひとり望む生活の実現に向けてご本人と一緒に取り組んでいきます。
- ・当事業所には、高齢者が自宅での生活を支える事業所および高齢者の入所施設が併設されています。

●相談支援事業所

社会福祉法人 長久福祉会
相談支援事業所
やましろ



〒922-0257 加賀市山代温泉桔梗丘4丁目1番1
TEL 0761 (77) 5666 / FAX 0761 (76) 3650
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail soudan-yamashiro@chokyuhukushi.jp

開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝祭日除く)
(必要に応じて連絡が可能な体制となっております)

相談体制 管理者 常勤1名(兼務)
相談支援専門員 常勤2名

事業所の特徴

- ・当事業所は、障がいのある人やそのご家族の思い、希望をお伺いしながら、1人ひとりが望まれる生活の実現に向けて、地域や行政、他のサービス事業所と連携します。
- ・ご本人と、支える人たちが、共に歩んでいけるよう取り組めます。

●相談支援事業所

社会福祉法人 南陽園
相談支援事業
あいりす



〒922-0411 加賀市潮津町ム69番地1
TEL 0761 (74) 8300 / FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp>
e-mail soudan@nanyo.or.jp

開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:30
(祝日・8/15・12/30～1/3は原則休所)

相談体制 管理者 常勤1名(兼務)
相談支援専門員 常勤1名

事業所の特徴

障がい児・者、障がい種別を問わず地域の障がい相談支援を実施しています。相談支援専門員が相談に応じます。
主に、加賀市内の方を中心に対応しております。

訪問系サービス

訪問サービス事業所

- ◆加賀のぞみ園ホームヘルパーステーション
- ◆野の花
- ◆ヘルパーステーションえがお
- ◆さわらび訪問介護事業所
- ◆ききょうが丘ヘルパーステーション
- ◆加賀中央訪問入浴ステーション
- ◆訪問入浴サービス湯ったり
- ◆ヘルパーステーションゆりのき
- ◆放課後等デイサービスふれんど

居宅介護

身体介護、家事援助、通院等介助の生活全般にわたる援助を行います。

【身体介護】

身体の状態に合わせて、入浴、排せつ、食事、衣服の着替え等、直接接触し介助を行う支援と日常生活や生活動作能力や意欲向上のために利用者と共に行う支援があります。

【家事援助】

買い物、掃除、調理、洗濯などの日常生活の支援を行います。

【通院等介助】

安全に診察が受けられるように、通院に同行したり、診察に同席し一緒に説明を聞くなどの支援を行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人（子ども）に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護
- ・排せつ・食事等の介護やその他外出する際に必要となる援護

行動援護

重度の障がいのある人（子ども）の地域生活を支えるサービスです。外出時及び外出前後に、排せつ、食事、着脱という「介護」を含みつつ、行動障がいに対して適切な介入をし、最新の注意を払いながら危険回避や予防的対応などの支援を行います。

重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の障がいのある人（子ども）に居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

地域生活支援事業

【移動支援】

屋外での移動に困難がある障がいのある人（子ども）に、外出の為の支援を行うことにより、じりつした日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

【訪問入浴】

自宅の浴槽では入浴するのが困難な在宅の障がいのある人（子ども）に対して、浴槽を積んだ入浴車などで訪問し入浴を介助します。

●訪問サービス事業所

医療法人社団 長久会
加賀のぞみ園ホーム
ヘルパーステーション



〒922-0821 加賀市南郷町3乙4番地
TEL 0761 (72) 7003 / FAX 0761 (72) 5095
URL <https://kaganozomien.jp>
e-mail nozomien@chokyu.gr.jp

営業時間 年中無休 9:00~17:30
(上記以外の時間帯は要相談)

サービス内容 身体介護 家事援助 重度訪問介護 移動支援

実費負担 あり

事業所の特色 障がいの状態の悪化をできる限り予防し、その人らしく住み慣れた地域で生活することが出来るように身体介護と生活援助の家事援助を提供しています。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢：詳細はお問い合わせください。

●訪問サービス事業所

株式会社 やまむら
野の花



〒922-0821 加賀市南郷町ト111番3
TEL 0761 (76) 6070 / FAX 0761 (72) 6260
e-mail nonoka@jupiter.ocn.ne.jp

営業時間 年中無休 8:30~17:30
(12月31日~1月3日は除く。)

サービス内容 身体介護 家事援助 同行援護 重度訪問介護
移動支援

実費負担 あり 輸送料金 4キロまで500円
1キロ増すごとにプラス300円

事業所の特色 福祉有償運送運転者講習を受けたスタッフが、同行援護を中心に活躍しています。また、身体障がい者が自分らしい生活を送れるように、家事のお手伝いや食事・入浴・排せつ支援を行っています。

障がい児の対応 なし

●訪問サービス事業所

株式会社 加賀福祉サービス
ヘルパーステーション
えがお



〒922-0423 加賀市作見町ホ56番地1
TEL 0761 (73) 0294 / FAX 0761 (73) 3862
URL <https://www.kagafs.jp/> / e-mail info@kagafs.jp

営業時間 年中無休 7:00~21:00
(ただし、電話により24時間常時連絡可能)

サービス内容 身体介護 家事援助 通院等介助 同行援護
移動支援

実費負担 あり

事業所の特色 経験豊富な介護職員が在籍しています。
障がいのある方の状態により、併設している訪問看護事業所と連携を取り、サービスの提供もを行っています。

障がい児の対応 なし

●訪問サービス事業所

有限会社 さわらび福祉会やまなか
さわらび訪問
介護事業所



〒922-0111 加賀市山中温泉塚谷町口24番地1
TEL 0761 (78) 0089 / FAX 0761 (78) 0092
URL <https://www.sawarabi-y.jp/>
e-mail sawarabi@wonder.ocn.ne.jp

営業時間 月曜日~金曜日 8:30~17:30
(12/29~1/3を除く)
(ただし、必要に応じて、可能な限り対応します。)

サービス内容 身体介護 家事援助 通院等介助 同行援護
重度訪問介護 移動支援

実費負担 同行援護・移動支援に伴う実費負担あり

事業所の特色 主たる対象者は身体障がい者・精神障がい者です。
介護保険サービスも行っておりますので、障がいのある人から高齢の人の介護サービスへの移行もスムーズに行えます。
一般乗用旅客自動車運送事業も行っています。

障がい児の対応 なし

● 訪問サービス事業所

社会福祉法人 長久福祉会 ききょうが丘 ヘルパーステーション



〒922-0831 加賀市幸町2丁目66番地
TEL 0761 (76) 3640 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp>
e-mail kikyoo@jupiter.ocn.ne.jp

- 営業時間** 年中無休 8:30~17:15
(天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く)
必要に応じて24時間対応可能
- サービス内容** 身体介護 家事援助 通院等介助 同行援護
移動支援
- 実費負担** 同行援護・移動支援に伴う実費負担あり
- 事業所の特色** 18歳未満の障がいのある子どもについても、サービスの提供が可能です。
福祉有償運送サービス事業も併せて行っております。
- 障がい児の対応** あり 対応可能年齢: 0歳~18歳
0歳児からサービスの提供が可能です。詳細については、お問い合わせください。

● 訪問サービス事業所

医療法人社団 長久会 訪問入浴サービス 湯ったり



〒922-0821 加賀市南郷町3乙4番地
TEL 0761 (72) 5211 / FAX 0761 (72) 5095
URL <https://kaganozomien.jp>
e-mail nozomien@chokyu.gr.jp

- 営業時間** 9:00~17:30
月曜日~土曜日 (日曜日、年末年始は休業)
- サービス内容** 訪問入浴
- 実費負担** なし
- 事業所の特色** 看護、介護スタッフが訪問入浴車でご自宅まで伺い、専用の浴槽を使用してゆっくりと入浴をしていただきます。
また、しょうぶ湯、ゆず湯など季節のお湯を楽しんでいただけます。
- 障がい児の対応** あり 対応可能年齢: 0歳~18歳
詳細については、お問い合わせください。

● 訪問サービス事業所

社会福祉法人 篤豊会 加賀中央訪問 入浴ステーション



〒922-0816 加賀市大聖寺東町1-26-1
TEL 0761 (72) 6776 / FAX 0761 (72) 6885
URL <https://www.tokuhoukai.jp>
e-mail chuokiyotaku@tokuhoukai.jp

- 営業時間** 月曜日~金曜日 8:30~17:30
(ただし、国民の祝日、1月1日~1月3日を除く。)
※営業日以外に、ご利用の希望がある場合はご相談ください。
- サービス内容** 訪問入浴
- 実費負担** 支給決定を受けた内容以外のサービスご利用に係る費用
※支給決定を受けた内容以外のサービスをご利用又は決定を受けた支給量を超えるサービスのご利用に係る費用は、ご利用者様がご負担頂くこととなります。費用負担が必要な場合は事前に説明して同意を得た上でサービスの提供を行います。
- 事業所の特色** 福祉の理念に基づき、ご利用者さま1人ひとりの状態に合わせた最適で安全な心休まる入浴介護サービスを提供いたします。
浴槽等入浴に必要な設備及び備品を備えた移動入浴車で訪問し、入浴介護を行います。
また、当事業所では毎回違った入浴剤をご用意し、リラックスした気分に入浴を楽しんで頂いております。
なお、サービスご利用当日に体調不良等の理由により入浴が困難な場合には、清拭、部分浴等を行います。
- 障がい児の対応** あり 対応可能年齢: 15歳~18歳
詳細については、お問い合わせください。

● 訪問サービス事業所

合同会社 つなぐ ヘルパーステーション ゆりのき



〒922-0436 加賀市松が丘3丁目16番地10
TEL 0761 (76) 9187 / FAX 0761 (76) 9273
e-mail tsunagu117@ybb.ne.jp

- 営業時間** 電話対応: 月曜日~金曜日 8:30~17:30
サービス提供: 年中無休 (12/30~1/3を除く)
※ただし必要に応じて可能な限り対応します
- サービス内容** 身体介護 家事援助 重度訪問介護
- 実費負担** なし
- 事業所の特色** その人らしい生活ができるよう、寄り添いながらサービス提供を行います。
- 障がい児の対応** なし

●訪問サービス事業所

グーテライゼ合同会社
放課後等デイサービス ふれんど

〒922-0242 加賀市山代温泉14-73-4
TEL 0744 (38) 9037 / FAX 0744 (38) 9037
e-mail friend.gutereise@gmail.com

営業時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00
(祝祭日除く)

サービス内容 移動支援

実費負担 あり

障がい児の対応 あり 対応可能年齢：0歳～18歳



目中活動系サービス

療養介護事業所

- ◆ (独) 国立病院機構石川病院
- ◆ 石川病院介護サービスユニット「コスモス」

療養介護事業

医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

●療養介護事業所

独立行政法人
国立病院機構石川病院
独立行政法人
国立病院機構石川病院



〒922-0405 加賀市手塚町サ150番地
TEL 0761 (74) 0700 / FAX 0761 (74) 7642
URL <https://ishikawa.hosp.go.jp>
e-mail 305-TOIAWASE@mail.hosp.go.jp

定数	50床
受付時間	9:00~17:00(平日)
食事	朝、昼、夕提供あり
送迎	なし
その他費用負担	日用品費(約8,000円:前年度実費状況により変動)
事業所の特徴	<ul style="list-style-type: none">・原則、18歳以上の重症心身障害者を対象としている・医療状況については、人工呼吸器管理も含め、事前の診察、見学等において要相談 (その他確認事項) <ul style="list-style-type: none">・ご利用に際し、事前診察、見学、必要に応じて体験入所後、契約していただきます。・利用者の状況に応じて、成年後見制度を利用していただきます。・18歳未満については、医療型障害児入所に対応しています。

●療養介護事業所

独立行政法人
国立病院機構石川病院
石川病院療養介護
サービスユニット「コスモス」



〒922-0405 加賀市手塚町サ150番地
TEL 0761 (74) 0700 / FAX 0761 (74) 7642
URL <https://ishikawa.hosp.go.jp>
e-mail 305-TOIAWASE@mail.hosp.go.jp

定数	20床
受付時間	9:00~17:00(平日)
食事	朝、昼、夕提供あり
送迎	なし
その他費用負担	日用品費なし 有料個室入室の場合は別途料金あり。 ※療養介護医療費、食事療養費、障害福祉サービス利用者負担額については、各市町村からの受給者証に記載されています。(本人の収入等により変動)
事業所の特徴	「コスモス」を利用できる方 <ul style="list-style-type: none">・筋萎縮性側索硬化症(ALS)・脊髄損傷等で気管切開をし、人工呼吸器を装着している障害支援区分6の方・筋ジストロフィーで障害支援区分5~6の方・20歳以前の発祥の病気による重症心身障害者で障害支援区分5~6の方 利用者を中心に医師・看護師・サービス管理責任者など多職種がチームを作り利用者の生活の質が向上するよう支援をいたします。

目中活動系サービス

生活介護事業所

- ◆グリーンファームもぐ
- ◆多機能型事業所アグリ加賀
- ◆幸徳園
- ◆カナンの園
- ◆指定障害者支援施設夢ようよう
- ◆指定障害者支援施設ほっと安らぎ
- ◆石川県立錦城学園
- ◆レイクサイド楽^{ジョイ}
- ◆地域交流の家ふらっと
- ◆すくすくハウス
- ◆まごころ
- ◆ピースきんじょう
- ◆小規模多機能ホームきんめい
- ◆小規模多機能ホームはしたて
- ◆小規模多機能ホームききょうが丘
- ◆富士見通りお茶の間さろん

●生活介護事業所

NPO法人かが育成会 グリーンファーム もぐ

〒922-0825
加賀市直下町イ23番地
TEL 0761 (72) 6312 / FAX 0761 (76) 6116
e-mail greenfarm_moguo@trad.ocn.ne.jp

定員 12名

開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:00
月1回程度の行事等実施日

送迎 あり：片道 50円（加賀市）

実費負担 食事代：100円（おかず）
その他：スポーツ教室参加費 1回 100円
（水泳・ニュースポーツ）

事業所の特徴 障がいをもつ親の会である加賀市手をつなぐ育成会の後援のもと、利用者ご本人の個性やご家族の思いを尊重した手厚い支援運営を行っています。



●生活介護事業

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、じりつの促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

●生活介護事業所

社会福祉法人 花友会 多機能型事業所 アグリ加賀

〒922-0271
加賀市尾俣町33番地
TEL 0761 (77) 2622 / FAX 0761 (76) 3988
URL <https://hanayuukai.com/>
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp

定員 6名

開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:30

送迎 あり 片道 加賀市・小松市 50円
能美市 100円・白山市 150円

実費負担 食事代：500円

事業所の特徴 月1回行事があります。
たけのこ祭り、クリスマス会、ボウリングなどがあります。



●生活介護事業所

社会福祉法人 幸徳園 幸徳園



〒922-0331
加賀市動橋町72番地1
TEL 0761 (74) 1609 / FAX 0761 (74) 1022
URL <https://kotokuen.jimdo.com>
e-mail kotokuen@kagacable.ne.jp

- 定員** 20名
開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:30
土曜日(行事等で開所することがあります)
送迎 あり(加賀市近郊は相談に応じます)
実費負担 食事代:350円
その他:活動内容によって実費負担あり

事業所の特徴 利用者の個々に応じた体力作りや創作活動、作業療法、音楽療法などの活動メニューや、生産活動の機会を提供するとともに、日常生活の支援を行うことで、生活能力の向上を図ることを目的としています。毎日のバイタルチェックやリズム体操、ストレッチ体操などを通して健康管理もしています。また、法人全体でのレクリエーション事業(お花見、旅行、ふれあい祭り、クリスマス会などの行事)を実施し、皆さんが楽しく元気に充実した毎日を過ごされることを目標としています。

●生活介護事業所

社会福祉法人 南陽園 指定障害者支援施設 夢ようよう



〒922-0411
加賀市潮津町ム59番地1
TEL 0761 (74) 4040 / FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp>
e-mail yoyou@nanyo.or.jp

- 定員** 50名
開所日時 月曜日～土曜日 9:00～17:00
送迎 なし
実費負担 食事代:510円
その他:日中活動にかかる材料費等は実費

事業所の特徴 重度の身体障がいを持ち、医療的ケアを必要とする会員様を対象とし、サービス提供体制の充実を図るため、常勤の看護職員やリハビリテーション職員、栄養士を配置しています。日中活動としては、一人ひとりの個別支援計画に沿い、様々な活動を選択できます。

●生活介護事業所

社会福祉法人 珠明会 カナン園



〒922-0265
加賀市水田丸町ワ2番地2
TEL 0761 (77) 1500 / FAX 0761 (77) 1531
URL <https://syumeikai.com>
e-mail kanannosono@beach.ocn.ne.jp

- 定員** 44名
開所日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(その他土曜日に開所する場合があります。)

- 送迎** なし
実費負担 食事代:600円
その他:創作活動、嗜好品、理美容等にかかる費用

事業所の特徴 主に知的に障がいのある人を対象として入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行っています。生産活動の機会を提供して、生活能力の向上を図っています。

●生活介護事業所

社会福祉法人 南陽園 指定障害者支援施設 ほっと安らぎ



〒922-0411
加賀市潮津町ム69番地1
TEL 0761 (74) 7013 / FAX 0761 (74) 7014
URL <https://www.nanyo.or.jp>
e-mail yasuragi@nanyo.or.jp

- 定員** 70名
開所日時 月曜日～土曜日 9:00～17:00
送迎 なし

- 実費負担** 食事代:510円
その他:入浴費200円
日中活動にかかる材料費等は実費

事業所の特徴 介護(入浴、食事、排せつ、整容など)の必要な方に、その人に合った支援をさせていただき、住まいの必要な方には住まいの場として、全室個室、南向き、冷暖房・トイレ・洗面所付きで入居者の方のプライバシーが十分保たれた居室を提供しています。日中生活活動の場としては、軽作業(手当あり)や余暇活動(お茶、お花、ショッピング)などのサービスを提供しています。

●生活介護事業所

社会福祉法人 松原愛育会
石川県立錦城学園



〒922-0562
加賀市高尾町ヌ1番地甲
TEL 0761 (72) 0069 / FAX 0761 (72) 6868
URL <https://m-aiiku.jp> / e-mail kinjyo@m-aiiku.jp

定員 90名
開所日時 月曜日～金曜日 9:30～15:30
※祝日・年末年始はお休み
送迎 あり(200円/km) ※場所・時間等要相談

実費負担 食事代: 560円
その他: 行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり。

事業所の特徴 加賀市北部の高台にあり、広大な敷地には豊かな自然と、建物をぐるりと囲む1周300m程の遊歩道があります。春はピンク、夏は緑、秋は赤と黄色、冬は白と四季の豊かな彩を愛でながらの散歩ができます。余暇活動では、和太鼓の演奏の錦城太鼓、外部講師を招いての美術教室。更に、喫茶店の雰囲気を感じられるホーム喫茶などを用意し、楽しい一時を過ごしてもらえよう工夫をしています。

●生活介護事業所

特定非営利活動法人 ふらっと
地域交流の家
ふらっと



〒922-0103
加賀市山中温泉長谷田町への91番地1
TEL 0761 (78) 2210 / FAX 0761 (78) 2239
e-mail flat-b@abeam.ocn.ne.jp

定員 12名
開所日時 月曜日～土曜日 8:30～16:30

送迎 あり
実費負担 食事代: 600円
その他: 紙パンツ1枚75円
尿とりパッド20円

事業所の特徴 介護保険事業の指定も受けている、共生型のデイサービスです。「ふらっと」は、民家を改修した小規模なデイサービスです。小規模ですから、一人ひとりの利用者さんと深く関わりを持つことができます。身体の障がいや認知症等で、好きなことが自由にできなくなった・・・そんな方をじっくりとしっかりサポートします。「ふらっと」を通じて誰でも良い場所を作り、利用者さんの「今」という瞬間を大切にしていきたいと思っています。

●生活介護事業所

社会福祉法人 南陽園
レイクサイド楽



〒922-0402
加賀市柴山町も21番地1
TEL 0761 (74) 6632 / FAX 0761 (74) 6232
URL <https://www.nanyo.or.jp>
e-mail joy@nanyo.or.jp

定員 20名
開所日時 月曜日～金曜日、第2・4土曜日
9:30～16:00

送迎 あり(加賀市・小松市)送迎時間等は要相談

実費負担 食事代: 600円
その他: 入浴費200円
※行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり

事業所の特徴 柴山潟のすぐそばに建つレイクサイド楽では、白山連峰、柴山潟を眺望しながらリゾート感覚でゆったりとサービスが受けられます。理学療法士を配置し、個別ニーズに応じたりハビリも行っております。月・週単位でレクリエーションを実施し、曜日問わずご利用できます。

●生活介護事業所

すくすく加賀合同会社
生活介護 すくすくハウス



〒922-0241
加賀市加茂町ハ420番地
TEL 050-1745-6983
URL <https://sukusuku-aupa.com/>
e-mail info@sukusukukaga.com
LINE ID @325 swoxe

定員 10名
開所日時 月～金曜 9:30～15:30
※年末年始・お盆はお休み

送迎 あり: 加賀・小松(無料)

実費負担 食事代: 400円/日 おやつ代: 200円/日

事業所の特徴 すくすくハウスでは、フルタイム勤務の「B型就労」と同程度の工賃を目指すことができ、午前中は就労、午後からは所有する総合複合施設で運動することにより、健康な体と心身の安定、バランスを保ち、継続して楽しく働ける環境を提供します。
★作業・訓練項目: ①所有する農園での農作業②所有する施設「加賀さんまるしえ」(カフェ等)での軽作業③企業から委託された「箱折り」等の軽作業

●生活介護事業所

社会福祉法人 長久福祉会 生活介護事業所 まごころ



〒922-0832
加賀市百々町81番地1
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokuyuhukushi.jp/>
e-mail harukaze@chokuyuhukushi.jp

定 員 6名

開所日時 月曜日～金曜日（年末年始等は除く）
8：30～17：00

送 迎 あり：加賀市内のみ（無料）

実費負担 あり：280円（ごはん付）、250円（おかずのみ）

事業所の特徴 食事や入浴、日中の活動について、個々の心身の状況に応じて介護や見守りを行います。日中の活動は、創作活動の「手芸クラブ」、筋力や身体機能の維持の為の「イキイキ倶楽部」、箱折りなどの軽作業、買い物支援の「ゆったり買物」などを行っています。
またリフト付き機械浴を備えており、お一人おひとりの状況に合わせた対応ができるよう個別で入浴支援を行っています。

●生活介護事業所

社会福祉法人 松原愛育会 ピースきんじょう



〒922-0004
加賀市大聖寺上福田町ロ76番地2
TEL 0761 (73) 2580
FAX 0761 (73) 2581

定 員 10名

開所日時 月曜日～金曜日、第2・4土曜日
8：30～17：30
（ただし、年末年始と国民の祝日を除く）

送 迎 あり：加賀市内のみ（無料）

実費負担 あり：昼食 570円～640円
（行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり）

事業所の特徴 体力作りや創作活動、野外活動などの活動メニューや、食事、排泄、入浴（機械浴）などの日常生活上の支援をグループまたは個別で提供します。

●生活介護事業所

社会福祉法人 共友会 小規模多機能ホーム きんめい



〒922-0443
加賀市野田町タ8番地1
TEL 0761 (74) 7401 / FAX 0761 (74) 7501
URL <https://www.kyouyuukai.net/>
e-mail kinmei@wish.ocn.ne.jp

定 員 15名

開所日時 年中無休 9：00～16：30
（時間外については応相談）

送 迎 あり（無料）

実費負担 食事代：500円、お茶うけ代：100円
紙パット：小40円/枚、大80円/枚
紙おむつ：130円/枚、紙パンツ：120円/枚
その他活動に係る費用

事業所の特徴 小規模で家庭的な雰囲気の中できめ細かい支援を心掛けます。また、当事業所は介護保険の事業所である「小規模多機能型居宅介護事業所」でもあり、ご利用者やご家族のニーズに応じて柔軟で臨機応変なかかわりを大切にします。

●生活介護事業所

社会福祉法人 共友会 小規模多機能ホーム はしたて



〒922-0554
加賀市橋立町イ乙54番地1
TEL 0761 (75) 7384 / FAX 0761 (75) 7385
URL <https://www.kyouyuukai.net/>
e-mail hashitate@piano.ocn.ne.jp

定 員 9名

開所日時 年中無休 9：00～16：30
（時間外については応相談）

送 迎 あり（無料）

実費負担 食事代：500円、お茶うけ代：100円
紙パット：小40円/枚、大80円/枚
紙おむつ：130円/枚、紙パンツ：120円/枚
その他活動に係る費用

事業所の特徴 小規模で家庭的な雰囲気の中できめ細かい支援を心掛けます。また、当事業所は介護保険の事業所である「小規模多機能型居宅介護事業所」でもあり、ご利用者やご家族のニーズに応じて柔軟で臨機応変なかかわりを大切にします。

●生活介護事業所

社会福祉法人 長久福祉会 ニーズ対応型小規模 多機能ホームききょうが丘



〒922-0257
加賀市山代温泉桔梗丘4丁目1番1
TEL 0761 (76) 3660 / FAX 0761 (76) 3650
e-mail kikyo@jupiter.ocn.ne.jp

定員 12名

開所日時 年中無休 8:00~20:00
(時間外については応相談)

送迎 あり(加賀市、送迎時間等は応相談)

実費負担 食事代:400円、おやつ代:100円
その他活動に係る費用

事業所の特色 介護保険の事業所である「小規模多機能型居宅介護支援事業所」である当事業所は、利用者一人ひとりの想いや生活スタイルを大切にしながら、日々の状況の変化に応じた柔軟な対応ができることや、その方が在宅そして地域の中で安心して暮らせる関わりを大切にしています。

●生活介護事業所

社会福祉法人 長久福祉会 富士見通り お茶の間さろん



〒922-0116
加賀市山中温泉白山町ノ14番1
TEL 0761 (78) 2555 / FAX 0761 (78) 2557
e-mail ochanomasaron@minos.ocn.jp

定員 9名

開所日時 年中無休 8:00~20:00
(時間外については応相談)

送迎 あり(加賀市内、送迎時間などは応相談)

実費負担 食事代:昼400円 夕450円
おやつ代:100円
その他:活動にかかる費用

事業所の特色 介護保険事業の「小規模多機能型居宅介護」である当事業所は、利用者一人ひとりの想いや生活スタイルを大切にしながら、日々の状況の変化に応じた柔軟な対応ができますよう、また、自宅、地域で、安心して暮らせる関わりを大切にします。



目中活動系サービス

ショートステイ(短期入所)事業所

- ◆ (独) 国立病院機構石川病院
- ◆ カナンの園
- ◆ 夢ようよう
- ◆ ほっと安らぎ
- ◆ 石川県立錦城学園
- ◆ 長久会ショートステイ事業所
- ◆ ケアホームフレンズ
- ◆ たんぽぽの家
- ◆ ショートステイふくの杜
- ◆ 小規模多機能ホームきんめい
- ◆ 小規模多機能ホームはしたて
- ◆ 小規模多機能ホームききょうが丘
- ◆ 富士見通りお茶の間さろん
- ◆ グループホームあすなろ

● ショートステイ(短期入所)事業所

独立行政法人
国立病院機構石川病院
独立行政法人
国立病院機構石川病院



〒922-0405 加賀市手塚町サ150番地
TEL 0761 (74) 0700 / FAX 0761 (74) 7642
URL <https://ishikawa.hosp.go.jp>
e-mail 305-TOIAWASE@mail.hosp.go.jp

定数 空床型 (3床/日最大)

開所時間 9:30~16:30 (平日)

食事 朝、昼、夕 各260円
※食事加算提供後の実費負担額

送迎 なし

事業所の特色

- ・原則、重症心身障害児(者)を対象としている。
- ・医療状況については、人工呼吸器管理も含め、事前の診察、見学等において要相談
- ・金銭管理はしていない。

(その他確認事項)

- ・利用にあたっては、事前診察、見学および必要に応じて体験入所を行っていただき、契約後より利用開始できます。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢：事前にご相談ください。

● ショートステイ(短期入所)事業所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 珠明会
カナンの園



〒922-0265
加賀市水田丸町ワ2番地2
TEL 0761 (77) 1500
FAX 0761 (77) 1531
URL <https://syumeikai.com>
e-mail kanannosono@beach.ocn.ne.jp

定数 2床/日最大

開所日時 8:30~17:45 (平日)

食事 朝378円 昼600円 夕600円

送迎 なし

光熱水道費 198円/日

その他費用負担 嗜好品等は自己負担で購入

事業所の特色

児童受入	なし
医療支援	あり
金銭管理	あり

障がい児の対応 なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 南陽園
指定障害者支援施設
夢ようよう



〒922-0411
加賀市潮津町△59番地1
TEL 0761 (74) 4040 / FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp/youyou/index.html>
e-mail youyou@nanyo.or.jp

定数 3床/日+空き床分

開所日時 9:00~17:00 (平日)

食事 1,447円/日 (一日単位での申し込み)

送迎 なし

光熱水道費 380円/日

その他費用負担 日中活動に係る材料費 (参加の場合)

事業所の特徴 夢ようように併設された短期入所事業所です。主に、重度の身体障がい者を対象としています。18歳未満の児童の方もご相談に応じます。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢: 15歳~18歳

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 南陽園
指定障害者支援施設
ほっと安らぎ



〒922-0411
加賀市潮津町△69番地1
TEL 0761 (74) 7013 / FAX 0761 (74) 7014
URL <https://www.nanyo.or.jp>
e-mail yasuragi@nanyo.or.jp

定数 4床/日+空き床分

開所日時 9:00~17:00 (平日)

食事 1,447円/日 (一日単位での申し込み)

送迎 なし

光熱水道費 380円/日

その他費用負担 日中活動に係る材料費 (参加の場合)

事業所の特徴 介護 (入浴、食事、排せつ、整容など) の必要な方に、その人に合った支援をさせていただき、住まいの必要な方には住まいの場として、全室個室、南向き、冷暖房・トイレ・洗面所付きで入居者の方のプライバシーが十分保たれた居室を提供しています。

障がい児の対応 なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 松原愛育会
石川県立錦城学園



〒922-0562
加賀市高尾町ヌ1番地甲
TEL 0761 (72) 0069 / FAX 0761 (72) 6868
URL <https://m-aiiku.jp>
e-mail kinjyo@m-aiiku.jp

定数 5名/日最大

開所日時 終日

食事 朝350円
昼・夕560円

送迎 あり (20円/km)
※場所・時間等要相談

光熱水道費 300円/日

その他費用負担 なし

事業所の特徴 児童の方も利用可能です。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢: ~18歳

● ショートステイ(短期入所)事業所

医療法人社団 長久会
長久会ショート
ステイ事業所



〒922-0832
加賀市百々町3丁目11-1
TEL 0761 (73) 4700 / FAX 0761 (73) 1822
e-mail uerumu@chokyu.gr.jp

定数 2床/日最大

開所日時 9:00~17:00 (平日)

食事 なし

送迎 なし

光熱水道費 200円/日

その他費用負担 日用品費 100円/日

事業所の特徴 金銭管理の相談対応はいたしますが、金銭管理の代行業務、金品等の預かりはいたしておりません。夜間は職員が当直体制をとります。台所・食堂・風呂・トイレはウエルムどど町Ⅰ・Ⅱの設備備品を利用させていただきます。

障がい児の対応 なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 泰耀
ケアホームフレンズ

〒922-0402
加賀市柴山町ち98番地
TEL 0761 (74) 2400
FAX 0761 (74) 2377
URL <https://idagroupde.biz/social/>
e-mail friends@idagroupde.com



定数 1床/日最大

開所日時 終日

食事 朝250円 昼350円 夕400円 365日あり

送迎 あり(要相談)

光熱水道費 400円/日

事業所の特徴 夜間帯に職員が常駐しています。
Wi-Fiもありますのでタブレットやスマートフォン、
ゲーム等持参して楽しめます。

障がい児の対応 なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 花友会
たんぽぽの家

〒922-0250
加賀市山代温泉桜町2丁目12番地
TEL 0761 (77) 7055
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp



定数 2床/日最大

開所日時 9:00~17:00(平日)

食事 朝300円 夕400円 土日祝のみ昼食400円

送迎 なし

光熱水道費 480円/日

事業所の特徴 在宅で生活する方が、何らかの理由で一時的に自宅
で過ごすことが難しい場合に短期入所施設にお
いて必要な支援を受けることができます。
同居の家族が病気や冠婚葬祭、旅行等で留守にす
るため介護者がいない場合。
一人暮らしの方で、短期入所を必要とする理由が
ある場合。

障がい児の対応 なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 松原愛育会
ショートステイ
ふくの杜

〒922-0004
加賀市大聖寺上福田町口76番地2
TEL 0761 (73) 2580 / FAX 0761 (73) 2581
URL <https://>



定数 2床

開所日時 開所日時の制限なし

食事 朝300円 夕500円

送迎 あり

光熱水道費 300円/日

その他費用負担 なし

事業所の特徴 少人数での静かな雰囲気の中で利用いただけます。
スマートフォンやタブレット、パソコンを持参し
ていただければWi-Fiを利用できます。
児童の方も利用可能。定期的な利用だけでなく、
緊急の利用もご相談ください。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢:未就学児は、ご相談ください。

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 共友会
小規模多機能ホーム
きんめい

〒922-0443
加賀市野田町夕8番地1
TEL 0761 (74) 7401 / FAX 0761 (74) 7501
URL <https://www.kyouyukai.net/>
e-mail kinmei@wish.ocn.ne.jp



定数 6名

開所日時 年中無休(9時~16時) ※時間外は応相談

食事 朝350円、昼500円 夕500円
お茶うけ100円

送迎 なし ※必要な場合は応相談

光熱水道費 不要

その他費用負担 宿泊:2000円/1泊
紙パット:小40円/枚、大80円/枚
紙おむつ:130円/枚、紙パンツ:120円/枚
その他活動に係る費用

事業所の特徴 小規模で家庭的な雰囲気の中できめ細かい支援を
心掛けます。また、当事業所は介護保険の事業所
である「小規模多機能型居宅介護事業所」でもあり、
ご利用者やご家族のニーズに応じて柔軟で臨機応
変なかかわりを大切にします。

障がい児の対応 なし 18歳未満の児童の方については、
ご相談ください。

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 共友会
小規模多機能ホーム
はしたて



〒922-0554
加賀市橋立町イ乙54番地1
TEL 0761 (75) 7384 / FAX 0761 (75) 7385
URL <https://www.kyouyuukai.net/>
e-mail hashitate@piano.ocn.ne.jp

定 数	6名
開所日時	年中無休（9時～16時）※時間外は応相談
食 事	朝350円、昼500円 タ500円 お茶うけ100円
送 迎	なし ※必要な場合は応相談
光熱水道費	不要
その他費用負担	宿泊：2000円/1泊 紙パット：小40円/枚、大80円/枚 紙おむつ：130円/枚、紙パンツ：120円/枚 その他活動に係る費用
事業所の特色	小規模で家庭的な雰囲気の中できめ細かい支援を心掛けます。また、当事業所は介護保険の事業所である「小規模多機能型居宅介護事業所」でもあり、ご利用者やご家族のニーズに応じて柔軟で臨機応変なかかわりを大切にします。
障がい児の対応	なし 18歳未満の児童の方については、ご相談ください。

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 長久福祉会
ニーズ対応型小規模
多機能ホームききょうが丘



〒922-0257
加賀市山代温泉桔梗丘4丁目1番1
TEL 0761 (76) 3660 / FAX 0761 (76) 3650
e-mail kikyo@jupiter.ocn.ne.jp

定 数	5名
開所日時	年中無休（20時～8時）
食 事	朝250円 昼400円 タ450円 おやつ100円
送 迎	あり（加賀市、送迎時間等は応相談）
光熱水道費	なし
その他費用負担	宿泊費：1,100円/日
事業所の特色	介護保険の事業所である「小規模多機能型居宅介護支援事業所」である当事業所は、利用者一人ひとりの想いや生活スタイルを大切にしながら、日々の状況の変化に応じた柔軟な対応ができることや、その方が在宅そして地域の中で安心して暮らせる関わりを大切にしています。
障がい児の対応	なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

社会福祉法人 長久福祉会
富士見通り
お茶の間さろん



〒922-0116
加賀市山中温泉白山町ノ14番1
TEL 0761 (78) 2555 / FAX 0761 (78) 2557
e-mail ochanomasaron@minos.ocn.jp

定 員	5床
開所日時	年中無休 8:00～20:00
食 事	朝250円 昼400円 タ450円 おやつ100円
送 迎	あり（加賀市内。送迎時間などは要相談）
光熱水道費	不要
その他費用負担	宿泊費：1,100円/日（宿泊利用の場合）
事業所の特色	介護保険事業の「小規模多機能型居宅介護」である当事業所は、利用者一人ひとりの想いや生活スタイルを大切にしながら、日々の状況の変化に応じた柔軟な対応ができますよう、また、自宅、地域で、安心して暮らせる関わりを大切にします。
障がい児の対応	なし

● ショートステイ(短期入所)事業所

NPO法人 かが育成会
グループホーム
あすなろ



〒922-0304
加賀市分校町る23番地
TEL 0761 (75) 7085 / FAX 0761 (75) 7085
e-mail greenfarm_mogu@trad.ocn.ne.jp

定 員	1床
開所日時	平日24時間
食 事	朝300円 昼350円 タ400円
送 迎	なし
光熱水道費	300円/日
その他費用負担	宿泊費：500円/日
事業所の特色	障がいを持つ親の会（手をつなぐ育成会）の後援での運営です。令和5年に増築した宿直常駐でのサポート体制。スプリングラー・アラーム等を常設し、安全・安心を優先にした住環境を整えています。
障がい児の対応	なし

目中活動系サービス

自立訓練(生活訓練)事業所

◆自立訓練(生活訓練)事業所あゆみ

自立訓練(生活訓練)事業

じりつした日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

●自立訓練(生活訓練)事業所

社会福祉法人 長久福社会
自立訓練(生活訓練)
事業所 あゆみ



〒922-0832 加賀市百々町81番地1
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail harukaze@chokyuhukushi.jp

定員 6名

開所日時 月曜日～金曜日(年末年始等は除く)
8:30～17:00

送迎 あり:加賀市内片道100円 ※上限2,000円
(支給金支払い時に請求)

昼食 あり:280円(ごはん付)
250円(おかずのみ)

事業所の特徴 仲間との話し合いや学び合いなどのグループ活動や職員との個別の取りくみなどを組み合わせて、お一人おひとりのなりたい自分や生活を目指していきます。



就労系サービス

就労移行支援事業所

- ◆就労移行支援事業所なないろワーク
- ◆在宅ワークスクール加賀

就労移行支援事業

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労移行支援事業所

●就労定着支援事業所



社会福祉法人 長久福祉会
就労移行支援事業所なないろワーク
就労定着支援事業所なないろワーク

〒922-0832 加賀市百々町81番地1
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail harukaze@chokyuhukushi.jp

定員 6名

開所日時 月曜日～金曜日（年末年始等は除く）
8：30～17：00（就労移行）
8：30～17：00（就労定着）

送迎 あり：加賀市内片道100円 ※上限2,000円
（支給金支払い時に請求）

昼食 あり：280円（ごはん付）、250円（おかずのみ）

事業所の特色 「仕事をしたい」という気持ちをお聞きしながら、一人ひとりの状況に合わせたプログラムを提案していきます。自分に合った働き方を一緒に考えていきましょう。就職後も長く働くことができるように支援します。

就労定着支援事業所

- ◆就労定着支援事業所なないろワーク

就労定着支援事業

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等を利用して一般就労へ移行した人で、雇用された企業で就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活や社会生活上の問題に関する相談等の支援を一定期間行います。

●就労移行支援事業所



株式会社 Nextwel
在宅ワークスクール加賀

〒922-0816 加賀市大聖寺東町3丁目4-2 加賀JBLD1階
TEL 0761 (76) 9441
URL <https://remote-kaga.com/>
e-mail info1@remote-kaga.com

定員 20名

開所日時 9：00～17：30

送迎 なし

昼食 なし

事業所の特色 ご自身の障害特性に合わせた環境で働くことを目指して自宅でも訓練が出来る事業所です。実際企業で使っているツール（Google・Zoom・チャットなど）を利用して企業が求めている実践的なITスキル（Webデザイン・動画クリエイターなど）を身につけます。パソコンを学ぶ意欲があれば初心者の方でも一から学べます。就職希望のほか在宅フリーランス希望などのサポートも可能です。

就労系サービス

就労継続支援A型事業所

◆就労継続支援A型事業所三ツ星

◆夢ファクトリーえんA型

●就労継続支援A型事業所

社会福祉法人 花友会
就労継続支援A型
みつぼし
事業所三ツ星

〒922-0442

加賀市篠原町セ2番地8

TEL 0761 (74) 0028 / FAX 0761 (74) 0029

e-mail yasai100raku@skyblue.ocn.ne.jp



定員 10名

開所日時 月曜日～金曜日 ※土日祝日は休み
9:30～15:45

送迎 あり：片道 加賀市・小松市 50円
能美市 100円 白山市 150円
(送迎場所については、要相談)

昼食 あり 500円

収入 県が定める最低賃金

作業内容 ・野菜の皮むき ・弁当盛り付け
・食洗器業務 ・厨房の掃除

事業所の特徴 宅配弁当を主とした事業
を行っています。スタッ
フと共に作業を行い、皆
で協力し合う環境づくり
に重点をおいています。



●就労継続支援事業所 (A型)

企業等に就労することが困難な障がいのある
人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会
の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓
練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識
や能力が高まった人は、最終的には一般就労へ
の移行を目指します。

●就労継続支援A型事業所

社会福祉法人 南陽園
夢ファクトリーえんA型

〒922-0411

加賀市潮津町ム69番地1

TEL 0761 (74) 5511

FAX 0761 (74) 6680

URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail selp@nanyo.or.jp



定員 10名

開所日時 月曜日～土曜日 9:00～16:00
(祝日も営業有。時期により時間変更有)

送迎 あり

昼食 あり：600円 (自己負担金300円)

収入 県が定める最低賃金以上
(平均月額¥162,391/月)

作業内容 クリーニング業：洗濯業務～仕上げ業務
私物洗濯～仕上げ業務

事業所の特徴 機械化された工場
で「品質」「スピード」
「社会性」を身につけ
ます。能力に応じて県
の定める最低賃金以上
の時給を提供します。



就労系サービス

就労継続支援B型事業所

- ◆グリーンファームもぐ
- ◆多機能型事業所アグリ加賀
- ◆幸徳園
- ◆夢うさぎ
- ◆就労継続支援事業所(B型)はるかぜワーク
- ◆夢ファクトリーえんB型
- ◆ジョブハウスひかり
- ◆寿々ワーク作業所

●就労継続支援B型事業所

NPO法人 かが育成会 グリーンファームもぐ

〒922-0825
加賀市直下町イ23番地
TEL 0761 (72) 6312
FAX 0761 (76) 6116
e-mail greenfarm_mogu@trad.ocn.ne.jp



定員	26名
開所日時	月曜日～金曜日 9:00～16:00
送迎	あり：片道50円(加賀市)
昼食	あり：おかずのみ100円(弁当注文もできます)
収入	平均工賃月額8,000～25,000円 平均工賃月額25,000～80,000円 (施設外就労)

作業内容 ・クッキー製造販売 ・箱折り・漆器梱包
・施設外就労(2所) ・清掃作業等

事業所の特徴 利用者ご本人の要望や能力に沿った作業の提供とその支援および定期的に健康スポーツに参加し、利用者ご本人の健康面をサポートしています。



●就労継続支援事業所(B型)

一般の企業や事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。

●就労継続支援B型事業所

社会福祉法人 花友会 多機能型事業所 アグリ加賀

〒922-0271
加賀市尾俣町33番地
TEL 0761 (77) 2622
FAX 0761 (76) 3988
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp



定員	30名
開所日時	月曜日～金曜日 9:00～16:30
送迎	あり：片道 加賀市・小松市 50円 能美市 100円 白山市 150円 (送迎場所については、要相談)
昼食	あり：1食 500円
収入	日給1,750円
作業内容	・野菜班：種まき、定植、収穫、袋詰め、パネル洗い ・内職班：箱折り班、工場内職 ・切り花班：花のラップ入れ

事業所の特徴 月に1回行事があります。たけのこ祭り、クリスマス会、ボウリングなどがあります。



●就労継続支援B型事業所

社会福祉法人 幸徳園
幸徳園

〒922-0331
加賀市動橋町1番地
TEL 0761 (74) 1609
FAX 0761 (74) 1022
URL <https://koutokuen.jimdo.com>
e-mail kotokuen@kagacable.ne.jp



定員 38名
開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:30
土曜日(繁忙期、行事等で開所することがあります)
9:00～12:00

送迎 あり(加賀市近郊は相談に応じます)
昼食 あり:おかず・ご飯付350円
収入 平均月額:26,000円
※作業に応じて支給しています。

作業内容 菓子箱組立作業、菓子製品梱包作業、漆器製品梱包作業、破棄分別作業、ポン菓子・焼き菓子の製造・販売、施設外就労(清掃業務 1か所)

事業所の特色 利用者の特性や希望に応じた作業支援を行い、利用者の皆さんが働く喜びや達成感を感じながら働くことができるように支援しています。また、法人活動でのレクリエーション事業(お花見、旅行、ふれあい祭り、クリスマス会などの行事)を実施することで、楽しく元気に充実した生活を送れることを目標としています。



●就労継続支援B型事業所

社会福祉法人 南陽園
夢うさぎ

〒922-0404
加賀市源平町84番地
TEL 0761 (74) 5300
FAX 0761 (74) 6969
URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail yumeusa@nanyo.or.jp



定員 20名
開所日時 月曜日～土曜日(祝日も開業)
9:00～16:00

送迎 あり
昼食 あり:600円(自己負担金300円)
収入 平均月額工賃28,634円
作業能力に応じ支給します。

作業内容 パン製造や販売、ラスク・クッキー作り、清掃作業(法人内事業所)

事業所の特色 個人の能力に応じて仕事内容を一緒に考えていきます。できることを自分のペースで目標に向かって取り組めるよう支援させていただきます。



●就労継続支援B型事業所

社会福祉法人 長久福祉会
就労継続支援事業所(B型)
はるかぜワーク

〒922-0832
加賀市百々町81番地1
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail harukaze@chokyuhukushi.jp



定員 22名
開所日時 月曜日～土曜日 8:30～17:00
(祝日も開所しています。年末年始等は除きます。)

送迎 あり:加賀市内片道100円 ※上限2,000円
(支給金支払い時に請求)

昼食 あり:280円(ごはん付)、250円(おかずのみ)
収入 時給435円

作業内容 ・洗濯作業 ・内職作業(部品点検、梱包)
・施設外就労:洗濯物の取配業務、
レストラン・喫茶業務

事業所の特色 はるかぜワークでは、皆さんの体調や気分に合わせてマイペースで作業に参加していただけます。作業を通じて、一人ひとりの希望や目標が達成できるように支援します。



●就労継続支援B型事業所

社会福祉法人 南陽園
夢ファクトリーえんB型

〒922-0411
加賀市潮津町ム69番地1
TEL 0761 (74) 5511
FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail selp@nanyo.or.jp



定員 30名
開所日時 月曜日～土曜日 9:00～16:00
(祝日も開所しています。)

送迎 あり
昼食 あり:600円(自己負担金300円)

収入 平均月額工賃¥60,003/月
作業能力に応じ支給しています。

作業内容 ・クリーニング業:洗濯業務～仕上げ業務
私物洗濯～仕上げ業務

事業所の特色 クリーニング作業を通して個々に合った作業場所、作業プログラムを提供し、高工賃につながる支援をしています。



●就労継続支援B型事業所

社会福祉法人 泰耀
ジョブハウスひかり

〒922-0402
加賀市柴山町ち91番地
TEL 0761 (74) 4300
FAX 0761 (74) 2377
URL <https://idagroupde.biz/social/>
e-mail hikari@idagroupde.com



定員	10名
開所日時	月曜日～金曜日 9:30～16:00 (祝日も開所しています。)
送迎	あり(加賀市内 ※小松方面等、一部要相談)
昼食	あり: 200円～570円(弁当持参可)
収入	月平均: 15,000円～20,000円
作業内容	・箱折り ・菓子の箱詰めから包装 ・部品の仕分けから袋詰め ・介護施設での昼食準備の補助 ・介護施設での清掃業

事業所の特徴 白山が望める景色をバックに、色々なお仕事を提供しています。
モットーは「元気に働く」休まず、元気に、楽しく、仕事をしましょう。



●就労継続支援B型事業所

NPO法人 福寿草の郷
寿々ワーク作業所

〒922-0274
加賀市別所町3丁目80番地2
TEL 0761 (76) 1991
FAX 0761 (76) 1991
URL <https://fukujuso-nosato.jimdo.com/>
e-mail fj_sato@bridge.ocn.ne.jp



定員	20名
開所日時	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～16:00
送迎	あり(加賀市内)
昼食	あり(実費)
収入	月平均15,000円程度
作業内容	・下請作業: 漆器製品の梱包・包装、箱折り等 ・ベーカリー: パンの製造・販売 ・農作業: 農作物栽培と販売 ・小物作り: ネックレスや携帯ストラップなどの製作と販売

事業所の特徴 作業と共に趣味や生涯学習の時間を設け、個々の才能を見出し、個性を生かしていけるよう支援しています。



居住系サービス

施設入所事業所

- ◆カナンの園
- ◆指定障害者支援施設夢ようよう
- ◆指定障害者支援施設ほっと安らぎ
- ◆石川県立錦城学園

施設入所事業

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。

●施設入所事業所

社会福祉法人 珠明会 カナンの園

〒922-0265
加賀市水田丸町ワ2番地2
TEL 0761 (77) 1500
FAX 0761 (77) 1531
URL <https://syumeikai.com>
e-mail kanannosono@beach.ocn.ne.jp



定員 50名

サービス内容 入浴、排泄及び食事等の支援

実費負担 食事代：1,578円/日
光熱水費：6,019円/月
その他：給付費対象外サービスの内容に係る費用

事業所の特色 夜間や休日において、入浴、排泄及び食事等の支援を行っています。
生活等に関する相談及び助言、その他日常生活上の支援を行っています。
「仲よく、明るく、元気よく」をモットーに利用者の皆さんが家庭的な雰囲気の中で和やかに過ごせるよう支援を行っています。

●施設入所事業所

社会福祉法人 南陽園 指定障害者支援施設 夢ようよう

〒922-0411
加賀市潮津町ム59番地1
TEL 0761 (74) 4040 / FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp/youyou/index.html>
e-mail youyou@nanyo.or.jp



定員 50名

サービス内容 夜間・日中における日常生活支援

実費負担 食事代：1,447円/日
光熱水費：11,500円/月
その他：日中活動に係る材料費（実費）
友の会費 他

事業所の特色 重度の身体障がいを持ち、医療的ケアを必要とする会員様を対象とし、サービス提供体制の充実を図るため、常勤の看護職員やリハビリテーション職員、栄養士を配置しています。

●施設入所事業所

社会福祉法人 南陽園 指定障害者支援施設 ほっと安らぎ



〒922-0411
加賀市潮津町ム69番地1
TEL 0761 (74) 7013 / FAX 0761 (74) 7014
URL <https://www.nanyo.or.jp>
e-mail yasuragi@nanyo.or.jp

定員 80名

サービス内容 夜間・日中における日常生活支援

実費負担 食事代：1,447円/日
光熱水費：11,500円/月
その他：日中活動に係る材料費（実費）

事業所の特色 介護（入浴、食事、排せつ、整容など）の必要な方に、その人に合った支援をさせていただき、住まいの必要な方には住まいの場として、全室個室、南向き、冷暖房・トイレ・洗面所付きで入居者の方のプライバシーが十分保たれた居室を提供しています。日中生活活動の場としては、軽作業（手当あり）や余暇活動（お茶、お花、ショッピング）などのサービスを提供しています。

●施設入所事業所

社会福祉法人 松原愛育会 石川県立錦城学園



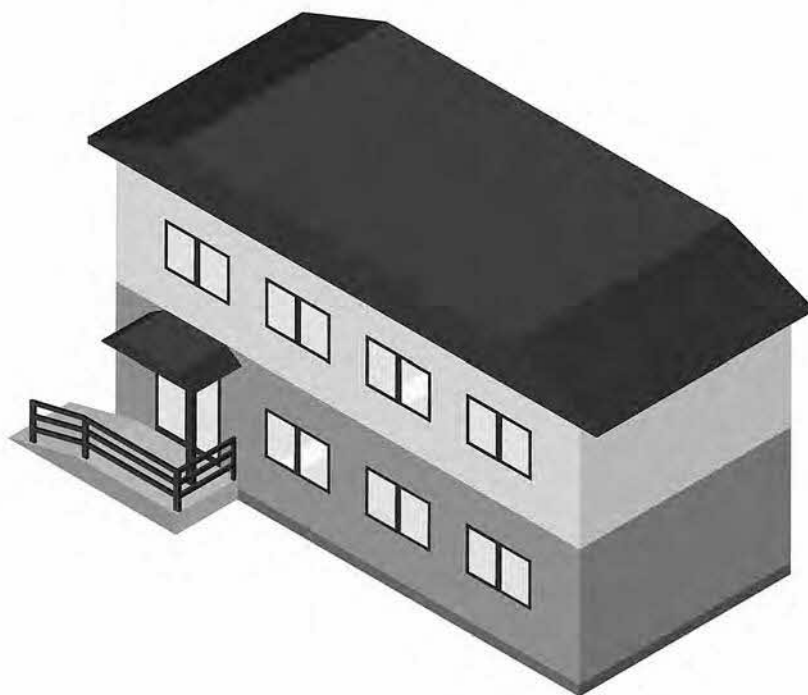
〒922-0562
加賀市高尾町ヌ1番地-甲
TEL 0761 (72) 0069
FAX 0761 (72) 6868
URL <https://m-aiiku.jp>
e-mail kinjyo@m-aiiku.jp

定員 90名

サービス内容 個別支援計画に基づき、利用される方の思いに沿った、健康で安全で楽しい生活となるよう支援しています。

実費負担 食事代：朝食 350円
昼・夕食 560円
光熱水費：300円/日
その他：日用品費 220円/月

事業所の特色 広大な敷地に、ゆとりのある建物配置、時間がゆっくりと流れる施設です。



居住系サービス

グループホーム (共同生活援助) 事業所

- ◆ウエルムどど町Ⅰ、Ⅱ
- ◆たんぽぽの家
- ◆シェアハウスふれあい八汐
- ◆ケアホームフレンズ
- ◆グループホームマイホーム
- ◆フルールそそり町
- ◆グループホームさくら荘
- ◆シェアハウス希望
- ◆シェアハウス源平
- ◆共同生活援助事業所ひだまり
Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ
- ◆グループホームひまわり荘
- ◆グループホームふくの杜
- ◆グループホーム幸町西館、東館
- ◆グループホームあすなろ
- ◆ケアホームフレンズⅡ

●グループホーム(共同生活援助)事業所

医療法人社団 長久会 ウエルムどど町Ⅰ、Ⅱ

〒922-0832
加賀市百々町3の11番地1
TEL 0761 (73) 4700
FAX 0761 (73) 1822
e-mail uerumu@chokyu.gr.jp

定員 男女25名
ウエルムどど町Ⅰ 12名
ウエルムどど町Ⅱ 13名

サービス内容 介護サービス包括型

家賃光熱費等 家賃：Aタイプ24,000円 Bタイプ27,000円
Cタイプ30,000円
光熱水費：実費
その他：日用品費 実費

食事提供 なし

事業所の特徴 3階建ての建物で、2階がウエルムどど町Ⅰ、3階がウエルムどど町Ⅱになっています。1階に事務所と交流スペースがあり、交流スペースでは職員がいる時間帯であれば、地域の方も使用できます。夜間、職員は不在となります。利用者方には門限はありません。



●グループホーム(共同生活援助事業)

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、障がいのある人同士で共同生活を行うことにより、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

グループホームには、「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」があります。グループホームの職員が入居者の食事や入浴の介護を行う場合は「介護サービス包括型」、外部の事業所にお問い合わせの場合は「外部サービス利用型」といいます。

※グループホームの利用者（利用者負担の世帯区分が生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

補足給付額 家賃が1万円未満の場合＝実費
家賃が1万円以上の場合＝1万円

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 花友会 たんぽぽの家

〒922-0250
加賀市山代温泉桜町2丁目12番地
TEL 0761 (77) 7055
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp

定員 男女5名

サービス内容 介護サービス包括型

家賃光熱費等 家賃：20,000円
光熱水費：20,000円

食事提供 あり：20,000円

事業所の特徴 主に夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄または、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。共同生活事業所自ら介護サービスを行います。



●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 南陽園
シェアハウス
ふれあい八汐



〒922-0411
加賀市潮津町ム69番地1
TEL 0761 (74) 6613(代) / FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail info@nanyo.or.jp

- 定員** 男性6名
- サービス内容** 外部サービス委託型
- 家賃光熱費等** 家賃：20,000円
光熱水費：10,000円(消耗品費含む)
- 食事提供** あり 朝食：300円 昼食：400円
夕食：500円

事業所の特色 平成6年に、南陽園のふれあい広場の収益金をもとに市内でも早くに建てられた男性用グループホームです。
施設から地域での生活に向けての練習ができるようつくられたグループホームです。1階部分は車いす対応の設備となっており、お風呂や台所などの水回りも車いすの方に配慮された設計となっています。
新たにスプリンクラーやWi-Fi設備を設置し、より安全性と利便性の向上を図っています。365日食事提供があります。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 泰耀
ケアホームフレンズ



〒922-0402
加賀市柴山町ち98番地
TEL 0761 (74) 2400
FAX 0761 (74) 2377
URL <https://idagroupde.biz/social/>
e-mail friends@idagroupde.com

- 定員** 男性7名
- サービス内容** 介護サービス包括型
- 家賃光熱費等** 家賃：25,000円
光熱水費：12,000円(共益費、日用品費含む)
- 食事提供** あり 朝食：250円 昼食：350円
夕食：400円

事業所の特色 ケアホーム フレンズでは「仲良く・楽しく・元気に暮らす」を合言葉に一軒家で生活をしています。自分で出来ることはしてもらいお手伝いが必要であれば職員がお手伝いをします。
～大切にしたいのは、笑顔のある暮らしです～

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 花友会
グループホーム
マイホーム



〒922-0243 加賀市山代温泉北部1丁目83番地1
TEL 0761 (76) 0016
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp

- 定員** 男女4名
- サービス内容** 外部サービス利用型
- 家賃光熱費等** 家賃：20,000円
光熱水費：20,000円
- 食事提供** あり：20,000円

事業所の特色 主に夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄または、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活事業所はアレンジメント(手配)のみ行い、委託された外部の居宅介護事業所が介護サービスを行います。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

医療法人社団 長久会
フルールそそり町



〒922-0825
加賀市直下町イ32番地1
TEL 0761 (73) 4700
e-mail uerumu@chokyu.gr.jp

- 定員** 男性5名
- サービス内容** 介護サービス包括型
- 家賃光熱費等** 家賃：12,000円
光熱水費：実費
その他：食日用品費 2,000円
- 食事提供** なし

事業所の特色 常時フルールには職員は居らず、その人に応じて訪問しています。何かあるときには、電話で職員に連絡をしたり、必要時訪問をしています。
月に1回ミーティングをして、皆でいろいろな事を話し合っていて決めています。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 花友会
グループホーム
さくら荘

〒922-0250
加賀市山代温泉桜町2丁目13番地
TEL 0761 (77) 5116
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp



定員 男性5名

サービス内容 外部サービス利用型

家賃光熱費等 家賃：25,000円
光熱水費：20,000円

食事提供 あり：20,000円

事業所の特色 主に夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄または、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活事業所はアレンジメント(手配)のみ行い、委託された外部の居宅介護事業所が介護サービスを行います。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 南陽園
シェアハウス希望

〒922-0431
加賀市山田町ワ23番地6
TEL 0761 (74) 6613(代)
FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp>



定員 女性5名

サービス内容 外部サービス利用型

家賃光熱費等 家賃：20,000円
光熱水費：10,000円(消耗品費含む)

食事提供 あり
朝食：300円 昼食：400円 夕食：500円

事業所の特色 静かな住宅街に立地し、オール電化、Wi-Fi設備、スプリンクラー設置で安心面にも配慮したグループホームです。
365日食事提供があり、スタッフと一緒に掃除や洗濯などの生活支援を受けながら生活することができます。また、体調不良になった場合には、スタッフと一緒に病院の受診などの支援を行っています。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 南陽園
シェアハウス源平

〒922-0404
加賀市源平町90番地
TEL 0761 (74) 6613(代)
FAX 0761 (74) 6680
e-mail info@nanyo.or.jp



定員 男性6名

サービス内容 外部サービス利用型

家賃光熱費等 家賃：20,000円～25,000円
光熱水費：10,000円(消耗品費含む)

食事提供 あり
朝食：300円 昼食：400円 夕食：500円

事業所の特色 近隣には、スーパーや病院はもちろん、路線バスのバス停や金融関係のATMもあり、生活する上で便利な環境にあります。設備としては、オール電化、BS放送、Wi-Fi設備、スプリンクラー設備があり、全室洋室(フローリング)、クローゼットがあり、設備面でも充実しています。
365日食事提供があります。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 長久福祉会
共同生活援助事業所
ひだまりⅠ.Ⅱ.Ⅲ.Ⅳ.V

〒922-0831
加賀市幸町2丁目60番地
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail harukaze@chokyuhukushi.jp



定員 男女28名

サービス内容 外部サービス利用型

家賃光熱費等 家賃：11,000円～24,500円
光熱水費：実費負担
その他：日用品費1日50円

事業所の特色 居室によってはミニキッチンやトイレがあり、プライバシーに配慮しています。門限もなく、自由なグループホームです。駅、コンビニ、スーパー、銀行など徒歩圏内です。
また、利用者様の希望や必要に応じて、家事などの支援や病院への受診、買物、手続きなどの同行支援を提供しています。
利用者様一人ひとりが望む暮らしに向けて、みんなで支え合うことを大事にしています。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 花友会
グループホーム
ひまわり荘



〒922-0243 加賀市山代温泉北部1丁目126番地
TEL 0761 (77) 2622
FAX 0761 (76) 3988
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp

定員 男女7名

サービス内容 外部サービス利用型

家賃光熱費等 家賃：20,000円
光熱水費：20,000円

食事提供 あり：20,000円

事業所の特色 主に夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄または、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活事業所はアレンジメント(手配)のみ行い、委託された外部の居宅介護事業所が介護サービスを行います。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 松原愛育会
グループホーム
ふくの杜



〒922-0004
加賀市大聖寺上福田町口76番7
TEL 0761 (73) 2582
FAX 0761 (73) 2583
URL <https://m-aiiku.jp>

定員 男性7名

サービス内容 介護サービス包括型

家賃光熱費等 家賃：25,000円/月
光熱水費：10,000円/月(共益費)

食事提供 朝300円 夕500円

事業所の特色 近くには、スーパーやコンビニエンスストア、バス停などがあり立地条件の良いグループホームです。アットホームな雰囲気、世話人が作る温かい食事は、大変好評をいただいています。
日中は支援員が常駐しています。夜間は携帯電話にて常時連絡、対応が可能な体制をとっています。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

医療法人社団 長久会
グループホーム幸町
西館、東館



〒922-0831
加賀市幸町2丁目64番地の1
TEL 0761 (72) 1065 / FAX 0761 (72) 1065

定員 男女14名
グループホーム幸町西館 7名
グループホーム幸町東館 7名

サービス内容 外部サービス利用型

家賃光熱費等 家賃：30,000円
光熱水費：実費
その他：日用品費1,500円

食事提供 なし

事業所の特色 全室バス、トイレ、ミニキッチン付きです。個別の玄関もあります。
夜間職員は不在となります。利用者の方の門限はありません。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

NPO法人 かが育成会
グループホーム
あすなろ



〒922-0304
加賀市分校町23番地
TEL 0761 (75) 7085 / FAX 0761 (75) 7085
e-mail greenfarm_mogu@trad.ocn.ne.jp

定員 女性10名

サービス内容 介護サービス包括型

家賃光熱費等 家賃：22,000円
光熱水費：実費均等負担
※利用者(入居者数)均等負担

食事提供 食費：利用実績負担
(朝食300円 昼食350円 夕食400円)

事業所の特色 障がいを持つ親の会(手をつなぐ育成会)の後援での運営です。令和5年に増築した短期入所(1名)併設の常駐での365日・24時間のサポート体制。スプリンクラー・アラーム等を常設し、安全・安心を優先にした住環境を整えています。

●グループホーム(共同生活援助)事業所

社会福祉法人 泰耀
ケアホームフレンズⅡ

〒922-0402

加賀市柴山町ち98番地

TEL 0761 (74) 2400

FAX 0761 (74) 2377

URL friends@idagroupde.com

e-mail friends@idagroupde.com



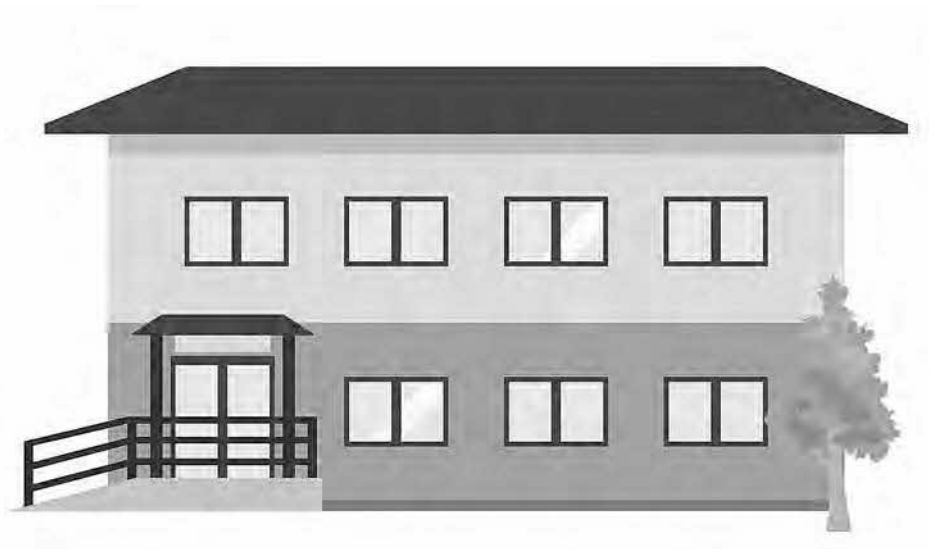
定員 男性4名

サービス内容 介護サービス包括型

家賃光熱費等 家賃：25,000円
光熱水費：12,000円(共益費、日用品費含む)

食事提供 あり 朝食：250円 昼食：350円
夕食：400円

事業所の特色 ケアホーム フレンズⅡでは
夜間常駐の職員はいませんが何かあればすぐに駆け付けれる職員が隣のフレンズにいます(夜間巡回も行っております)
自立度はその方それぞれ違いますが世話人さんのお手伝いもあるため、皆さん仲良く生活しています。



児童系サービス

児童発達支援事業所

- ◆児童発達支援センター
このゆびとーまれ山中
- ◆レイクサイド^{ジョイ}楽
- ◆すくすくセカンドフロンティア
- ◆放課後等デイサービスふれんど

●児童発達支援事業所

公益社団法人 地域医療振興協会
児童発達支援センター
このゆびとーまれ山中



〒922-0193
加賀市山中温泉上野町15番地1
TEL 0761 (78) 0301/FAX 0761 (78) 5234
URL <https://nukumori.jadecom.or.jp>
e-mail jidoudei-yamanaka@jadecom.jp

定員	10名(放課後等デイサービスと合わせて)
開所日時	平日(火曜日～金曜日) 10:00～17:00 土曜日・長期休暇 10:00～16:00
送迎	あり
実費負担	食費(希望者1食):500円 ※おやつのみの場合100円

事業所の特徴 季節の行事やお子様に合わせて活動等、楽しく遊ぶ中で様々な経験が出来るように活動を考えています。温泉プール療法や専門のリハビリ療法士によるリハビリも行い、特に未就学児にはリハビリの人気があり、早期療育を実践しています。また、就学児部門の「放課後等デイサービス」と合わせて、お子様一人ひとりに寄り添い、長期的に関われるところも特色の一つです。児童発達支援センターの役割として、ご希望に応じて利用児の通う保育園等に訪問し、保育士さんにこのゆびでの療育方法を伝達したり、情報共有したりする「保育所等訪問支援」サービスも行なっております。

●児童発達支援事業

地域の障がいのある子どもに、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う通所施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

●児童発達支援事業所

社会福祉法人 南陽園
レイクサイド^{ジョイ}楽



〒922-0402
加賀市柴山町も21番地
TEL 0761 (74) 6632/FAX 0761 (74) 6232
URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail joy@nanyo.or.jp

定員	10名(放課後等デイサービスと合わせて)
開所日時	月曜日～金曜日 長期休暇利用 10:00～16:00 放課後利用 14:00～17:00

送迎 あり

実費負担 弁当代(希望者1食):600円
その他:行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり

事業所の特徴 すぐ側には柴山湯や白山が眺望できる景観で、天気が良い日には中庭にて戸外活動も行います。個々に合わせた興味や関心に合わせた個別活動も活動の中に取り入れています。理学療法士による体操やストレッチも行っています。

● 児童発達支援事業所

すくすく加賀合同会社
すくすくセカンド
フロンティア



〒922-0013
加賀市上河崎町カ-9
TEL 050 (1745) 6983
URL <https://sakusaku-aupa.com/>
e-mail info@sukusukukaga.com

定員 10名

開所日時 月曜日～金曜日 放課後～17:30
土曜・祝日 9:30～15:30
※年末年始・お盆はお休み

送迎 あり 加賀市・小松市(無料)

実費負担 昼食代400円/日 おやつ代200円/日
※その他に行事や活動に伴う実費をいただく場合があります。

事業所の特徴 児童発達支援では、お一人おひとりに合わせた療育でお子様の発達をサポートします。日常生活に必要な動作やコミュニケーションの取り方を取得しています。お子様に合った運動遊びで楽しみながら経験を積み重ね、できなかった事ができるように、生活リズムを整え豊かな生活を送れるように、一人一人に沿った支援を行います。

● 児童発達支援事業所

グーテライゼ合同会社
放課後等デイサービス ふれんど

〒922-0242 加賀市山代温泉14-73-4
TEL 0744 (38) 9037 / FAX 0744 (38) 9037
e-mail friend.gutereise@gmail.com

定員 5名

開所日時 月曜日～金曜日 10:00～17:00
(祝祭日除く)

送迎 あり
学校のお迎え及びご自宅への送迎

実費負担 なし

児童系サービス

保育所等訪問支援

◆ 児童発達支援センター
このゆびと一まれ山中

保育所等訪問支援事業

保育所等を利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

● 保育所等訪問支援事業所

公益社団法人 地域医療振興協会
児童発達支援センター
このゆびと一まれ山中



〒922-0193
加賀市山中温泉上野町ル15番地1
TEL 0761 (78) 0301 / FAX 0761 (78) 5234
URL <https://nukumori.jadecom.or.jp>
e-mail jidoudei-yamanaka@jadecom.jp

訪問先 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等

実費負担 あり
必要に応じて教材費等

事業所の特徴 経験豊富な児童指導員・保育士やリハビリ療法士が在籍しており、お子様や保護者、支援者の方々のニーズや課題に焦点を合わせて、より実践的で効果的なアドバイスや情報提供等の支援を心がけております。また、児童発達支援センターの機能として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」事業を合わせて行っていることで、1人ひとりのお子様について、長い期間にわたって様々な場面での支援を送ることができ、保護者や外部の支援者との連携づくりが行いやすいのも特色の一つです。

児童系サービス

放課後等デイサービス事業所

- ◆キッズデイサービスゆめのわ
- ◆児童発達支援センター
このゆびとーまれ山中
- ◆レイクサイド楽^{ジョイ}
- ◆キッズきんじょう
- ◆すくすくスクール
- ◆すくすくセカンドフロンティア
- ◆放課後等デイサービスふれんど

放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どものじりつを促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

●放課後等デイサービス事業所

公益社団法人 地域医療振興協会
児童発達支援センター
このゆびとーまれ山中



〒922-0193
加賀市山中温泉上野町ル15番地1
TEL 0761 (78) 0301 / FAX 0761 (78) 5234
URL <https://nukumori.jadecom.or.jp>
e-mail jidoudei-yamanaka@jadecom.jp

- 定員** 10名 (児童発達支援と合わせて)
- 開所日時** 平日 (火曜日～金曜日) 10:00～17:00
土曜日・長期休暇 10:00～16:00
- 送迎** あり
- 実費負担** 食費 (希望者1食): 500円
※おやつのみの場合100円

事業所の特徴 遊びや学習のなかで様々な経験が出来るように活動を考えています。また、温泉プール療法や専門のリハビリ療法士によるリハビリも行っており、特に就学児からはプール療法の希望が多くあります。未就学児部門の「児童発達支援」サービスと合わせて、お子様一人ひとりに寄り添い、長期的に関われるところも特色の一つです。

●放課後等デイサービス事業所

社会福祉法人 幸徳園
キッズデイサービス
ゆめのわ



〒922-0331
加賀市動橋町72番地1
TEL 0761 (74) 1609 / FAX 0761 (74) 1022
e-mail kotokuen@kagacable.ne.jp

- 定員** 10名
- 開所日時** 月曜日～金曜日 9:00～17:15
- 送迎** あり (加賀市近郊はご相談に応じます)
- 実費負担** 昼食代 (希望者): 550円 おやつ: 50円
その他: 外出時にかかる食事代など

事業所の特徴 温かい雰囲気の中でお子様が安心して過ごせるよう見守り、ひとりひとりの個性にあった支援を考えています。活動内容としては、月2回のミュージックケアの他にリズム体操があり、音楽に合わせて身体を動かすことで、心身の成長にも繋がっています。長期休暇にはクッキングやおやつ作り、映画会、カラオケ、おでかけなど、年齢に応じた活動を提供しています。また、季節の行事や親子参加行事もあります。

●放課後等デイサービス事業所

社会福祉法人 南陽園
ジョイ
レイクサイド楽



〒922-0402
加賀市柴山町も21番地1
TEL 0761 (74) 6632 / FAX 0761 (74) 6232
URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail joy@nanyo.or.jp

- 定員** 10名 (児童発達支援と合わせて)
- 開所日時** 月曜日～金曜日
長期休暇等1日利用 10:00～16:00
放課後利用 14:00～17:00
- 送迎** あり
- 実費負担** 弁当代 (希望者1食): 600円
その他: 行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり

事業所の特徴 すぐ側には柴山湯や白山が眺望できる景観で、天気の良い日には中庭にて戶外活動も行います。個々に合わせた興味や関心に合わせた個別活動も活動の中に取り入れています。理学療法士による体操やストレッチも行っています。

●放課後等デイサービス事業所

社会福祉法人 松原愛育会
キッズきんじょう

〒922-0004
加賀市大聖寺上福田町口76番地2
TEL 0761 (73) 2580
FAX 0761 (73) 2581
URL <https://m-aiiku.jp>



定員 10名 (1日あたり)

開所日時 月～金、土 (第1、3、5) 9:30～17:30
(ただし、12月29日から1月3日までと国民の祝日を除く)
※時間外利用はご相談ください。

送迎 あり (学校や自宅への送迎をしています。相談に応じます。)

実費負担 おやつ作りや外出等にかかった費用(材料費、入場料等)をいただく場合があります。

事業所の特色 ダンスやボルダリングなどの体を動かす活動、屋上や庭スペースでの屋外活動、屋内での創作活動やプラネタリウムルームなど幅広く活動を提供します。また、各自に合った計画を立てて実施する個別支援も提供します。

●放課後等デイサービス事業所

すくすく加賀合同会社
放課後等デイサービス
すくすくスクール

〒922-0241 加賀市加茂町ハ420番地
TEL 050-1745-6983 / HP <http://sukusuku-aupa.com/>
Facebook <https://www.facebook.com/sukusuku.aupa/?fref=ts>
e-mail info@sukusukukaga.com
LINE ID @325swoxc



定員 10名

開所日時 月～金曜 (学校のある日) 放課後～ 17:30
(12月・1月・2月の冬期は17:00まで)
土曜・祝日・長期休暇 (学校のない日) 9:30～15:30
※年末年始・お盆はお休み

送迎 あり 加賀市・小松市 (無料)

実費負担 昼食代400円/日 おやつ代200円/日
※その他に行事や活動に伴う実費をいただく場合があります

事業所の特色 すくすくスクールコンセプト『できるを増やして伸ばす場所～自立サポートNo.1』
①所有する総合福祉施設「てぼるたーれKAGA」の人工芝グラウンドや室内コートでの「運動 (健康的な身体づくり)」
②所有する農園を利用した「農作業・調理・片付け (作業訓練・食育・自立 (自律) 訓練)」
③楽しく取り組める「音楽・創作活動」などの各種体験活動を通じて、心身の安定、健やかな成長へと繋げる活動を行っています。

●放課後等デイサービス事業所

すくすく加賀合同会社
すくすくセカンド
フロンティア

〒922-0013 加賀市上河崎町カ-9
TEL 050 (1745) 6983
URL <https://sakusaku-aupa.com/>
e-mail info@sukusukukaga.com



定員 10名

開所日時 月～金曜 (学校のある日) 放課後～ 17:30
(12月・1月・2月の冬期は17:00まで)
土曜・祝日・長期休暇 (学校のない日) 9:30～15:30
※年末年始・お盆はお休み

送迎 あり 加賀市・小松市 (無料)

実費負担 昼食代400円/日 おやつ代200円/日
※その他に行事や活動に伴う実費をいただく場合があります。

事業所の特色 「楽しみながら経験を積み重ね出来ることを増やしたい!」「生活リズムをつけたい!」「子ども達同士の関わりを増やしたい!」すくすくセカンドフロンティアでは楽しく過ごせる環境を提供します。
①所有する総合施設「てぼるたーれKAGA」の人工芝グラウンドや室内コートでの「運動 (健康で来な身体づくり)」
②落ちつきのある空間で楽しく取り組める創作活動などの各種体験活動を通じて、心身の安定、健やかな成長へと繋げる活動を行っています。

●放課後等デイサービス事業所

グーテライゼ合同会社
放課後等デイサービス ふれんど

〒922-0242 加賀市山代温泉14-73-4
TEL 0744 (38) 9037 / FAX 0744 (38) 9037
e-mail friend.gutereise@gmail.com

定員 5名

開所日時 月曜日～金曜日 10:00～17:00
(祝祭日除く)

送迎 あり
学校のお迎え及びご自宅への送迎

実費負担 なし

目次活動系サービス

地域活動支援センター 事業所

- ◆地域活動支援センター^{ジョイ}楽
- ◆地域活動支援センターかが
- ◆障がい者地域活動支援センター
やまなか

地域生活支援事業

【地域活動支援センター】

障がいのある人等が通うことにより、地域の実情に応じた、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域活動支援の促進を図ります。

●地域活動支援センター事業所

社会福祉法人 長久福祉会 地域活動支援 センターかが



〒922-0832 加賀市百々町81番地1
TEL 0761 (72) 4545 / FAX 0761 (72) 7030
URL <https://chokyuhukushi.jp/>
e-mail centerkaga@rhythm.ocn.ne.jp

定員 なし

開所日時 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土・祝日 9:00～17:00
(年末年始は閉所時間に変更があります)

サービス内容 ・創作活動 (箱折り作業、皿洗い)
・生活支援 *クラブ活動 (料理、ショッピング等)
*レクリエーション
・設備 (シャワー、お風呂、洗濯機、カラオケ、パソコンなどWi-Fi接続可能)

送迎 あり (原則、月～金曜日。加賀市内のみ)
登録者は無料で利用可能。ただし、未登録の方は片道100円。

実費負担 入浴100円 (シャワー 50円)、洗濯100円
食事代280円 (ごはん付)、250円 (おかずのみ)
※食事は持ち込み可能です。

事業所の特徴 毎日いろんな活動を行っています。活動はみんな
で話し合っていて決めています。活動に参加しなくても
仲間と話したり、お一人でテレビを観たりして
過ごされる方もいます。お一人おひとりが思い思い
に過ごすことができる場所です。またごはんの
提供も行っています。

●地域活動支援センター事業所

社会福祉法人 南陽園 地域活動 支援センター^{ジョイ}楽



〒922-0411
加賀市潮津町ム69番地1
TEL 0761 (74) 6613
FAX 0761 (74) 6680
URL <https://www.nanyo.or.jp/> / e-mail joy@nanyo.or.jp

定員 10名

開所日時 月曜日～土曜日 9:00～17:00
(8/15、12/30～1/3は除く)

サービス内容 地域活動支援センター

送迎 要相談

実費負担 食事代: 600円
行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり

事業所の特徴 地域活動支援センターでは、余暇活動、交流の場
として個々のニーズに応じてご利用ができます。

●地域活動支援センター事業所

社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会 障がい者地域活動 支援センターやまなか



〒922-0124 加賀市山中温泉湯の出町レ11番地
TEL 0761 (71) 0835 / FAX 0761 (78) 2773
URL <https://www.kagavc.jp/> / e-mail info@kagavc.jp

定員 30名

開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:00
(土日、祝祭日、年末年始を除く。)

サービス内容 ・いきがづくり
(健康維持、余暇活動のための各種教室開催)
・つながりづくり (地域交流、季節の行事等)
・あんしんづくり (悩みごとや不安などの相談)

送迎 あり: 片道100円 (加賀市内のみ)
実費負担 宅配弁当を注文する場合は実費負担 (持込み可能)
その他行事や活動に伴う実費をいただく場合があります。

事業所の特徴 障がいのある方が日常生活や社会生活を安心して過
ごすことができるよう、健康教室や余暇活動などの各
種教室を開催する「いきがづくり」、地域の中でい
ろいろな人との交流を促
進する「つながりづくり」
及び悩みごとや不安な
などの解決策と一緒に考
える「あんしんづくり」
の各種サービスを提供
し、障がいのある方の
“がんばり”を応援します。
健康教室のみ
河南地区会館で開催します。

日中活動系サービス

日中一時支援 (日中ショート) 事業所

- ◆レイクサイド^{ジョイ}楽
- ◆サポートセンターゆめのわ
- ◆石川県立錦城学園
- ◆カナンの園
- ◆多機能型事業所アグリ加賀
- ◆(独) 国立病院機構石川病院
- ◆グリーンファームもぐ
- ◆キッズきんじょう

●日中一時支援(日中ショート)事業所

社会福祉法人 南陽園

レイクサイド^{ジョイ}楽

〒922-0402

加賀市柴山町も21番地1

TEL 0761 (74) 6632

FAX 0761 (74) 6232

URL <https://www.nanyo.or.jp>

mail joy@nanyo.or.jp



定員 登録制

開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:30

送迎 要相談

実費負担 食事代: 600円、弁当持ち込み可
行事や日中活動にかかる費用は実費の場合あり。

事業所の特徴 障がい児の方がご利用できます。

障がい児の対応 児者ともに受け入れ可能

地域生活支援事業

【日中一時支援事業(日中ショート)】

家族の都合により、日中に障がいのある人を介護できない場合に一時的にお預かりするサービスです。(緊急時にも対応します。)

●日中一時支援(日中ショート)事業所

社会福祉法人 幸徳園

サポートセンター
ゆめのわ

〒922-0331

加賀市動橋町リ72番地1

TEL 0761 (74) 1609 / FAX 0761 (74) 1022

e-mail kotokuen@kagacable.ne.jp



定員 2名

開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:30
土曜日は要相談になります。(9:00～12:00)

送迎 あり: 片道100円～(距離に応じて)
加賀市外の方は要相談になります。

実費負担 食事代: 550円

事業所の特徴 家族の急な用事や、やむを得ない事情がある場合などに、1日2名(成人1名・児童1名)までの利用が可能です。希望をお聞きして、安心して過ごせる場所を提供します。

障がい児の対応 対応可能年齢: 6歳～18歳
(医療的ケアが必要な方の受け入れはできません)

●日中一時支援(日中ショート)事業所

社会福祉法人 松原愛育会
石川県立錦城学園

〒922-0562
加賀市高尾町ヌ1番地甲
TEL 0761 (72) 0069
FAX 0761 (72) 6868
URL <https://m-aiiku.jp>
e-mail kinjyo@m-aiiku.jp



定員 5名/日

開所日時 開所日時の制限はありません。

送迎 あり (20円/km)
※場所・時間等要相談

実費負担 食事代: 朝食350円
昼・夕食560円

事業所の特徴 児童の方も利用可能です。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢: ~18歳

●日中一時支援(日中ショート)事業所

社会福祉法人 珠明会
カナン園

〒922-0265
加賀市水田丸町ワ2番地2
TEL 0761 (77) 1500
FAX 0761 (77) 1531
URL <https://syumeikai.com>
e-mail kanannosono@beach.ocn.ne.jp



定員 2名

開所日時 月曜日~金曜日 9:00~17:00

送迎 なし

実費負担 食事代: 600円
その他: 創作活動、嗜好品等にかかわる費用

事業所の特徴 主に知的に障がいのある人を対象として入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行っています。

障がい児の対応 なし

●日中一時支援(日中ショート)事業所

社会福祉法人 花友会
多機能型事業所
アグリ加賀

〒922-0271
加賀市尾俣町33番地
TEL 0761 (77) 2622 / FAX 0761 (76) 3988
URL <https://hanayuukai.com/>
e-mail agurikaga1661@jeans.ocn.ne.jp



定員 2名

開所日時 月曜日~金曜日 9:00~16:30

送迎 あり: 片道 加賀市・小松市 50円
※その他の地域の方は相談

実費負担 食事代: 500円

事業所の特徴 日中預りだけではなく多機能型事業所アグリ加賀で行っている作業の体験などもできます。

障がい児の対応 なし

●日中一時支援(日中ショート)事業所

独立行政法人
国立病院機構石川病院
独立行政法人
国立病院機構石川病院

〒922-0405 加賀市手塚町サ150番地
TEL 0761 (74) 0700 / FAX 0761 (74) 7642
URL <https://ishikawa.hosp.go.jp>
e-mail 305-TOIAWASE@mail.hosp.go.jp



定数 空床型 (3床/日最大)

開所時間 9:30~16:30 (平日)

送迎 なし

実費負担 食事代: 朝・昼・夕 各260円
※食事加算提供後の実費負担額

事業所の特徴

- ・原則、重症心身障害児(者)を対象としている。
- ・医療状況については、人工呼吸器管理も含め、事前の診察、見学等において要相談
- ・金銭管理はしていない。

(その他確認事項)

- ・利用にあたっては、事前診察、見学および必要に応じて体験入所を行っていただき、契約後より利用開始できます。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢: 事前にご相談ください。

●日中一時支援(日中ショート)事業所

NPO法人 かが育成会
グリーンファームもぐ

〒922-0825
加賀市直下町イ23番地
TEL 0761 (72) 6312
FAX 0761 (76) 6116
e-mail greenfarm-mogu@trad.ocn.ne.jp



定員 10名

開所日時 平日 19:00~21:00
土曜日 16:00~18:00

送迎 なし

実費負担 活動時に必要となった実費をいただくこともあります。

事業所の特色 安心して楽しく過ごせる場所と支援を行います。

障がい児の対応 なし

●日中一時支援(日中ショート)事業所

社会福祉法人 松原愛育会
キッズきんじょう

〒922-0004
加賀市大聖寺上福田町口76番地2
TEL 0761 (73) 2580
FAX 0761 (73) 2581



定員 10名

開所日時 開所日時の制限はありません。

送迎 あり(自宅への送迎をしています。自宅以外にも相談に応じます。)

実費負担 食事代:朝食300円
昼食(外注弁当)570円~640円
夕食500円
※食事の持ち込み可
送迎費(車両燃料費):20円/km

事業所の特色 児童の方も利用可能です。

障がい児の対応 あり 対応可能年齢:事前にご相談ください。

児童系サービス

日中一時支援
(タイムケア)事業所

◆地域交流の家ふらっと

地域生活支援事業

【日中一時支援事業(タイムケア)】

障がいのある子どもが安全で楽しい時間を過ごせる環境を提供します。

●日中一時支援(タイムケア)事業所

特定非営利活動法人 ふらっと
地域交流の家
ふらっと

〒922-0103
加賀市山中温泉長谷田町への91番地1
TEL 0761 (78) 2210 / FAX 0761 (78) 2239
e-mail flat-b@abeam.ocn.ne.jp



定員 3名

開所日時 月曜日~金曜日 14:00~17:00
(長期休暇時は平日9:00~17:00 要相談)
土曜日、祝日 9:00~16:30
日曜日、12月30日~1月3日はお休み。

送迎 あり(帰りのみ)

実費負担 決まった実費はないが、活動時に必要となればあり。

事業所の特色 介護保険法と障害者総合支援法のデイサービスを併設している共生型の事業所なので、高齢者や障がいのある人たちとふれあうことができます。

障がい者(児)の総合相談窓口はこちら

加賀市障がい者基幹相談支援センター (加賀市地域包括支援センター)

こちらまでご相談ください

- 相談窓口：加賀市役所(別館1階)
- 電話番号：(0761)72-8186 はいハロー
- FAX番号：(0761)72-1665
- メールアドレス：kokoro@city.kaga.lg.jp

障害福祉制度に関する相談窓口
このガイドブックの内容に関する問い合わせ

ふれあい福祉課

こちらまでご相談ください

- 相談窓口：加賀市役所(別館1階)
〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地
- 電話番号：(0761)72-7852
- FAX番号：(0761)72-1665
- メールアドレス：fureai@city.kaga.lg.jp